

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年1月14日
【発行者名】	東海道リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 加藤 貴将
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	東海道リート・マネジメント株式会社 取締役会長 江川 洋一
【電話番号】	03-6281-6882
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資証券に 係る投資法人の名称】	東海道リート投資法人
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資証券の 形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 37億円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1億円 (注1) 発行価額の総額は、2024年12月26日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は、上記の金額とは異なります。 (注2) 売出価額の総額は、2024年12月26日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。
安定操作に関する事項	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）】

（1）【投資法人の名称】

東海道リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）

（英文ではTokaido REIT, Inc.と表示します。）

（2）【内国投資証券の形態等】

本書により募集又は売出しの対象とされる有価証券は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）にしたがって設立された本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）です。本投資口は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「社債株式等振替法」といいます。）の規定の適用を受ける振替投資口であり、社債株式等振替法第227条第2項に基づき請求される場合を除き、本投資口を表示する投資証券を発行することができません。

また、本投資口は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

本投資口について、本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（注）投信法上、均等の割合的単位に細分化された投資法人の社員の地位を「投資口」といい、その所有者を「投資主」といいます。本投資口を購入した投資家は、本投資法人の投資主となります。

（3）【発行数】

38,483口

（注）本「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」に記載の募集（以下「一般募集」又は「本募集」ということがあります。）に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社がヨシコン株式会社（以下「ヨシコン」ということがあります。）から1,924口を上限として借入れる本投資口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

（4）【発行価額の総額】

37億円

（注）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、2024年12月26日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

（5）【発行価格】

未定

（注1）発行価格等決定日（後記「(13) 引受け等の概要」に定義します。以下同じです。）の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）から2025年1月期（第7期）に係る1口当たり予想分配金3,330円を控除した価格に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切り捨て）を仮条件とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及び売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」といいます。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人のウェブサイト（[URL] <https://www.tokaido-reit.co.jp>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

（注2）上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2025年1月21日（火）から2025年1月23日（木）までのいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が本投資口1口当たりの払込金として引受人から受け取る金額）を決定します。

（注3）後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。

（６）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（７）【申込単位】

1口以上1口単位

（８）【申込期間】

2025年1月22日（水）

（注）申込期間については、上記のとおり内定していますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り下げることがあります。当該需要状況等の把握期間（ブックビルディング期間）は、2025年1月17日（金）から、最短で2025年1月21日（火）まで、最長で2025年1月23日（木）までを予定していますが、実際の発行価格等決定日は、2025年1月21日（火）から2025年1月23日（木）までの間のいずれかの日を予定しています。したがって、申込期間は、

発行価格等決定日が2025年1月21日（火）の場合、上記のとおり

発行価格等決定日が2025年1月22日（水）の場合、「2025年1月23日（木）」

発行価格等決定日が2025年1月23日（木）の場合、「2025年1月24日（金）」

となりますので、ご注意ください。

（９）【申込証拠金】

申込証拠金は、発行価格と同一の金額です。

（１０）【申込取扱場所】

引受人の本店並びに全国各支店及び営業所

（１１）【払込期日】

2025年2月3日（月）

（１２）【払込取扱場所】

株式会社みずほ銀行 静岡支店

静岡県静岡市葵区追手町8-1

（注）上記払込取扱場所での申込みの取扱いはいりません。

(1 3) 【引受け等の概要】

以下に記載する引受人は、2025年1月21日（火）から2025年1月23日（木）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受 投資口数
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
静銀ティーマ証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
株式会社 S B I 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	
合 計	-	38,483口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している東海道リート・マネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」ということがあります。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 一般募集の共同主幹会社は、みずほ証券株式会社及び大和証券株式会社（以下「共同主幹会社」と総称します。）です。

(注4) 各引受人の引受投資口数及び引受投資口数の合計は、発行価格等決定日に決定されます。

(1 4) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(1 5) 【手取金の使途】

一般募集における手取金37億円については、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 新規取得資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。）（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金及びその付随費用の一部に充当する予定です。

(注1) 調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

(注2) 上記の手取金は、2024年12月26日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(1 6) 【その他】

- (ア) 申込みの方法は、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所へ申込みを行い、前記「(9) 申込証拠金」に記載の申込証拠金は申込期間の翌営業日まで（以下「申込証拠金の入金期間」といいます。）に当該申込取扱場所へ入金するものとします。

したがって、

発行価格等決定日が2025年1月21日（火）の場合、申込証拠金の入金期間は「2025年1月22日（水）から2025年1月23日（木）まで」

発行価格等決定日が2025年1月22日（水）の場合、申込証拠金の入金期間は「2025年1月23日（木）から2025年1月24日（金）まで」

発行価格等決定日が2025年1月23日（木）の場合、申込証拠金の入金期間は「2025年1月24日（金）から2025年1月27日（月）まで」

となりますので、ご注意下さい。

- (イ) 申込証拠金のうち発行価額相当額は、前記「(11) 払込期日」に記載の払込期日に新投資口払込金に振替充当します。

- (ウ) 申込証拠金には、利息をつけません。

- (エ) 一般募集の対象となる本投資口の受渡期日は、2025年2月4日（火）です。一般募集の対象となる本投資口は、受渡期日から売買を行うことができます。社債株式等振替法の適用により、本投資口の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

- (オ) 引受人は、本投資法人の指定する販売先として、本資産運用会社及び本投資法人の投資主であり、かつ、本資産運用会社の株主であるヨシコンに対し、一般募集における本投資口のうち、それぞれ、520口及び3,770口を販売する予定です。

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【投資法人の名称】

前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（1）投資法人の名称」に同じです。

（２）【内国投資証券の形態等】

前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（2）内国投資証券の形態等」に同じです。

（３）【売出数】

1,924口

（注）オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社がヨシコンから1,924口を上限として借入れる本投資口の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
今後、売出数が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人のウェブサイト（[URL] <https://www.tokaido-reit.co.jp>）（新聞等）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

（４）【売出価額の総額】

1億円

（注）売出価額の総額は、2024年12月26日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

（５）【売出価格】

未定

（注）売出価格は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（5）発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

（６）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（７）【申込単位】

1口以上1口単位

（８）【申込期間】

2025年1月22日（水）

（注）申込期間は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）（8）申込期間」に記載の一般募集の申込期間と同一とします。

（９）【申込証拠金】

申込証拠金は、売出価格と同一の金額です。

（１０）【申込取扱場所】

みずほ証券株式会社の本店及び全国各支店並びに営業所

（１１）【受渡期日】

2025年2月4日（火）

（１２）【払込取扱場所】

該当事項はありません。

（１３）【引受け等の概要】

該当事項はありません。

（１４）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

（１５）【手取金の使途】

該当事項はありません。

（１６）【その他】

申込みの方法は、前記「(8) 申込期間」に記載の申込期間内に前記「(10) 申込取扱場所」に記載の申込取扱場所へ申込みを行い、前記「(9) 申込証拠金」に記載の申込証拠金は申込証拠金の入金期間に当該申込取扱場所へ入金するものとします。

(注) 申込証拠金の入金期間は、前記「1 募集内国投資証券（引受人の買取引受けによる一般募集）」(16) その他（ア）」に記載の一般募集の申込証拠金の入金期間と同一とします。

申込証拠金には、利息をつけません。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる本投資口は、前記「(11) 受渡期日」に記載の受渡期日から売買を行うことができます。

社債株式等振替法の適用により、本投資口の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

該当事項はありません。

第4【短期投資法人債】

該当事項はありません。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社がヨシコンから1,924口を上限として借入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,924口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、借入投資口の返還に必要な本投資口を取得するために、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限として、一般募集の発行価額と同一の価格で追加的に本投資口を買取る権利（以下「グリーンシュエーション」といいます。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年2月21日（金）を行使期間として、ヨシコンから付与されます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の翌日から2025年2月21日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」（注）といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引による買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

みずほ証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって買い付け、借入投資口の返還に充当する口数を減じた口数について、グリーンシュエーションを行使し、本投資口をヨシコンから取得する予定です。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社によるヨシコンからの本投資口の借入れ、ヨシコンからみずほ証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

なお、上記の取引に関して、みずほ証券株式会社は、大和証券株式会社と協議の上、これを行います。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2025年1月21日（火）の場合、
「2025年1月23日（木）から2025年2月21日（金）まで」

発行価格等決定日が2025年1月22日（水）の場合、
「2025年1月24日（金）から2025年2月21日（金）まで」

発行価格等決定日が2025年1月23日（木）の場合、
「2025年1月25日（土）から2025年2月21日（金）まで」

となりますのでご注意下さい。

2 売却・追加発行の制限

一般募集に関連して、本資産運用会社は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等を行わない旨を約する予定です。
共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

一般募集に関連して、ヨシコンに、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴うみずほ証券株式会社への本投資口の貸付け及びグリーンシュエプションの行使に基づくみずほ証券株式会社への本投資口の売却を除きます。）を行わない旨を約していただく予定です。
共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有する予定です。

一般募集に関連して、本投資法人は、共同主幹事会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（ただし、一般募集及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。
共同主幹事会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

3 目論見書の電子交付について

引受人等は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおける目論見書の提供を、原則として、書面ではなく、電子交付により行います(注)。

(注) 本投資法人は、電磁的方法による目論見書記載事項の提供を「目論見書の電子交付」と呼んでいます。目論見書提供者は、目論見書被提供者から同意を得た上で、目論見書に記載された事項を電磁的方法により提供した場合、目論見書の交付をしたものとみなされます（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）（以下「金融商品取引法」といいます。）第27条の30の9第1項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）（以下「特定有価開示府令」といいます。）第32条の2第1項）。したがって、当該同意が得られない場合、また、当該同意が撤回された場合（特定有価開示府令第32条の2第7項）は、目論見書の電子交付はできませんが、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しにおいては、引受人等は当該同意が得られ撤回されていない投資家に対してのみ投資口を販売します。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法第27条において準用する金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第6期（自2024年2月1日 至2024年7月31日） 2024年10月28日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

該当事項はありません。

4【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である2024年10月28日付の第6期有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関して、本書の日付現在までに補完すべき情報は、以下に記載のとおりです。

以下の文中に記載の事項を除き、参照有価証券報告書に記載されている事項については、本書の日付現在、変更がないと判断しています。

なお、以下の文中における将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本書の日付現在において本投資法人が判断したものです。

（注）以下の文中において記載する数値は、別途記載する場合を除き、最小桁未満を切り捨てて記載し、比率及び年数については最小桁未満を四捨五入した数値を記載しています。したがって、各項目別の数値の合計が一致しない場合があります。

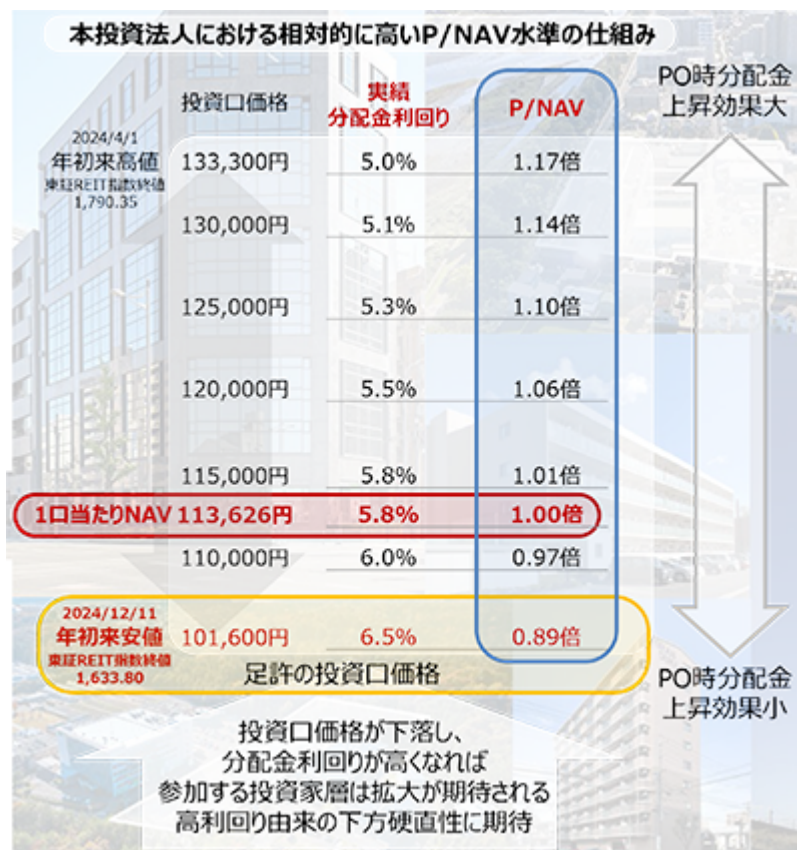
1 投資方針

本投資法人の競争力である相対的に高いP/NAV水準と鑑定NOI利回りについて

2024年以降、東証REIT指数は米国金利の不透明感やインフレによるコスト上昇などを背景に、軟調に推移しています。このような環境下において、本投資法人を含む多くのJ-REITでP/NAV(注1)が1.0倍を下回る状況にあることに加え、実物不動産市場においては不動産価格が高止まり、J-REITが成長に資する適正な価格で物件を取得することが難しい環境となっています。

一方で、このような環境下でも、本投資法人のP/NAVは、ポートフォリオの内容や「産業地域」に所在するアセットの鑑定評価額対比のNOI利回りの高さから、相対的に高い水準を維持しています。また、本投資法人は、これまでの物件取得実績から、物件取得能力の高さを評価されていると考えており、後記「AM会社が主体的に関与し、連携を通じたパイプライン拡大を継続」で記載のパイプラインを始めとした、「産業地域」の物件情報は増加しています。さらに、本投資法人は、資産規模拡大により、投資家からの要求分配金利回り(注2)が低下すればP/NAVの上昇が期待できると考えており、要求分配金利回りの低下を通じた好循環成長の実現を目指します。

本投資法人は、2024年12月26日時点の投資口価格、及び新規取得資産(注3)の収益性を踏まえ、本募集を通じた物件取得が投資主価値の向上に資すると考え、本募集を決議いたしました。本募集及びパイプラインの状況を踏まえると、中期目標である資産規模1,000億円への目途は立ったものと考えており、今後は、中長期目標である資産規模2,000億円に向けパイプラインの拡大を継続していきたいと考えています。



J-REIT57銘柄中のP/NAV順位と実績分配金利回り

1位	日本ビルファンド投資法人	1.05倍	3.9%
2位	インヴィンシブル投資法人	0.99倍	5.6%
3位	いちごホテルリート投資法人	0.99倍	4.1%
4位	ジャパンリアルエステイト投資法人	0.94倍	4.4%
5位	日本アコモデーションファンド投資法人	0.93倍	3.9%
6位	東海道リート投資法人	0.93倍	6.3%
7位	ジャパン・ホテル・リート投資法人	0.90倍	4.4%

（出所）2024年11月29日時点のJ-REIT.comより本資産運用会社が作成

（注1）P/NAVは、2024年11月29日時点の東京証券取引所における上記各投資法人の投資口の普通取引の終値（又は表中に記載の本投資法人の投資口価格）を上記各投資法人の1口当たりNAVで除した値を、小数第3位を四捨五入して記載しています。また、上記各投資法人の1口当たりNAVについては、以下の計算式により算出しています。なお、各項目の数値については、2024年11月29日時点で上記各投資法人が開示している資料に基づいています。

1口当たりNAV = (出資総額 + 出資剰余金) ÷ (不動産鑑定価格 - 不動産帳簿価格) ÷ 発行済投資口の総口数

（注2）要求分配金利回りは、投資家が各J-REITのアセットタイプや資産規模等を踏まえて要求していると考えられる分配金利回りをいいます。

（注3）「新規取得資産」とは、本投資法人が2024年12月19日付で取得したAIG京都ビル（以下「第7期取得済資産」といいます。）及び取得予定資産を総称していいます。

（注4）実績分配金利回りは、以下の計算式により算出しています。なお、各項目の数値については、2024年11月29日時点で各投資法人が開示している資料に基づいています。

実績分配金利回り = (過去2期分の1口当たり分配金（利益超過分配金を含みます。）の総額) ÷ 東京証券取引所における投資口の普通取引の終値（又は表中に記載の本投資法人の投資口価格）

インベストメント・ハイライト

本投資法人は、本募集及び本募集と並行して実施する借入れ（以下「本借入れ」といいます。）による調達資金を使用して、取得予定資産を取得します（以下、かかる取組みを第7期取得済資産の取得と合わせて、「本取組み」といいます。）。

本投資法人は、上場後、3回目の公募増資となる本募集に係るインベストメント・ハイライトを以下の4つと考えています。

<インベストメント・ハイライト>

（イ）3年連続の公募増資で成長し、中期1,000億円に向け巡航速度を維持

（ロ）インフレに先行／追従する産業が集積する地域への投資によるポートフォリオの成長

1. 「産業地域」のビジネス需要を取込む産業・ビジネスアセットに投資
2. 公的不動産（PRE）（注1）を含む産業インフラアセットの工場底地に継続投資
3. インフレに先行する輸出型製造業が多い「産業地域」の住居系アセットに追加投資
4. 賃料ギャップを埋める内部成長とインフレに対応可能なポートフォリオ

（ハ）AM会社（注2）が主体的に関与し、連携を通じたパイプライン（注3）拡大を継続

1. 「産業地域」のニーズを捉え、複数スポンサーとAM会社が協力して複数物件を開発
2. CRE（注4）提案やPRE投資で「産業地域」のニーズを取り込みパイプラインを拡大

（二）工場底地を含めたアセットタイプの拡大と今後の成長戦略

1. 持続可能な製造業を背景とする工場底地取得の考え方
2. 米中のデカップリングや製造業の国内回帰から、継続的に投資機会を捕捉

（注1）「PRE」とは、Public Real Estateの略で、国や地方公共団体の保有する不動産又はその戦略的な活用のための取組みをいいます。以下同じです。

（注2）本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している東海道リート・マネジメント株式会社について、以下「本資産運用会社」とは別に「AM会社」という場合があります。

（注3）「パイプライン」とは、将来的に本投資法人が取得する可能性のある候補物件を総称していいます。なお、本書の日付現在、取得予定資産以外に本投資法人が具体的に取得の決定を行った物件はなく、今後取得できる保証もありません。以下同じです。

（注4）「CRE」とは、Corporate Real Estateの略で、企業の保有する不動産又はその戦略的な活用のための取組みをいいます。以下同じです。

3年連続の公募増資で成長し、中期1,000億円に向け巡航速度を維持

(イ) 持続可能な経済基盤を有する「産業地域」への重点投資の継続

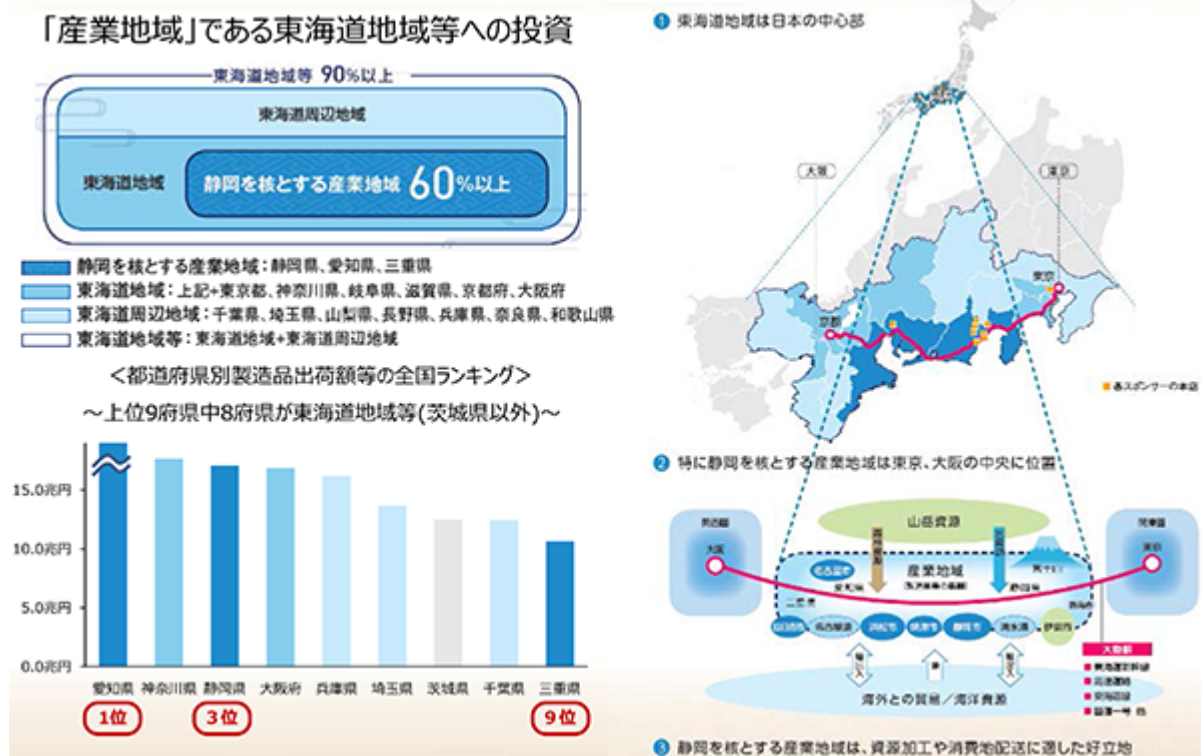
本投資法人は、日本の「産業地域」の主要な地域を占める東海地域等（東海地域(注1)及び東海周辺地域(注2)をいいます。以下同じです。）を投資対象地域としており、9割以上を当該地域に投資していく予定です。

今回、これまで重点投資をしてきた静岡を核とする産業地域（静岡県、愛知県及び三重県をいいます。以下同じです。）(注3)に存する愛知県の物件に加え、新たに東海地域である京都府及び神奈川県の物件を取得することにより、「産業地域」への重点投資を継続します。

(注1) 東海地域とは、静岡県、愛知県、三重県、東京都、神奈川県、岐阜県、滋賀県、京都府及び大阪府をいいます。以下同じです。

(注2) 東海周辺地域とは、東海地域に隣接する千葉県、埼玉県、山梨県、長野県、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいいます。以下同じです。

(注3) 本投資法人のメインスポンサーであるヨシコンが静岡県を拠点としており、本投資法人としては投資に際しても特に静岡県に重点を置いていることから、静岡県、愛知県及び三重県の総称として「静岡を核とする産業地域」という名称を使用しています。



(出所) <都道府県別製造品出荷額の全国ランキング>につき、2020年工業統計より本資産運用会社が作成

(注) 投資比率はあくまでも目安であって、本投資法人のポートフォリオが上記比率のとおり構築されることを保証するものではありません。また、ポートフォリオ構築期間中等の事情により、一時的に上記比率のとおりとならないことがあります。

(ロ) 「産業地域」の豊富なニーズを取り込む投資でIPO時対比で約2.0倍の規模に成長

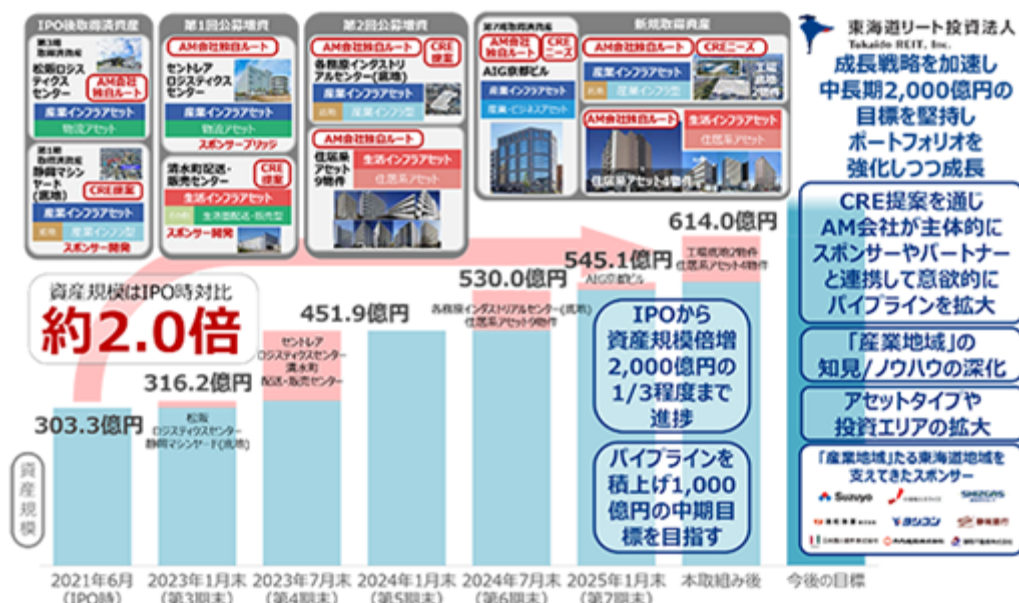
本投資法人は、本募集及び本借入れによる調達資金を充ち、みよしインダストリアルセンター（底地）（取得予定価格5.8億円）、開成町インダストリアルセンター（底地）（取得予定価格15.9億円）及び住居系アセット4物件（取得予定価格合計47.2億円）を取得する予定です。また、本投資法人は、2024年12月19日付でAIG京都ビル（取得価格15.1億円）を取得しており、IPO時（2021年6月）に303.3億円であった資産規模(注1)は、本取組み後(注2)には614.0億円となり、IPO時対比で約2.0倍となる予定です。

本投資法人は、現状、スポンサーにおいて計画しているパイプラインと、当該パイプライン物件を取得するまでの間に用意し得るスポンサー及びAM会社独自ルートによる第三者物件の取得を組み合わせると、IPO以降において掲げていた中期目標である1,000億円(注3)は十分に見据えることができていると考えています。

また、中長期目標である資産規模2,000億円(注3)については、本取組み後において3分の1程度まで進捗することとなり、CRE提案を通じたパイプラインの拡大、「産業地域」の知見並びにノウハウの深化及びアセットタイプや投資エリアの拡大といった成長戦略を加速

して、中長期目標である資産規模2,000億円を堅持し、ポートフォリオを強化しつつ成長を目指していく予定です。

また、今回の新規取得資産のうち、第7期取得済資産であるAIG京都ビルは、「産業地域」の豊富なニーズを取込む産業インフラアセット(注4)（産業・ビジネスアセット）、取得予定資産であるみよしインダストリアルセンター（底地）及び開成町インダストリアルセンター（底地）は、「産業地域」の豊富なニーズを取込む産業インフラアセット（底地アセット（産業インフラ型））であり、その他の取得予定資産である住居系アセット4物件は近隣の人口集積を背景とした生活インフラアセット(注4)です。



(注1) 「資産規模」とは、取得（予定）価格の合計をいい、「取得（予定）価格」とは、保有資産又は新規取得資産に係る各売買契約書に記載された各不動産又は各不動産信託受益権の売買代金（消費税及び地方消費税並びに売買手数料等の諸費用を含みません。）をいいます。以下同じです。

(注2) 「本取組み後」とは、別途明示しない限り、全ての取得予定資産の取得が完了する2025年2月4日時点进行いいます。以下同じです。

(注3) かかる目標は、本書の日付現在の本投資法人の目標値であり、その実現を保証又は約束するものではありません。本投資法人の資産規模の拡大については、資金調達環境や、候補物件の取得機会の程度及びその売主との交渉等によることになるため、資産規模目標を達成できない結果となる可能性があります。以下同じです。

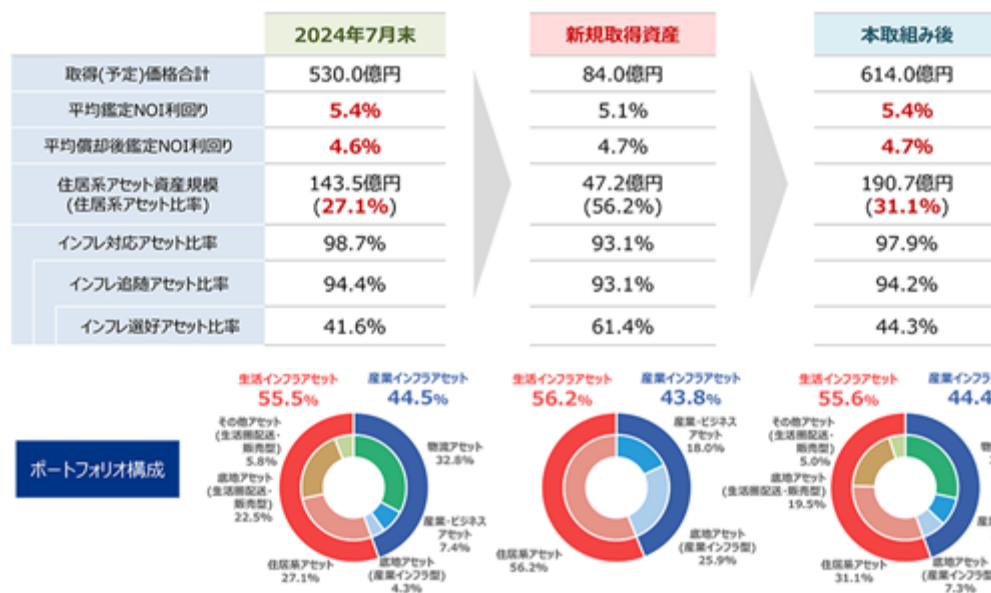
(注4) 「産業インフラアセット」とは、物流施設及び産業・ビジネスの基盤として企業が活用する施設並びにこれらを使用とする底地をいい、「生活インフラアセット」とは、住居及びその底地並びに生活圏配送・販売を使用とする底地及びその他のアセットをいいます。以下同じです。なお、「産業インフラアセット」及び「生活インフラアセット」の内容については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 産業集積と人口集積に支えられた安定的なポートフォリオによる成長」もご参照ください。

(ハ) 本取組みによりインフレに対応しながら成長する「産業地域」のポートフォリオ

本取組みにより、本投資法人のポートフォリオは以下のとおり成長することが期待されます。

まず、本取組みにより、ポートフォリオの平均鑑定NOI利回り(注1)及び平均償却後鑑定NOI利回り(注2)は2024年7月末（第6期末）と同水準に留まる一方で、住居系アセットの資産規模は2024年7月末（第6期末）における143.5億円から190.7億円に大きく成長しながら、住居系アセット比率（取得（予定）価格ベース）は27.1%から31.1%に向上し、インフレに対応した賃料増額の交渉機会が相対的に多いと考えられる物件の比率も上昇する予定です。

また、インフレ対応アセット比率(注3)は、98.7%から97.9%、インフレ追随アセット比率(注3)は、94.4%から94.2%、インフレ選好アセット比率(注3)は、41.6%から44.3%と高水準を維持します。本投資法人はインフレ環境下においても、こうした物件において賃料の増額交渉を行うことで、インフレに対応した内部成長の実現が期待できるポートフォリオの構築を目指していきます。



- (注1) 「平均鑑定NOI利回り」とは、保有資産又は取得予定資産に係る不動産鑑定評価書に記載された直接還元法（ただし、取得予定資産のうち、みよしインダストリアルセンター（底地）については有期還元法、開成町インダストリアルセンター（底地）についてはDCF法（3年目））における運営純収益（鑑定NOI）の合計の、取得（予定）価格の合計に対する比率をいいます。以下同じです。
- (注2) 「平均償却後鑑定NOI利回り」とは、保有資産又は取得予定資産に係る鑑定NOIから減価償却額の見込み額を差し引いた償却後鑑定NOIの合計の、取得（予定）価格の合計に対する比率をいいます。
- (注3) 「インフレ対応アセット比率」、「インフレ追従アセット比率」及び「インフレ選好アセット比率」については、後記「インフレに先行／追従する産業が集積する地域への投資によるポートフォリオの成長（へ）賃料ギャップを埋める内部成長とインフレに対応可能なポートフォリオ」をご参照ください。
- (注4) 「ポートフォリオ構成」は、取得（予定）価格の合計に占める各保有資産又は新規取得資産の取得（予定）価格の割合を示しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(ロ) 「産業地域」のビジネス需要を取込む産業・ビジネスアセットに投資

～「産業地域」のビジネス需要を取込む初の京都物件～

本投資法人は、2024年12月19日付でAIG京都ビルを取得しました。

AIG京都ビルは、取得価格15.1億円、鑑定NOI利回り(注)4.8%、鑑定評価額15.2億円であり、本資産運用会社の有するネットワークと目利きを十分活用することにより、適正な価格水準での取得ができたものと考えています。

本物件の概要及び本物件を取得するに際して本投資法人が重視した投資価値（取得のポイント）は下記のとおりです。

(注) 「鑑定NOI利回り」は、各保有資産又は新規取得資産の鑑定NOIを取得（予定）価格で除した値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。かかる数値は、本資産運用会社が算出したものであり、不動産鑑定評価書に記載された数値ではありません。以下同じです。

a. エリアの優位性

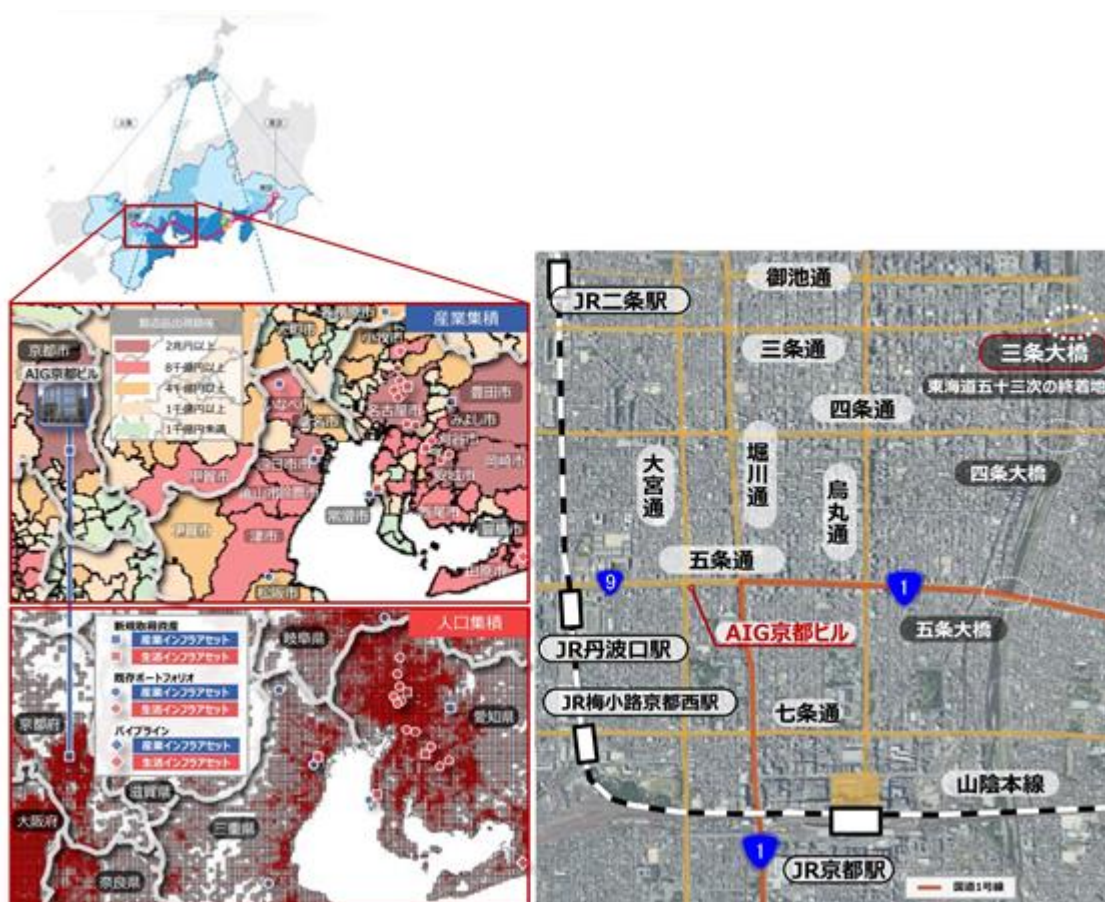
1. 京都は日本の首都として東京より歴史があり、産業、人口ともに高度に集積
 - (ア) 京都は19世紀に東京に移転するまで約1,000年に亘り、日本の首都が置かれた都市
 - (イ) 長い歴史に培われた文化遺産に加え、企業の資本や商品のクオリティを左右する高度な消費者文化も蓄積
 - (ウ) 東海道五十三次の終着地であり、東海道地域と深い歴史的繋がり
2. 世界で評価される企業が集積する「産業地域」であり、豊富なテナントニーズあり
 - (ア) 古都に集積した資本が育んできた技術や、ノーベル賞受賞者を日本で最も輩出する京都大学を中心とする豊富な人材を背景に企業群は高度な競争力を維持
 - (イ) 類似保有資産であるミッドビルディング四日市が所在する四日市市と京都市の産業は概ね同規模

市町村別 (東海道地域等/愛知以西)		製造品出荷額等	京都府に本社所在のグローバル大企業 時価総額順 (2024年11月末時点)		
1位	豊田市	15.2兆円	1位	任天堂	11.4兆円
6位	大阪市	3.6兆円	2位	村田製作所	4.9兆円
7位	堺市	3.5兆円	3位	ニデック	3.2兆円
8位	神戸市	3.4兆円	4位	京セラ	2.2兆円
9位	名古屋市	3.3兆円	5位	島津製作所	1.2兆円
14位	四日市市	2.8兆円	6位	オムロン	0.9兆円
15位	岡崎市	2.6兆円	7位	SCREENホールディングス	0.9兆円
16位	安城市	2.5兆円	8位	ローム	0.5兆円
17位	京都市	2.5兆円	9位	ワコールホールディングス	0.2兆円
18位	姫路市	2.3兆円			

(出所) 2020年工業統計より本資産運用会社が作成

(注) 時価総額は、2024年11月29日時点の終値に発行済株式数を乗ずることで算出しています。

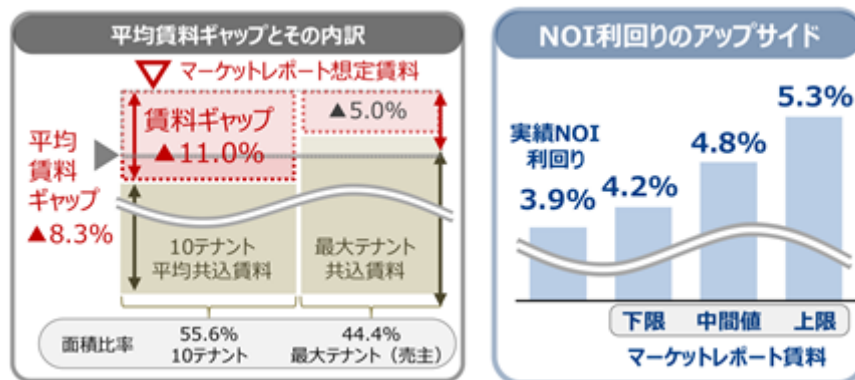
3. 京都駅を含むエリアの広域アクセスの良い五条通と大宮通が交差する交通の要衝
- (ア) 国道1号線の五条大橋を渡る五条通は幅員51m、大宮通は17mと広域へのアクセス良好
- (イ) 京都市の人口は約140万人であり、市街地を中心に人口が高度に集積



(注) パイプラインについては、本書の日付現在、本投資法人が取得する予定はなく、今後取得できる保証もありません。

b. テナントの優位性

1. テナント数11のマルチテナント物件であり、事務所部分の契約期間は短く、インフレに対応した賃料増額交渉の機会が多い
2. 需給がひっ迫した環境にあり、賃料ギャップ(注1)は平均▲8.3%と魅力ある水準で、アップサイド余地が見込める
 - (ア) 賃貸可能面積の55.6%を占める売主の自己使用部分以外の賃料ギャップは▲11.0%
 - (イ) 産業、行政、損保関連と地域性を映したテナントを擁し、売主以外の10テナントの平均面積は147㎡と分散も十分
 - (ウ) 賃貸可能面積の44.4%を占める最大テナントはセール&リースバックであり、密着性(注2)を確保



- (注1) 賃料ギャップは、各テナントと締結している賃貸借契約に記載された賃料（共益費を含みます。以下「契約賃料」といいます。）とマーケットレポート賃料との差額を数値化したものをいいます。今後の運用において、かかる差額の賃料上昇が実現することを保証するものではありません。なお、「マーケットレポート賃料」とは、シービーアールイー株式会社が査定した一時点における一定の幅を持った賃料単価で、賃料ギャップ算出の際は、中央値で算出しています。
- (注2) 「密着性」とは、テナントが当該物件を拠点として利用している等の理由により、賃貸借契約終了後においても、更新等によりテナントが当該物件に留まる蓋然性を指します。以下同じです。
- (注3) 実績NOI利回りは、売主から情報提供された2023年9月から2024年8月の賃料収入（共益費を含み、本投資法人による取得後に売主との間で締結された賃貸借契約に基づく賃料を加算した金額をいいます。）、駐車場収入及び水道光熱費収入から算出した運営収益から、2023年9月から2024年8月の維持管理費、水道光熱費、修繕費、プロパティーマネジメントフィー、公租公課、損害保険料及び消耗品費等を差し引くことで算出されたNOIを取得価格で除することで算出しています。また、マーケットレポート賃料におけるNOI利回りは、シービーアールイー株式会社が査定した一時点におけるマーケットレポート賃料（AIG京都ビルのサンプル調査に基づく想定成約賃料）のうち、上限値、中間値及び下限値で賃料収入を算出し、賃料収入、不動産鑑定評価書に記載された駐車場収入、水道光熱費収入及び空室等損失から算出した運営収益から、維持管理費、水道光熱費、修繕費、プロパティーマネジメントフィー、公租公課、損害保険料及び消耗品費等を差し引くことで算出されたNOIを取得価格で除することで算出しています。

3. 京都市全体でも、空室率低下と賃料上昇がみられ、マクロ環境は良好

- (ア) 空室率は下落傾向で足許4.1%と空室が限定的な状況
- (イ) 空室率を反映して、平均賃料は上昇トレンドであり、2024年10月末で、コロナ禍前（2020年1月末）対比で8.7%上昇

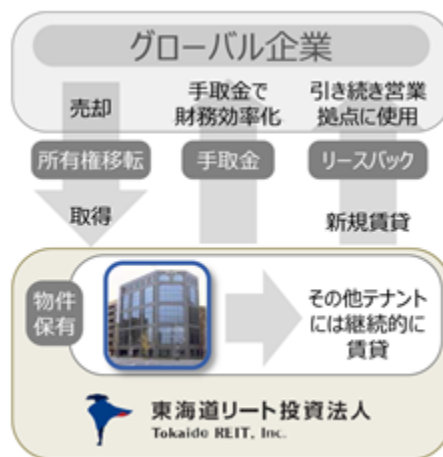
<京都市内のオフィスビルの状況>



(出所) 三鬼商事株式会社作成の「オフィスマーケット」より本資産運用会社が作成

c. 物件・立地の優位性

- 京都市内に損保支店として建築された格調高いスペックを誇る物件であり、駐車場を備え社用車のニーズが高いエリア特性に対応
 - 非常に好調な運用が継続する既存物件で、同じく損保支店であったミッドビルディング四日市と類似する格調高いスペックの産業・ビジネスアセット
 - 「産業地域」の中心部にありながら、幹線道路へのアクセスも良く、駐車場ニーズの高いテナントに対応可能
- AM会社独自ルートのネットワークを活かしたソーシングであり、グローバルに競争力のある損保のCREニーズに対応



(ハ) 公的不動産（PRE）を含む産業インフラアセットの工場底地に継続投資

～本投資法人初となる公的不動産（PRE）への投資～

本投資法人は、研究施設底地であるみよしインダストリアルセンター（底地）を取得する予定です。

本投資法人が保有する底地アセット（産業インフラ型）は本物件及び開成町インダストリアルセンター（底地）の取得によって4物件となり、本物件は初の公的不動産の取得となります。

本物件は、取得予定価格5.80億円、鑑定NOI利回り6.3%、鑑定評価額6.20億円であり、本資産運用会社の有するネットワークと目利きを十分活用することにより、適正な価格水準での取得が可能になったものと考えています。

本物件の概要及び本物件を取得するに際して本投資法人が重視した投資価値（取得のポイント）は下記のとおりです。

a. エリアの優位性

- みよし市は、日本有数の「産業地域」であり、豊田市に隣接し、トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ」といいます。）の製造拠点や関連産業が集積
- 名古屋の住宅地から30分圏内で通勤利便性も高い

製造品出荷額等の愛知県内ランキング		
< 1 km ² 当たり 製造品出荷額等 >		
	市町村	製造品出荷額等
1位	高浜市	408億円
2位	大府市	372億円
3位	みよし市	336億円
4位	東海市	331億円
5位	大口町	327億円
6位	刈谷市	314億円
7位	安城市	292億円



<地図>



(出所) 2020年工業統計、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」及び2020年国勢調査より本資産運用会社が作成

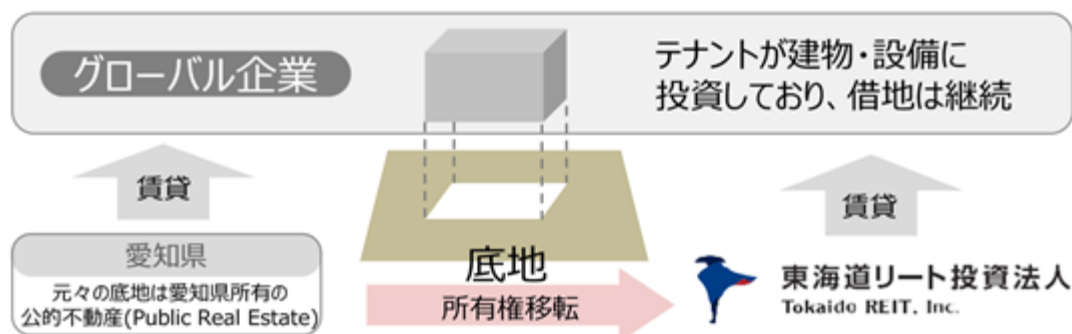
b. テナントの優位性

1. テナントは、乗用車や商用車塗料で全世界をリードするグローバル企業
 - (ア) 自動車塗料に特化しており、自動車補修、乗用車及び商用車に強み
 - (イ) コーティングの補修で高度な技術を持ちシェアも高い
 - (ウ) 外国車、日本車問わず、エンドの顧客へのサービスを実施
2. 先端技術の研究拠点であり、建物を含めた設備投資も大きいと考えられ、テナントの密着性は高い
 - (ア) 顧客である日本の自動車メーカーは、塗料の技術認証を本社で実施するため、本拠点は、テナントの各国の研究拠点と連携し、各自動車メーカーの本社との窓口としても機能
 - (イ) テナントは、積極的に技術開発に取り組んでおり、先端技術に高い評価
 - (ウ) 当愛知研究所は、テナントが全世界に保有する29の顧客サポート研究拠点の1つ
 - (エ) トヨタ本社に近接しながら日本のほぼ中央に位置し、全国に分散する自動車メーカー本社へのアクセスは良好な企業戦略上の重要拠点



c. 物件・立地の優位性

1. 元々グローバル企業が愛知県の土地を賃借していたものをCREニーズに応じて取得



2. 愛知県企業庁が開発した研究開発工業団地

(ア) 愛知県企業庁が開発した研究開発工業団地に所在

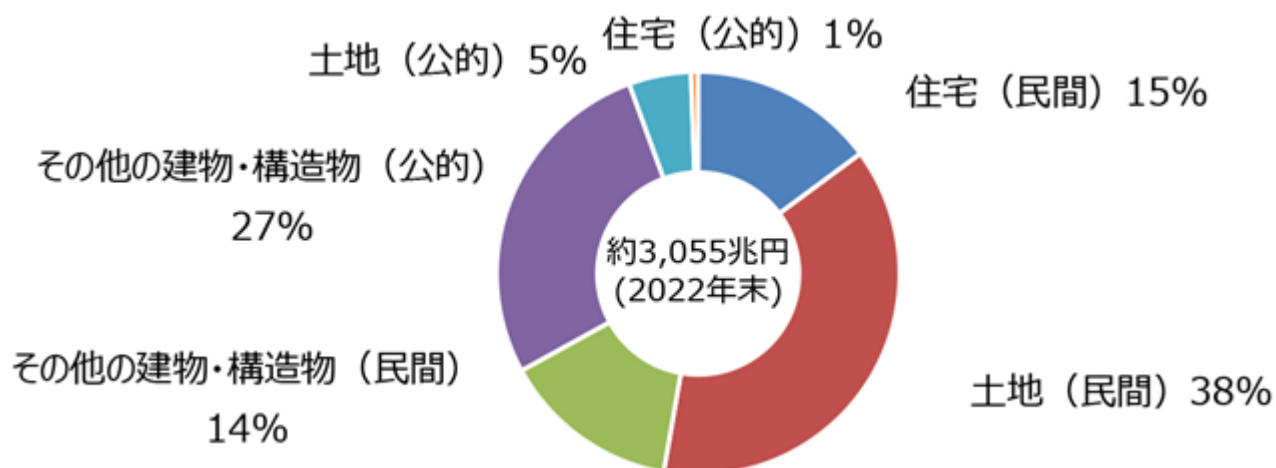
(イ) 大学・研究開発の集積が進む愛知学術研究開発ゾーン

3. 公的不動産（PRE）の市場は大きいため、投資対象として大きなポテンシャルあり

(ア) 日本国内の不動産市場の33%・約1,007兆円相当は公的部門が所有している状況

(イ) J-REITによる取得事例は限定的だが、先行してノウハウを蓄積しながら、今後
も同様の取組みを推進

< 不動産保有主体のシェア >



(出所) 「2022年度国民経済計算」より本資産運用会社が作成

～「産業地域」のCREニーズを取込む初の神奈川物件～

本投資法人は、工場底地である開成町インダストリアルセンター（底地）を取得する予定です。

開成町インダストリアルセンター（底地）は、取得予定価格15.9億円、鑑定NOI利回り5.5%(注)、鑑定評価額16.3億円であり、本資産運用会社の有するネットワークと目利きを十分活用することにより、適正な価格水準での取得が可能になったものと考えています。

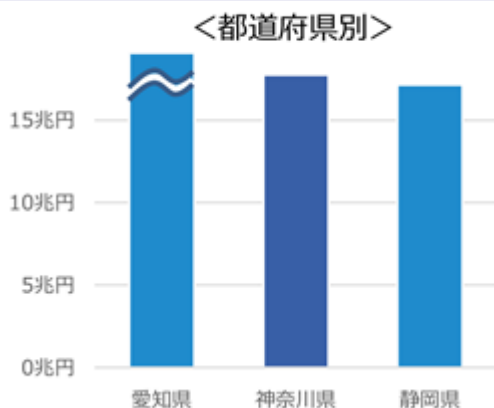
(注) 開成町インダストリアルセンター（底地）について、「鑑定NOI利回り5.5%」は、所定の時期に賃料を引き上げることと内容とするテナントとの間の合意を踏まえて、不動産鑑定評価書に記載された2026年12月から2027年11月までの1年間に係る鑑定NOIを取得予定価格で除した値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。かかる数値は、本資産運用会社が算出したものであり、不動産鑑定評価書に記載された数値ではありません。なお、実際に締結された賃貸借契約においては、鑑定評価機関に提出した賃貸借契約のドラフトにおける賃料の引上げに関する時期の定めと異なる点がありますが、本投資法人は、賃貸借契約のドラフトと締結済の賃貸借契約における賃料の差異は鑑定評価に影響を及ぼさない旨の回答を鑑定評価機関より得ています。以下同じです。

本物件の概要及び本物件を取得するに際して本投資法人が重視した投資価値（取得のポイント）は下記のとおりです。

a. エリアの優位性

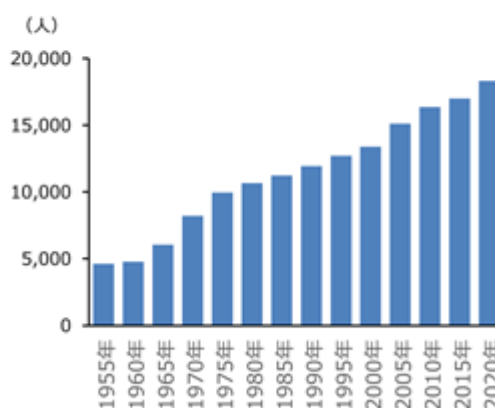
1. 神奈川県は2020年の製造品出荷額等が全国2位の日本有数の「産業地域」
2. 開成町は工場等に加え、大企業の研究開発センターなどの製造業の競争力を支える学術研究機関も多数立地する重要地域
 - （ア）工業用ゴム、家庭用紙、ダイカスト製品等の工場が立地
 - （イ）「学術研究、専門・技術サービス業」への従事者の割合が全国平均より高い
3. 産業の裏付けもあり、人口は中長期で増加しており、2020年の人口増加率は神奈川県で第1位（全国でも16位）

2020年の製造品出荷額等の全国ランキング



(出所) 2020年工業統計及び2020年国勢調査より本資産運用会社が作成

開成町の人口は増加が継続



<地図>



b. テナントの優位性

1. テナントは自動車関連産業であり、中長期で需要の拡大しているアルミダイカストの製品メーカー
 - (ア) アルミダイカストは、高温で溶かしたアルミを鋳型に入れて加圧加工する金属鋳造法の一つ
 - (イ) 需要が高まる半導体、電子部品の小型化により要求されている放熱性能のある製品を提供
 - (ウ) 近年高まっている電動化、自動運転のニーズを捉え、テナントへの需要は拡大傾向
 - (エ) 自動車部品を中心としたアルミダイカスト製品の金型の設計からダイカスト、加工、組立、検査にいたる一貫体制を構築
2. CRE提案を通じ、中長期の業績拡大を見据え、賃料調整にてテナントの資金ニーズに応えながら中期的に相対的に高いNOI利回りを確保
 - (ア) 賃料改定は、3年ごとに実施される固定資産税評価額の評価替えが行われる年度で行われ、インフレに追隨した賃料改定交渉が可能



c. 物件・立地の優位性

1. 人口増加率7.7%(注)に加え、年少人口（0～14歳）割合14.8%も県内トップであり、若い子育て世代の転入が多い
 - (ア) 所在地から至近の東名高速道路大井松田インターチェンジ（以下「IC」ということがあります。）までは車で8分、開成駅までは徒歩6分、開成駅から小田急小田原線で新宿まで80分の利便性の高い立地
 - (イ) 所在地付近では、足柄地域全体の発展・活性化を目的とした足柄産業集積ビレッジ構想が策定され、通勤圏域周辺自治体の労働力人口は46万人
- (注) 2015年国勢調査及び2020年国勢調査に基づく2015年から2020年までの人口増加率です。
2. 人口増加の成功例として注目されており、行政の将来を見据えた計画的な街づくりも地域の競争力をサポート
 - (ア) 開成町による 計画的な基盤整備、子育て支援、ブランディングにより、人口増加は継続中
3. 当物件は、駅前の分譲マンションの並びに位置しており、将来的にも多様な代替性を検討可能



(二) インフレに先行する輸出型製造業が多い「産業地域」の住居系アセットに追加投資

本投資法人は、AM会社独自ルートによって住居系アセット4物件を取得する予定です。

住居系アセット4物件は、取得予定価格合計47.2億円、平均鑑定NOI利回り5.0%、鑑定評価額合計47.7億円であり、本資産運用会社が当該地域における独自のネットワークを活かして取得する物件です。このような本資産運用会社の独自のネットワークを活用することによる物件取得は本投資法人の有する強みの一つであるものと、本投資法人は考えています。当該住居系アセット4物件のポイントは下記のとおりです。

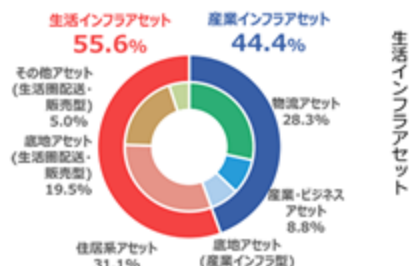
<住居系アセット4物件の概要>



(ホ) 本取組み後のポートフォリオ

本取組み後のポートフォリオは下記のとおりです。

投資比率



大分類	小分類	物件名称	取得（予定）価格（百万円）	鑑定NOI利回り(%)
産業インフラアセット	物流アセット	いずハロジスティクスセンター	6,230	6.3
		松原ロジスティクスセンター	692	5.0
		セントレアロジスティクスセンター	10,470	5.1
	産業・ビジネスアセット	ミッドビルディング四日市	1,620	6.5
		菱タワ	2,300	5.3
		AIG京都ビル	1,510	4.8
	底地アセット(産業インフラ型)	静岡マシヤード(底地)	600	6.0
		各務原インダストリアルセンター(底地)	1,688	4.5
		みよしインダストリアルセンター(底地)	580	6.3
		岡成町インダストリアルセンター(底地)	1,595	5.5
住居系アセット	生活インフラアセット	ロイヤルパークス千種	4,400	5.6
		丸の内エンブルコート	1,080	4.6
		エンブルエール草薙駅前	2,000	5.9
		エンブルエール草薙	750	6.7
		ソシオ安城東栄町B棟	683	6.2
		プレミアムキャッスル小牧中央	500	5.3
		プレミアムキャッスル豊山	510	5.3
		ソシオ刈谷今岡町	1,134	5.1
		プレミアムキャッスル三河安城	510	5.2
		プレミアムキャッスル鳴海	655	5.1
		プレミアムキャッスル有松	565	5.1
		プレミアムキャッスル鈴舞	1,020	4.6
		プレミアムキャッスル瑞穂光一東・ウエスト	544	5.1
		ソシオ刈谷東新町A棟・B棟	2,080	5.1
		エンブルエール常滑新岡町	1,070	5.0
		四日市エンブルコート	670	5.4
		杏出来エンブルコート	900	4.3
	底地アセット(生活圏配送・販売型)	浜松プラザ(底地)	11,950	5.0
	その他アセット(生活圏配送・販売型)	清水町配送・販売センター	3,100	6.3
	合計／平均		61,406	5.4

(注) 「鑑定NOI利回り」の平均欄には、各保有資産又は新規取得資産の鑑定NOIの合計を取得（予定）価格の合計で除した値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。かかる数値は、本資産運用会社が算出したものであり、不動産鑑定評価書に記載された数値ではありません。以下同じです。

(ヘ) 賃料ギャップを埋める内部成長とインフレに対応可能なポートフォリオ

本取組み後の本投資法人のポートフォリオは、その大部分がインフレに対応した内部成長が可能な物件で構成される予定です。

本取組み後の本投資法人のポートフォリオのうちテナント数(注1)が10以上の住居系アセット、マルチテナント型物流施設及び産業・ビジネスアセット（以下「インフレ選好アセット」といいます。）は、テナント数が多く、また、平均契約残存年数(注2)や、標準的な契約年数が短いため、賃料改定の交渉のタイミングがポートフォリオの中で最も早期に訪れ、また、標準的な契約年数の短さから賃料改定の交渉の機会も早く訪れるため、インフレ環境において内部成長の余地が認められるものと考えています。

また、本取組み後の本投資法人のポートフォリオのうちテナント数が7以下のシングル／少数テナントアセットのうち、平均契約残存年数が7年以下の物件（以下「インフレ選好アセット」と合わせて「短期契約アセット」といいます。）についても、契約残存年数の相対的な短さから、賃料改定の交渉の機会が比較的早く訪れることで、その間に生じるインフレに対応する余地があるものと考えています。

一方で、平均契約残存年数が長い物件の中でも、本取組み後の本投資法人のポートフォリオのうち定期（1/3/5年毎）経済変動条項(注3)が付されている物件(注4)（以下「短期契約アセット」と合わせて「インフレ追随アセット」といいます。）は、比較的短い期間において、インフレに追随して賃料増額が可能であることから、定期（1/3/5年毎）賃料増額交渉を踏まえて、インフレに対応する余地があるものと考えています。その他、本取組み後の本投資法人のポートフォリオのうち「インフレ追随アセット」以外の一般的な経済変動条項(注5)が付されている物件については、インフレへの早期の対応可能性は高くはないものの、著しい経済変動が発生した際には賃料増額のための交渉が可能であると考えており、これら物件及び「インフレ追随アセット」を合わせた「インフレ対応アセット」が98%を占める本投資法人のポートフォリオは、インフレを踏まえた内部成長の余地が認められるものと考えています。

(注1) 「テナント数」は、2024年10月末日現在の各保有資産又は新規取得資産に係る賃借人の数（ただし、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結された賃貸借契約に係る賃借人を含みます。）に基づきます。建物に係る賃貸借契約においては、住居系アセットに係る賃貸借契約の賃借人について、同一の賃借人が複数の区画を賃借している場合には、区画ごとに1件として計算した数字を記載しています。パス・スルー型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合には、マスターリース会社と賃貸借契約を締結済み又は締結予定の転借人の数を記載しています。なお、マスターリース会社が転借人と賃料固定型サブマスターリース契約

(注5) 「一般的な経済変動条項」とは、賃貸借契約において、経済事情の著しい変動等により、賃料の増減を請求できる条項をいいます。



例えば、本投資法人は、いなペロジスティクスセンターにて、ポジティブな賃料交渉を実現しています。

具体的には、環境対応やLED化による省エネ、水回りの近代化などテナントニーズを捉えたりリニューアル工事を積極的に実施し、テナント満足度の向上に取り組むことで、ポジティブな賃料交渉につなげ、本物件の内部成長につなげることを実現しました。

本投資法人は、今後もテナント満足度の向上などの取組みを通じた内部成長を実現し、ポートフォリオの収益性向上を目指していきます。

スポンサーブリッジSPC（三重県いなべ市） いなペロジスティクスセンター

産業インフラアセット
物流アセット



取得価格
62.3億円

底定NOI利回り
6.3%



強み

- ✓「産業地域」における産業集積を背景とした大型物流施設
- ✓いなべ市には、大手メーカー工場が集積
- ✓至近のIC完成で名古屋・京阪神へのアクセスが飛躍的に向上
- ✓競争力ある賃料を維持しており、優良テナントの密着性は高い
- ✓エリアでは希少な大規模施設であり、マルチテナント仕様のため汎用性が高い（4分割可能平面で各々に昇降機）

第7期以降運用状況

- ✓信用力が高く、密着性の強いテナントにより、本館及び別館の倉庫すべてが安定稼働中
- ✓テナントとの良好な関係を背景に、9月の期間満了に伴い新規契約と同時に賃料増額改定を実現

対話によりテナントニーズを捉えリニューアル工事を実施



水回り近代化工事



省エネ/電気代上昇を見据えた大規模LED工事

- ✓ 環境対応やLED化による省エネ、水回り近代化などテナントニーズを捉えたりリニューアル工事を積極的に実施
- ✓ 建物設備を大事に長く使うためのメンテナンスを実施しながら、テナント満足度向上により、密着性を高めつつ、比較的短い賃貸借契約期間を捉えたポジティブな賃料交渉を実現

(ト) 強固なレンダーフォーメーションにより支えられる盤石な財務基盤

本投資法人は、強固なレンダーフォーメーションによる安定的な財務基盤を構築しています。

1. 安定的な財務基盤の構築

a. 株式会社みずほ銀行と株式会社静岡銀行がメインレンダー

本投資法人のメインレンダーは、株式会社みずほ銀行と株式会社静岡銀行です。株式会社静岡銀行は、本投資法人のスポンサーの1社です。

本投資法人は、第7期取得済資産の取得資金等に充当するため、以下の内容の借入を実行しました。

< 第7期取得済資産の取得資金等のための借入れの概要 >

シリーズ 9- （短期借入金）(注1)

借入先	株式会社みずほ銀行
借入金額(注3)	825百万円
利率	基準金利（全銀協1か月日本円TIBOR）に0.50%を加えた利率(注2)
借入実行日	2024年12月19日
借入方法	上記借入先との間で2024年12月17日に個別貸付契約を締結
返済期日	2025年6月23日(注3)
返済方法	期限一括返済
利払期日	2024年12月31日を初回とし、以降毎月末日及び元本返済日(注4)
担保	無担保・無保証

シリーズ 9- （短期借入金）(注1)

借入先	株式会社静岡銀行
借入金額(注3)	825百万円
利率	基準金利（全銀協1か月日本円TIBOR）に0.50%を加えた利率(注2)
借入実行日	2024年12月19日
借入方法	上記借入先との間で2024年12月17日に個別貸付契約を締結
返済期日	2025年6月23日(注3)
返済方法	期限一括返済
利払期日	2024年12月31日を初回とし、以降毎月末日及び元本返済日(注4)
担保	無担保・無保証

(注1) 「短期借入金」とは、借入実行日から返済期限までが1年以内の借入れをいいます。

(注2) 各利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、直前の利払日（初回の利息計算期間については借入実行日）の2営業日前に決定します。

(注3) 当該日が営業日以外の日に該当する場合には、翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には、直前の営業日とします。

(注4) 同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌月となる場合には直前の営業日となります。なお、上記借入れ実行後返済期日までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前返済することができます。

また、本投資法人は、取得予定資産の取得資金に充当するため、以下の内容の借入れ（以下「本借入れ」といい、第7期取得済資産の取得資金等に充当するための借入れと併せて「新規借入れ」といいます。）を実行することを予定しています(注1)。

< 本借入れの概要 >

シリーズ10-A（短期借入金）(注2)

借入先	株式会社みずほ銀行及び株式会社静岡銀行をリードアレンジャーとする協調融資団
借入金額(注3)	200百万円
利率	基準金利（全銀協1か月日本円TIBOR）に0.20%を加えた利率(注4)
借入実行日	2025年1月31日
借入方法	上記借入先との間で2025年1月29日に個別貸付契約を締結
返済期日	2026年1月30日(注5)
返済方法	期限一括返済
利払期日	2025年2月末日を初回とし、以降毎月末日及び元本返済日(注6)
資金使途	借入金の返済資金
担保	無担保・無保証

シリーズ10-B（長期借入金）(注2)

借入先	株式会社みずほ銀行及び株式会社静岡銀行をリードアレンジャーとする協調融資団
借入金額(注3)	436百万円
利率	基準金利（全銀協3か月日本円TIBOR）に0.45%を加えた利率(注4)
借入実行日	2025年2月4日
借入方法	上記借入先との間で2025年1月29日に個別貸付契約を締結
返済期日	2027年7月30日(注5)
返済方法	期限一括返済
利払期日	2025年4月末日を初回とし、以降毎年1月、4月、7月及び10月の末日並びに元本返済日(注6)
資金使途	取得予定資産の取得資金及び付帯費用の一部に充当
担保	無担保・無保証

シリーズ10-C（長期借入金）(注2)

借入先	株式会社みずほ銀行及び株式会社静岡銀行をリードアレンジャーとする協調融資団
借入金額(注3)	936百万円
利率	基準金利（固定金利）に0.45%を加えた利率
借入実行日	2025年2月4日
借入方法	上記借入先との間で2025年1月29日に個別貸付契約を締結
返済期日	2027年7月30日(注5)
返済方法	期限一括返済
利払期日	2025年4月末日を初回とし、以降毎年1月、4月、7月及び10月の末日並びに元本返済日(注6)
資金使途	取得予定資産の取得資金及び付帯費用の一部に充当
担保	無担保・無保証

シリーズ10-D（長期借入金）（注2）

借入先	株式会社みずほ銀行及び株式会社静岡銀行をリードアレンジャーとする協調融資団
借入金額(注3)	700百万円
利率	基準金利（全銀協3か月日本円TIBOR）に0.60%を加えた利率(注4)
借入実行日	2025年2月4日
借入方法	上記借入先との間で2025年1月29日に個別貸付契約を締結
返済期日	2029年1月31日(注5)
返済方法	期限一括返済
利払期日	2025年4月末日を初回とし、以降毎年1月、4月、7月及び10月の末日並びに元本返済日(注6)
資金使途	取得予定資産の取得資金及び付帯費用の一部充当
担保	無担保・無保証

シリーズ10-E（長期借入金）（注2）

借入先	株式会社みずほ銀行及び株式会社静岡銀行をリードアレンジャーとする協調融資団
借入金額(注3)	1,669百万円
利率	基準金利（固定金利）に0.60%を加えた利率
借入実行日	2025年2月4日
借入方法	上記借入先との間で2025年1月29日に個別貸付契約を締結
返済期日	2029年1月31日(注5)
返済方法	期限一括返済
利払期日	2025年4月末日を初回とし、以降毎年1月、4月、7月及び10月の末日並びに元本返済日(注6)
資金使途	取得予定資産の取得資金及び付帯費用の一部に充当
担保	無担保・無保証

(注1) 本書の日付現在、本借入れに係る金銭消費貸借契約は締結されておらず、本借入れの概要は借入予定先である金融機関から受領した融資の関心意向についての表明書又は本書の日付現在の当該金融機関との間の協議の内容に基づきます。したがって、実際に本借入れが行われることは保証されているものではなく、また、借入金額を含む借入条件も変更されることがあります。

(注2) 「短期借入金」とは、借入実行日から返済期限までが1年以内の借入れをいい、「長期借入金」とは、借入実行日から返済期限までが1年超の借入れをいいます。以下同じです。

(注3) 「借入金額」は、本書の日付現在の見込額であり、最終的な借入金額は、本募集における手取金の額等を勘案した上で、借入実行の時点までに変更される可能性があります。

(注4) 各利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、直前の利払日（初回の利息計算期間については借入実行日）の2営業日前に決定します。

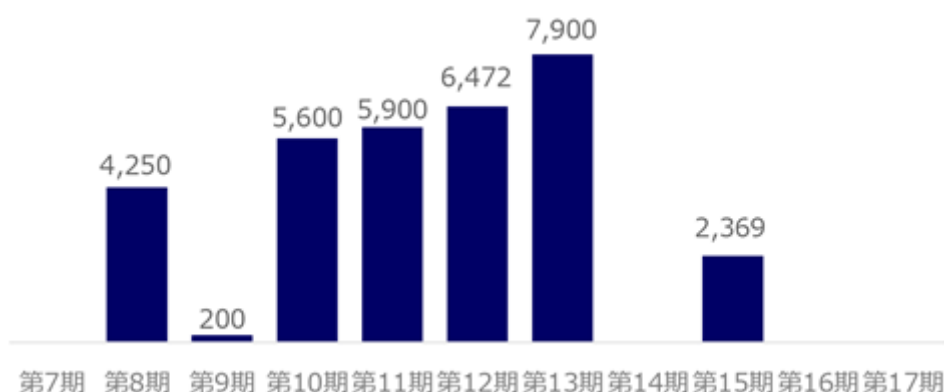
(注5) 当該日が営業日以外の日に該当する場合には、翌営業日とし、かかる営業日が翌月となる場合には、直前の営業日とします。

(注6) 上記借入れ実行後返済期日までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前返済することができます。

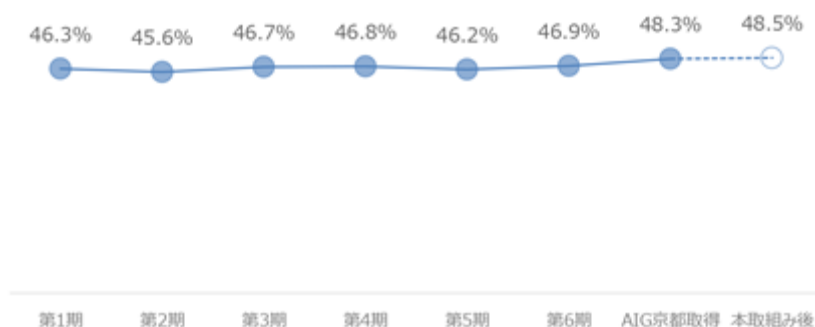
< 主な財務指標（2024年7月31日時点 本取組み後） >

有利子負債総額 273億円 ⇔ 326億円	平均借入期間 3.9年 ⇔ 3.8年
平均残存期間 2.6年 ⇔ 2.1年	固定金利比率 20.5% ⇔ 20.6%

< 有利子負債返済期限の分散状況（単位：百万円）（本取組み後） >



< 総資産LTV推移 >



- (注1) 「平均借入期間」は、2024年7月31日時点及び本取組み後の有利子負債に係る借入期間を各時点における各有利子負債残高に応じて加重平均して算出しています。
- (注2) 「平均残存期間」は、2024年7月31日時点及び本取組み後の有利子負債残存年数を各時点における各有利子負債残高に応じて加重平均して算出しています。
- (注3) 「固定金利比率」とは、2024年7月31日時点及び本取組み後の有利子負債のうち各時点における固定金利による有利子負債の残高の有利子負債残高に占める割合をいいます。
- (注4) 「総資産LTV」は、以下の計算式により算出しています。

各期末時点のLTV = (各期末時点の有利子負債残高) ÷ (各期末時点の総資産額)

AIG京都ビル取得後のLTV = (第6期末時点の有利子負債残高 + 2024年8月1日から2024年12月19日までの有利子負債増減額) ÷ (第6期末時点の総資産額 + 2024年8月1日から2024年12月19日までの有利子負債増減額)

本取組み後のLTV = (本書の日付現在の有利子負債残高 + 本借入れの借入予定額(上限) - 本借入れによる既存借入金の一部弁済額) ÷ (第6期末時点の総資産額 + 新規借入れの借入(予定)額(上限) - 本借入れによる既存借入金の一部弁済額 + 本募集の発行価額の総額の見込額)

なお、新規借入れのうち本借入れについては、本書の日付現在、本借入れに係る金銭消費貸借契約は締結されていません。したがって実際に借入れが行われることは保証されているわけではありません。

また、本募集の発行価額の総額の見込額は、一般募集における発行価額の総額37億円(2024年12月26日(木)現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額)を用いています。本募集の発行価額の総額は変動する可能性があり、これに伴い本取組み後の総資産LTVも変動する可能性があります。

AM会社が主体的に関与し、連携を通じたパイプライン拡大を継続

(イ) AM会社が多様なパートナーと主体的に連携した物件開発でパイプラインを拡大

本投資法人は、これまでのスポンサー開発の取組みに加え、AM会社が主体的に開発に関与することで更なるパイプライン構築の取組みを継続しています。AM会社が主体的にパイプライン開発に関与することにより、開発原価を抑制しつつ主体的な成長を志向でき、開発を主導することで、本投資法人のニーズへの整合性や物件取得の蓋然性向上が期待できると本投資法人は考えています。また、「産業地域」に知見やノウハウのある複数スポンサーの強みを活かした有機的連携の醸成や、スポンサー以外の不動産プレイヤーとのWIN-WIN関係構築により更なるパイプライン構築を推進してまいります。



本投資法人は、スポンサーであるヨシコンから、「エンブルエール浜松城北」の優先交渉権を取得しています。

「エンブルエール浜松城北」は、スポンサーが独自のネットワークで底地を確保しながら、CRE提案で大手オペレーターの需要を捉えて開発した物件です。このようなスポンサー物件の確保を通じて、外部成長の更なる加速が期待できるものと本投資法人は考えています。本物件の概要は下記のとおりです。

a. エリアの優位性

1. 浜松エリアは日本有数の「産業地域」であり、人口集積も進展
2. 最寄駅にはヤマハの本社／工場がある産業の色濃いエリア（浜松駅北西約1.5km）
3. 産業を支える大学等学術機関も多数集積
4. 本物件は静岡大学至近の人口集積地に位置し、製造業を支える人材を支援する学生マンション

< 地図 >



< 開発物件 >



(注) 本書の日付現在、上記資産について、本投資法人が取得する予定はなく、今後取得できる保証もありません。

< 近隣の大学及び専門学校（2024年5月1日時点） >

近隣キャンパス	学部	定員	その他
静岡大学浜松キャンパス（徒歩8分）	情報学部	1,048人	浜松医科大学
	工学部	2,344人	
	大学院	1,015人	
浜松学院大学（徒歩11分/14分）	地域共創学科	204人	常陽大学（浜松キャンパス）
	子どもコミュニケーション学科	191人	
	短期大学部	218人	
静岡文化芸術大学（自転車9分）	文化政策学部	949人	専門学校東海工科自動車大学校
	デザイン学部	486人	
	大学院	41人	

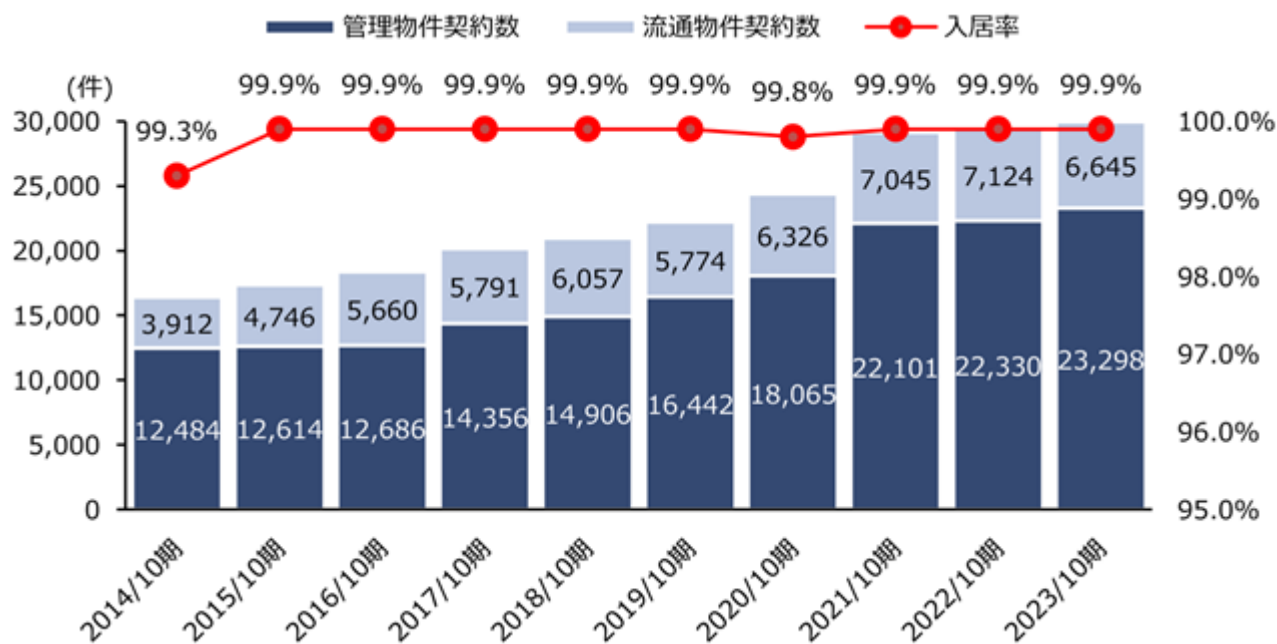
静岡県 製造品出荷額等		
1位	静岡市	2.1兆円
2位	浜松市	1.9兆円
3位	湖西市	1.6兆円
4位	磐田市	1.4兆円
5位	富士市	1.4兆円
6位	掛川市	1.1兆円
7位	牧之原市	1.0兆円
8位	富士宮市	0.8兆円
9位	焼津市	0.6兆円
10位	袋井市	0.6兆円
11位	沼津市	0.6兆円

(出所) 2020年工業統計より本資産運用会社が作成

b. テナントの優位性

1. 本物件は親や学生に人気のある食事付き学生マンション
2. オペレーターのジェイ・エス・ビーは、サプリース主体のアセットライトなビジネスモデルであり業績は堅調
3. 静岡県内に他のオペレーターの類似物件は無く、高い競争力を期待
4. 全国の18歳人口の109万人程度のうち大学入学者数は63万人程度、進学率は増加傾向
5. オペレーターの2023年の管理戸数は8.5万戸であり、毎年の入替を含めた契約数は3万戸程度と需要はひっ迫傾向

<ジェイ・エス・ビーの入居率は高く、管理物件契約数は増加>



(出所) 株式会社ジェイ・エス・ビー「2023年10月期 決算説明会資料」より本資産運用会社にて作成

c. 物件・立地の優位性

1. スポンサーがネットワークで底地を確保しながら、CRE提案で大手オペレーターの需要を捉えたスポンサー開発物件
2. インフレを意識し、5年目、8年目に賃料改定の協議を予定した2035年までの契約であり、合意で2年の延長が可能
3. エリアでも希少な住宅アセットであり、中長期では様々な需要を想定して賃料の最大化を目指して柔軟に運用することが可能

< 静岡大学（浜松キャンパス）の在学者数推移 >



(出所) 「静岡大学概要」より本資産運用会社にて作成

- (ロ) AM会社が主体的に関与しながら複数スポンサーと協働し物流施設をパイプラインとして開発

～恩田原ロジスティクスセンター（開発中パイプライン）～

本資産運用会社は、本書の日付現在、AM会社として主体的に関与しながら、スポンサー間連携で手掛ける物流施設である恩田原ロジスティクスセンターの開発に関与しています。

本物件の特徴及び開発方針は下記のとおりです。

< 本物件の特徴及び開発方針 >

「産業地域」の豊富なニーズを捕捉する立地でAM会社とスポンサーが連携して開発する物流アセット

- (ア) 日本を代表する産業集積が県を跨いで広がる静岡を核とする産業地域で豊富なニーズを捕捉する産業インフラアセット
- (イ) 高速道路利用により広域の配送に適した立地
- (ウ) AM会社が主体的に関与しながら複数のスポンサーと連携して開発
東名高速道路の新設ICに近接、かつ規模のある希少な底地
- (ア) 新設の日本平久能山スマートICの隣地に開発された希少な区画整理事業地内に立地
- (イ) 静岡市には製造業や物流が集積し豊富な荷主ニーズあり
AM会社が本投資法人の投資方針や目線を踏まえて開発内容に主体的に関与し、各スポンサーの強みを活かした連携で開発を推進
物流系スポンサーである清和海運株式会社のCREニーズを捕捉
- (ア) 物流系スポンサーとの協働での物流アセット開発は、IPO時から継続的に検討
- (イ) 静岡県内でも有数の物流業者であり、港湾運送事業の他倉庫業、通関業、国際一貫輸送等を展開
- (ウ) 東海道地域や海外にも物流拠点を有する

(イ) 土地のソーシング、設計、施工の開発に必要な能力を保有し、本投資法人及びAMC会社や、スポンサーとシームレスに連携



敷地概要	
所在地	静岡県駿河区
土地面積	14,150㎡(4,280坪)
用途地域	工業地域
建蔽率/容積率	70%/200%

製造品出荷額等(2019年)	
葵区	1,283億円
駿河区	8,084億円
清水区	1兆1,834億円
合計	2兆1,202億円

清水港貿易額(2022年)	
輸出額	2兆2,500億円
輸入額	1兆4,507億円
合計	3兆7,008億円

40/108



(注) 本書の日付現在、上記資産について、本投資法人が取得する予定はなく、今後取得できる保証もありません。

(ハ) AM会社が主体的に関与しながらスポンサー／パートナーと生活インフラアセットとして開発

～エンブルタウン豊橋富士見台（開発中パイプライン）～

本物件は、AM会社が主体的に関与しながら、スポンサーやパートナー連携で手掛ける生活インフラアセットです。

本物件の特徴及び開発方針は下記のとおりです。



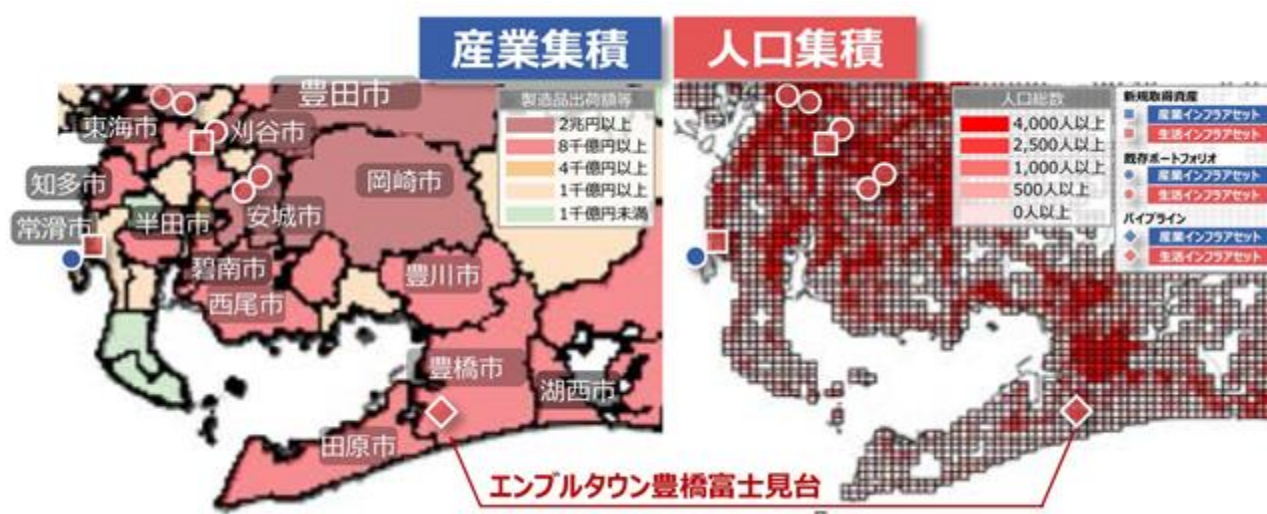
(注) 本書の日付現在、上記資産について、本投資法人が取得する予定はなく、今後取得できる保証もありません。

< 本物件の特徴及び開発方針 >

豊橋市から田原市にかけて広がる「産業地域」を背景とした生活インフラアセット
製造業を核とした堅調な経済を背景に人口が集積した地域に立地

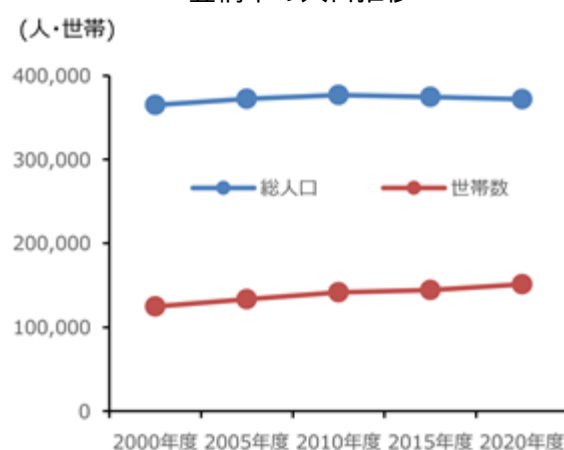
愛知県 製造品出荷額等		
1位	豊田市	15.1兆円
2位	名古屋市	3.2兆円
田原市+豊橋市		3.1兆円
3位	岡崎市	2.5兆円
5位	田原市	1.7兆円
10位	豊橋市	1.3兆円

（出所） 2020年工業統計より本資産運用会社が作成



（出所） 2020年工業統計及び2020年国勢調査より本資産運用会社が作成

< 豊橋市の人口推移 >



（出所） 2020年国勢調査より本資産運用会社が作成

スポンサーがネットワークを活かし、グローバルに展開する自動車系製造業の団地型社宅をCRE提案にて獲得

- (ア) 隣接する豊橋市と田原市の製造品出荷額等は合計で約3兆円と一大経済圏を形成
 - (イ) 渥美半島には、トヨタの基幹工場である田原工場を中心に、トヨタグループの大規模工場が点在
 - (ウ) 豊橋駅を核としながら、豊橋市、田原市の「産業地域」を支えるベッドタウンが存在し、当物件はその一部を構成
- スポンサー企業が土地を取得し、一部を宅地分譲しながら、地域の幹線沿いのまとまった土地を生活インフラセットとして開発
- (ア) スポンサーは、老朽化した団地を全て撤去しながら、二つのエリアに分割し、一部を宅地分譲し、幹線沿いの大規模敷地を配送・販売型のアセットとして開発



テナントは、地域の生活インフラたる生鮮食料品を中心にカテゴリーキラーを集め、地域の生活に密着



開発体制は、AM会社とスポンサーが連携しながらパートナーを含め役割分担



(二) スポンサーによる開発中パイプライン及びスポンサーブリッジの活用によるパイプライン

以下の物件は、スポンサーによる開発中パイプライン及びスポンサーブリッジの活用によるパイプラインです。

スポンサー開発物件 **CRE提案**

掛川市プロジェクト

所在地 静岡県掛川市

物流アセット

物件のポイント

- 大手紡績会社の工場跡地に存するカテゴリーキラーを集めた生活圏販売型の生活インフラアセット
- キーテナントは、愛知県地盤でバン・パシフィック・インターナショナルホールディングスグループ入りしたユニー
- 静岡地盤ホームセンターのエンチョー、家電量販のケースデンキなど集客力も強力
- 旧東海道の島田宿エリアは、古来よりの木材流通拠点で、製紙業などが集積
- 東海道沿いのベルト状に産業や人口が集積し、一大経済圏が形成され、底地としても希少な立地であり、生活系、産業系と多様な用途に対応

物件の特徴

- ✓ 東名高速「掛川IC」北東約5.5km
- ✓ 国道1号線「千羽IC」南約1.3kmに位置する新エコポリス工業団地内の敷地

スポンサー開発方針

- ✓ 大手3rdパーティーロジスティクスのCREニーズを取込み開発

静岡県 製造品出荷額等

順位	市町村	金額 (億円)
1位	静岡市	2.1兆円
2位	浜松市	1.9兆円
3位	湖西市	1.6兆円
4位	磐田市	1.4兆円
5位	富士市	1.4兆円
6位	掛川市	1.1兆円
7位	牧之原市	1.0兆円
8位	富士宮市	0.8兆円
9位	焼津市	0.6兆円
10位	袋井市	0.6兆円
11位	沼津市	0.6兆円

(出所)2020年工業統計より本資産運用会社が作成

スポンサーブリッジ **CRE提案**

(仮称)島田プラザ (底地)

生活インフラアセット

底地 生活圏配送・販売型

所在地 静岡県島田市

物件のポイント

- 大手紡績会社の工場跡地に存するカテゴリーキラーを集めた生活圏販売型の生活インフラアセット
- キーテナントは、愛知県地盤でバン・パシフィック・インターナショナルホールディングスグループ入りしたユニー
- 静岡地盤ホームセンターのエンチョー、家電量販のケースデンキなど集客力も強力
- 旧東海道の島田宿エリアは、古来よりの木材流通拠点で、製紙業などが集積
- 東海道沿いのベルト状に産業や人口が集積し、一大経済圏が形成され、底地としても希少な立地であり、生活系、産業系と多様な用途に対応

島田市 製造品出荷額等

順位	市町村	金額 (億円)
6位	掛川市	1.1兆円
7位	牧之原市	1.0兆円
9位	焼津市	0.6兆円
12位	藤枝市	0.5兆円
15位	島田市	0.3兆円
17位	菊川市	0.2兆円
18位	吉田町	0.2兆円

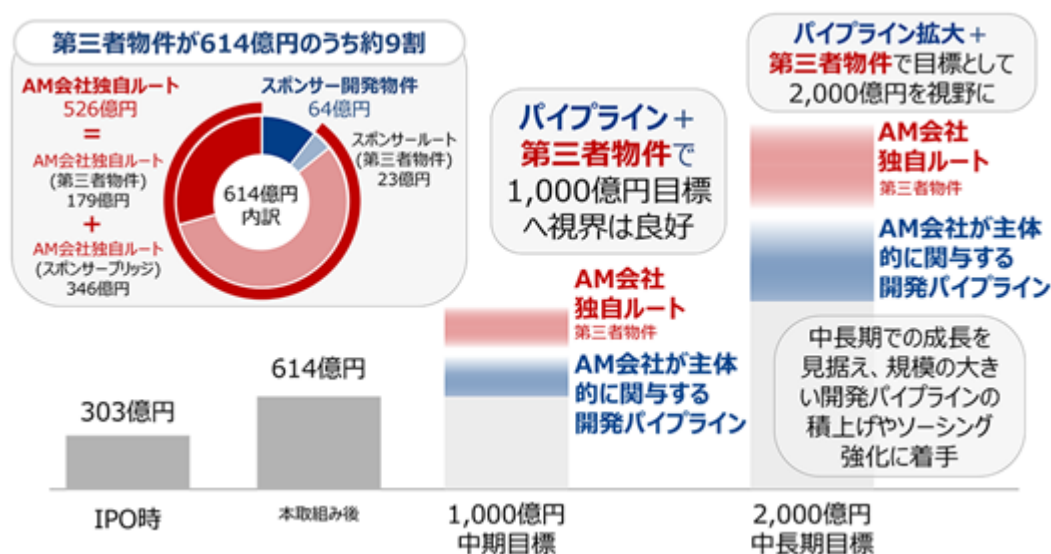
(出所)2020年工業統計より本資産運用会社が作成 隣接自治体

(注) 本書の日付現在、上記資産について、本投資法人が取得する予定はなく、今後取得できる保証もありません。

工場底地を含めたアセットタイプの拡大と今後の成長戦略

- (イ) AM会社が主体的に関与する成長戦略とスポンサーやパートナーとの連携でのパイプラインの積上げや第三者物件ソーシング強化で2,000億円を目指す
本投資法人は、以下の図のようなイメージで資産規模2,000億円を目指していきます。

< 今後の成長戦略と資産規模2,000億円への考え方 >



- (ロ) AM会社の独自ルートやスポンサーと連携した取得手法の多様化

下記は、産業インフラアセット及び生活インフラアセットについて、スポンサー独自ルート、スポンサー開発、スポンサーブリッジSPC及びAM会社独自ルートのそれぞれの取得ルートごとの保有資産、新規取得資産及びパイプラインを示したものです。

本投資法人の今後の成長においては、産業集積を活かしたCRE提案によるスポンサーの開発物件が主要な検討対象になると考えています。本投資法人はこうした物件をこれまでに4物件（エンブルエール草薙駅前、エンブルエール草薙、静岡マシンヤード（底地）、清水町配送・販売センター）取得しています。今後もスポンサーと対話をしながら、本資産運用会社においてもCRE提案をベースとしたパイプラインづくりに主体的に関わっていきたくと考えています。また、メインスポンサーであるヨシコン以外のスポンサー（産業系スポンサー：木内建設株式会社、インフラ系スポンサー：中部電力ミライズ株式会社、静岡ガス株式会社、金融・不動産系スポンサー：静岡不動産株式会社）との連携についてもCRE提案を実施しながら積極的に関与していく予定です。

また、スポンサーブリッジSPCとAM会社独自ルートが重なる下記の図の中央部分は、これまで、本資産運用会社とスポンサーがソーシングとブリッジSPCの組成で連携して取得した物件を示しています。本投資法人は、ブリッジSPCによる取得を今後も活用していく予定です。

本投資法人は、AM会社独自ルートによる物件についても引き続き積極的に探索していく予定ですが、更なる成長のために、上記のように必要に応じてスポンサーと連携し多様なルートからの取得を推進してまいります。

東海道リート投資法人
Tokaido REIT, Inc.

スポンサー間と物件のソーシング

資産運用会社のソーシング

スポンサー連携

東海道リート・マネジメント株式会社



46/108

(ハ) 持続可能な製造業を背景とする工場底地取得の考え方について

本投資法人は、以下の考え方にに基づき、今後も工場底地の取得を検討します。「産業地域」の製造業へのCRE提案で底地取得等を通じ、企業の成長戦略をサポートしながらWIN-WINの関係を構築していきたいと本投資法人は考えています。

グローバルでの競争環境に応じた製造業の競争力強化が急務

製造業企業は工場底地を売却しテナントとなることで、手取金を成長投資に充当し、成長戦略を実現（ROE向上）

本投資法人は、工場底地を取得しテナント企業と中長期のWIN-WINの関係を構築

産業集積や人口集積の分析を踏まえ、適正な賃料や地価を基礎に、企業の持続可能性や代替テナントの可能性を考慮



(二) 米中のデカップリングや製造業の国内回帰を捉え、積極的に投資機会を捕捉

本投資法人は、製造業は以下のような事業環境に置かれていると考えています。こうした事業環境を考慮すると、CRE提案による投資機会は今後も高まるものと、本投資法人は考えています。

米中のデカップリングやESG等の構造変化対応でサプライチェーンの再構築が必要になり、先端技術中心に国内拠点回帰の潮流

東京証券取引所の資本効率改善要請、ガバナンス強化、賃上要請等のインフレの進行を見越した企業意識改革の進展

アセットのセール&リースバックによる成長戦略強化は製造業にとって急務であり、今後も工場底地等への投資機会は拡大見込み

ESG及びSDGs関連

(イ) 本投資法人の持続可能社会への取組み～コンセプト～

本投資法人は、地域のインフラたるアセットの投資運用をしながら、地域を取り巻くステークホルダーとの連携を通じ、SDGsの達成を含め、持続可能な地域社会を目指します。

< 地域を支えるスポンサーと連携しながら、
持続可能な地域社会の構築に積極的に取組む方針 >

地域のインフラたるアセットの投資運用をしながら、地域を取り巻くステークホルダーとの
連携を通じ、SDGsの達成を含め、持続可能な地域社会を目指す



(口) 本投資法人の持続可能社会への取組み～現状と今後の方針～

本投資法人は下記の保有資産において環境認証を取得しています。不動産における環境・社会配慮に関する取組みやその性能をテナントや投資家をはじめとするステークホルダーに示すことで、本投資法人が取り組んでいるESG活動について認知していただく機会となることから、本投資法人は可能な限りサステナビリティ関連認証を積極的に取得する方針としています。

< 環境認証の取得 >

BELS 建築物省エネルギー性能表示制度・CASBEE 不動産評価認証

松阪ロジスティクスセンター



セントレアロジスティクスセンター



葵タワー



2 投資対象

(1) 新規取得資産の概要

本投資法人は、2024年12月19日付で、AIG京都ビルを取得しました。

また、本投資法人は、取得予定資産のうち開成町インダストリアルセンター（底地）について、2025年1月14日付で、取得予定資産に係る売主との間で、不動産信託受益権売買契約を締結しており、みよしインダストリアルセンター（底地）、四日市エンブルコート及び古出来エンブルコートについては、2025年1月21日までに、取得予定資産に係る売主との間で、不動産売買契約及び不動産信託受益権売買契約を締結する予定です(注1)。また、本投資法人は、取得予定資産のうちソシオ刈谷東新町A棟・B棟及びエンブルエール常滑新開町について、各取得予定資産に係る売主との間で同物件に係る信託受益権を譲り受ける旨の2024年3月29日付不動産信託受益権売買契約（以下、これらの不動産信託受益権売買契約を総称して「本件原売買契約」といいます。）を締結した譲受人（ヨシコン）との間で、2025年2月4日付で、本件原売買契約の買主としての地位及びこれに基づく権利義務を本投資法人に移転する旨の地位譲渡契約を締結する予定です(注2)。

(注1) みよしインダストリアルセンター（底地）については、売主である愛知県の取決めにより、不動産売買契約の締結日から15日以内に決済を行う必要があるため、本投資法人は愛知県との間で2025年1月21日までに当該取得予定資産に係る不動産売買契約を締結する予定です。なお、本投資法人は、売主である愛知県から、本投資法人に対する当該取得予定資産の売却に係る内定通知を受領しています。四日市エンブルコート及び古出来エンブルコートについては、売主である国内事業会社との交渉の結果、本投資法人は当該国内事業会社との間で2025年1月21日までに当該取得予定資産に係る不動産売買契約を締結する予定です。なお、本投資法人は、売主である国内事業会社から、本資産運用会社に対する売渡意向表明書を受領しています。

(注2) 当該地位譲渡の対価として、本投資法人から当該地位譲渡契約の譲渡人であるヨシコンに対して、協議のうえで決定する金額の支払いが発生する可能性があります。

新規取得資産の概要

新規取得資産の物件名称、取得（予定）価格、投資比率、鑑定NOI利回り、償却後NOI利回り及び取得（予定）年月日は、以下のとおりです。

大分類	小分類	物件 番号 (注1)	物件名称	取得（予定） 価 格 （百万円） (注2)	投資 比 率 （％） (注3)	鑑定NOI 利回り （％） (注4)	償却後NOI 利回り （％） (注5)	取得 （予定） 年月日 (注6)
第7期取得済資産								
産業 イン フラ ア セ ッ ト	産業・ビジネスア セ ッ ト	OF-3	AIG京都ビル	1,510	18.0	4.8	4.5	2024年 12月19日
取得予定資産								
産業 イン フラ ア セ ッ ト	底地アセット（産 業インフラ型）	IL-3	みよしインダスト リアルセンター （底地）	580	6.9	6.3	6.3	2025年 2月4日
		IL-4	開成町インダスト リアルセンター （底地）	1,595	19.0	5.5	5.5	2025年 2月4日
生活 イン フラ ア セ ッ ト	住居系アセット	RE-14	ソシオ刈谷東新町 A棟・B棟	2,080	24.7	5.1	4.7	2025年 2月4日
		RE-15	エンブルエール 常滑新開町	1,070	12.7	5.0	3.8	2025年 2月4日
		RE-16	四日市 エンブルコート	670	8.0	5.4	4.6	2025年 2月4日
		RE-17	古出来 エンブルコート	900	10.7	4.3	3.5	2025年 2月4日
合計 / 平均				8,405	100.0	5.1	4.7	-

(注1) 「物件番号」は、本投資法人の新規取得資産について、その属する「投資対象」の分類に応じて物件ごとに番号を付したものであり、「投資対象」については、LOは物流アセット、OFは産業・ビジネスアセット、ILは底地アセット（産業インフラ型）、REは住居系アセット、RLは底地アセット（生活圏配送・販売型）、RTはその他アセット（生活圏配送・販売型）を表します。なお、複数の用途を有する複合施設の場合、満室稼働想定時の賃料収入割合が最も高い施設に帰属させて投資対象を記載しています。以下同じです。

(注2) 「取得（予定）価格」は、新規取得資産に係る各売買契約に記載された不動産又は各不動産信託受益権の売買代金（消費税及び地方消費税並びに売買手数料等の諸費用は含みません。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 「投資比率」は、取得（予定）価格の合計に占める各物件の取得（予定）価格の割合を示しており、小数第2位を四捨五入して記載しています。以下同じです。

(注4) 「鑑定NOI利回り」は、鑑定NOI（不動産鑑定評価書に記載された直接還元法（ただし、みよしインダストリアルセンター（底地）については有期還元法、開成町インダストリアルセンター（底地）についてはDCF法（3年目））における運営純収益を取得（予定）価格で除して本資産運用会社が算出した数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。ただし、「合計／平均」欄の数値は、鑑定NOIの合計を取得（予定）価格の合計で除して本資産運用会社が算出した数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。かかる数値は、いずれも本資産運用会社が算出したものであり、不動産鑑定評価書に記載されている数値ではありません。

(注5) 「償却後NOI利回り」は、鑑定NOIから減価償却額の見込み額を差し引いた償却後NOIを取得（予定）価格で除して本資産運用会社が算出した数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。ただし、「合計／平均」欄の数値は、償却後NOIの合計を取得（予定）価格の合計で除して本資産運用会社が算出した数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。かかる数値は、いずれも本資産運用会社が算出したものであり、不動産鑑定評価書に記載されている数値ではありません。

(注6) 「取得（予定）年月日」は、新規取得資産に係る各売買契約に記載された各不動産又は各不動産信託受益権の取得（予定）日又は2025年1月14日付で決定した取得（予定）年月日を記載しています。なお、取得予定資産に係る取得（予定）年月日は、本書の日付現在、上記記載のとおりですが、今後行う借入れの実行日が決定した際に、数日程度繰り下げられることがあります。

(2) 取得予定資産取得後のポートフォリオ一覧

ポートフォリオの概要

取得予定資産取得後のポートフォリオの概要は、以下のとおりです。

大分類	小分類	物件 番号	物件名称	年間 賃料収入 (百万円) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸可能面積 (㎡) (注3)	テナント数 (注4)	稼働率 (%) (注5)
保有資産（第7期取得済資産を除きます。）								
産業 インフラ アセット	物流アセット	L0-1	いなペロジスティクス センター	676	105,914.86	105,914.86	1	100.0
		L0-2	松阪ロジスティクス センター	非開示 (注6)	3,014.40	3,014.40	1	100.0
		L0-3	セントレア ロジスティクスセンター	781	63,950.26	64,468.95	15	99.2
	産業・ビジネスア セット	OF-1	ミッドビルディング 四日市	132	3,856.44	3,856.44	20	100.0
		OF-2	葵タワー	176	2,858.50	2,858.50	1	100.0
	底地アセット（産業 インフラ型）	IL-1	静岡マシンヤード （底地）	非開示 (注6)	6,219.80	6,219.80	1	100.0
		IL-2	各務原インダストリアル センター（底地）	非開示 (注6)	30,728.00	30,728.00	1	100.0
生活 インフラ アセット	住居系アセット	RE-1	ロイヤルパークス千種	349	11,417.33	12,443.80	169	91.8
		RE-2	丸の内エンブルコート	62	2,154.78	2,154.78	66	100.0
		RE-3	エンブルエール草薙駅前	150	6,295.26	6,357.81	3	99.0
		RE-4	エンブルエール草薙	67	2,908.12	2,908.12	1	100.0
		RE-5	ソシオ安城東栄町B棟	50	1,844.97	1,844.97	89	100.0
		RE-6	プレミアムキャッスル 小牧中央	33	1,299.24	1,328.40	43	97.8
		RE-7	プレミアムキャッスル 豊山	37	1,697.08	1,726.24	53	98.3
		RE-8	ソシオ刈谷今岡町	67	2,073.46	2,073.46	1	100.0
		RE-9	プレミアムキャッスル 三河安城	33	1,278.77	1,278.77	2	100.0
		RE-10	プレミアムキャッスル 鳴海	41	1,534.84	1,593.16	48	96.3
		RE-11	プレミアムキャッスル 有松	35	1,386.80	1,445.30	43	96.0
		RE-12	プレミアムキャッスル 鶴舞	60	2,111.25	2,190.96	61	96.4
		RE-13	プレミアムキャッスル 瑠璃光イースト・ウエス ト	35	1,588.50	1,588.50	33	100.0
	底地アセット （生活圏配送・販売 型）	RL-1	浜松プラザ（底地） (注7)	632	80,421.45	80,421.45	7	100.0
	その他アセット （生活圏配送・販売 型）	RT-1	清水町配送・販売セン ター	非開示 (注6)	8,895.08	8,895.08	1	100.0

大分類	小分類	物件 番号	物件名称	年間 賃料収入 （百万円） （注1）	賃貸面積 （㎡） （注2）	賃貸可能面積 （㎡） （注3）	テナント数 （注4）	稼働率 （％） （注5）
第7期取得済資産								
ア 産 セ 業 ツ イ ン フ ラ	産業・ビジネスア セット	OF-3	AIG京都ビル	88	2,661.76	2,661.76	11	100.0
取得予定資産								
産 業 イ ン フ ラ ア セ ツ ト	底地アセット（産業 インフラ型）	IL-3	みよしインダストリアル センター（底地）	非開示 （注6）	6,459.32	6,459.32	1	100.0
		IL-4	開成町インダストリアル センター（底地）	非開示 （注6）	21,732.53	21,732.53	1	100.0
生 活 イ ン フ ラ ア セ ツ ト	住居系アセット	RE-14	ソシオ刈谷東新町 A棟・B棟	122	4,864.69	4,864.69	3	100.0
		RE-15	エンブルエール 常滑新開町	66	3,496.18	3,496.18	1	100.0
		RE-16	四日市エンブルコート	46	2,272.46	2,314.08	53	98.2
		RE-17	古出来エンブルコート	50	1,940.08	1,981.44	47	97.9
合計 / 平均				4,319	386,876.21	388,821.75	777	99.5

(注1) 「年間賃料収入」は、2024年10月末日現在の各保有資産又は新規取得資産に係る賃借人との間で締結されている又は本書の日付現在において締結される予定の賃貸借契約（ただし、建物に係る賃貸借契約においては、駐車場、倉庫及び土地を除きます。また、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結された賃貸借契約を含みます。）に規定されている月額固定賃料（共益費を含みます。）を12倍した金額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、当該保有資産又は新規取得資産につきバス・スルー型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合には、エンドテナントとの間で締結されている2024年10月末日現在において有効な賃貸借契約又は本書の日付現在においてエンドテナントとの間で締結が予定されている賃貸借契約に規定されている年間賃料又は月額賃料を12倍した金額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。また、賃料固定型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合には、本投資法人又は信託受託者とマスターリース会社との間で締結されている又は締結される予定の賃貸借契約等に表示された月額賃料（共益費は含みますが、駐車場やトランクルーム等の付属施設の使用料は除きます。）の合計額を記載しています。なお、消費税及び地方消費税は除き、かつ、2024年10月末日時点のフリーレント及びレントホリデー（特定の月の賃料の支払を免除することをいいます。以下同じです。）は考慮しないものとします。

(注2) 「賃貸面積」は、2024年10月末日現在の各保有資産又は新規取得資産に係る賃貸することが可能な面積のうち本投資法人の保有持分に相当する面積で、本投資法人とテナントの間で締結予定又は締結済みの賃貸借契約書（ただし、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結済みの賃貸借契約を含みます。）又は当該物件の図面に表示されているものを記載しています。バス・スルー型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合にはエンドテナントとの間で締結済みの又は締結予定の賃貸借契約書又は当該物件の図面に表示されているものを記載しています。なお、本投資法人又は信託受託者とマスターリース会社との間で、菱タワーについては賃料固定型マスターリース契約、ミッドビルディング四日市、ロイヤルパークス千種、丸の内エンブルコート、エンブルエール草薺駅前、エンブルエール草薺、ソシオ安城東栄町B棟、プレミアムキャッスル小牧中央、プレミアムキャッスル豊山、ソシオ刈谷今岡町、プレミアムキャッスル三河安城、プレミアムキャッスル鳴海、プレミアムキャッスル有松、プレミアムキャッスル鶴舞、プレミアムキャッスル瑠璃光イースト・ウエスト及び清水町配送・販売センターについてはバス・スルー型マスターリース契約が締結されており、セントレアロジスティクスセンターについては、信託受託者と本投資法人の間でバス・スルー型マスターリース契約が締結されており、ソシオ刈谷東新町A棟・B棟、エンブルエール常滑新開町、四日市エンブルコート及び古出来エンブルコートについては、バス・スルー型マスターリース契約が締結される予定です。また、いなペロジスティクスセンターについては、太陽光発電設備の設置を目的とした本物件の屋根部分等の賃貸に係る賃貸面積を含みません。以下同じです。

(注3) 「賃貸可能面積」は、2024年10月末日現在の各保有資産又は新規取得資産に係る建物の（ただし、底地物件については、その土地の）本投資法人が賃貸可能と考える面積を記載しています。また、いなペロジスティクスセンターについては、太陽光発電設備の設置を目的とした本物件の屋根部分等の賃貸に係る賃貸可能面積を含みません。以下同じです。

(注4) 「テナント数」は、2024年10月末日現在の各保有資産又は新規取得資産に係る賃借人（ただし、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結された賃貸借契約に係る賃借人を含みます。）の数を記載しています。建物に係る賃貸借契約においては、住居系アセットに係る賃貸借契約の賃借人について、同一の賃借人が複数の区画を賃借している場合には、区画ごとに1件として計算した数字を記載しています。バス・スルー型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合には、マスターリース会社と賃貸借契約を締結済み又は締結予定の転借人の数を記載しています。したがって、同一の賃借人への賃貸区画を1件として計算すると、テナント数が少なくなる物件があります。なお、マスターリース会社が転借人と賃料固定型サブマスターリース契約による賃貸借契約を締結している場合には、その転借人の数を1件として記載しています。また、「テナント数」の合計は、各保有資産又は新規取得資産のテナント数を単純合算した数値を記載しています。なお、いなペロジスティクスセンターについては、太陽光発電設備の設置を目的とした本物件の屋根部分等の賃貸に係るテナントを含みません。

(注5) 「稼働率」は、2024年10月末日現在における、各保有資産又は新規取得資産に係るテナントとの間で締結されている又は締結される予定の各賃貸借契約（ただし、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結済みの賃貸借契約を含みます。）に表示された賃貸面積の合計を賃貸可能面積で除して得られた数値の小数第2位を四捨五入して記載しています。

(注6) テナントから開示について承諾を得られていないため非開示としています。合計値についても同様です。

(注7) 本投資法人は、浜松プラザ（底地）について、底地の他一部の建物も取得していますが、資産の大部分が底地となることから、本資産を底地アセットに分類しています。

不動産鑑定評価書の概要

本投資法人は、大和不動産鑑定株式会社、JLL森井鑑定株式会社及び株式会社立地評価研究所から、2024年11月30日を価格時点として新規取得資産に係る不動産鑑定評価書を、それぞれ取得しています。その概要は、以下のとおりです。

不動産鑑定評価書は、一定時点における評価者たる鑑定機関の判断と意見であり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。なお、不動産鑑定評価を行った大和不動産鑑定株式会社、JLL森井鑑定株式会社及び株式会社立地評価研究所と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

大分類	小分類	物件番号	物件名称	鑑定評価機関	鑑定評価額 (百万円)	収益価格						鑑定NOI利回り (%) (注2)
						直接還元法 による価格 (百万円)	還元 利回り (%)	DCF法 による価格 (百万円)	割引率 (%)	最終 還元 利回り (%)	NOI (百万円) (注1)	
第7期取得済資産												
産業インフラアセット	産業・ビジネスアセット	OF-3	AIG京都ビル	大和不動産鑑定株式会社	1,520	1,560	4.0	1,500	3.8	4.2	71	4.8
取得予定資産												
産業インフラアセット	底地アセット (産業インフラ型)	IL-3	みよしインダストリアルセンター(底地)	大和不動産鑑定株式会社	620	620 (注3)	6.0 (注4)	620	6.0	-	36	6.3
		IL-4	開成町インダストリアルセンター(底地)	JLL森井鑑定株式会社	1,630	-	-	1,630	5.0	-	87	5.5
生活インフラアセット	住居系アセット	RE-14	ソシオ刈谷東新町A棟・B棟	株式会社立地評価研究所	2,100	2,130	4.6	2,090	4.4	4.8	105	5.1
		RE-15	エンブルエル常滑新開町	株式会社立地評価研究所	1,090	1,100	4.6	1,080	4.4	4.8	53	5.0
		RE-16	四日市エンブルコート	株式会社立地評価研究所	677	683	4.6	675	4.4	4.8	36	5.4
		RE-17	古出来エンブルコート	株式会社立地評価研究所	908	920	4.0	903	3.8	4.2	39	4.3
合計 / 平均					8,545	-	-	-	-	-	430	5.1

(注1) 「NOI」とは、鑑定評価書に記載された運営収益から運営費用を控除した運営純収益（Net Operating Income）をいい、減価償却費を控除する前の収益をいいます。NOIから敷金等の運用益や資本的支出を控除したNCF（純収益、Net Cash Flow）とは異なります。上記NOIは直接還元法（ただし、取得予定資産のうち、みよしインダストリアルセンター（底地）については有期還元法、開成町インダストリアルセンター（底地）についてはDCF法（3年目））によるNOIです。なお、「NOI」は、百万円未満を切り捨てて記載しています。したがって、各保有資産又は取得予定資産のNOIを足し合わせてもポートフォリオ合計と一致していない場合があります。

(注2) 「鑑定NOI利回り」は、NOIを取得（予定）価格で除して本資産運用会社が算出した数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。ただし、小計欄又は合計欄の数値は、NOIの小計又は合計を取得（予定）価格の小計又は合計で除して本資産運用会社が算出した数値を、小数第2位を四捨五入して記載しています。かかる数値は、いずれも本資産運用会社が算出したものであり、不動産鑑定評価書に記載されている数値ではありません。

(注3) みよしインダストリアルセンター（底地）の直接還元法による価格は、有期還元法（インウッド式）の価格を記載しています。

(注4) みよしインダストリアルセンター（底地）の還元利回りは、有期還元法（インウッド式）の割引率を記載しています。

建物状況評価報告書（エンジニアリングレポート（ER））の概要

本投資法人は、新規取得資産について、建物検査、関連法規の遵守、修繕費評価及び環境アセスメント等に関する報告書を、株式会社ERIソリューション及び大和不動産鑑定株式会社より取得しています（以下「建物状況評価報告書」といいます。）。

建物状況評価報告書の記載は報告者の意見を示したものに留まり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。なお、株式会社ERIソリューション及び大和不動産鑑定株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件番号	物件名称	調査業者	調査年月日	短期修繕費 （千円） (注1) (注2)	長期修繕費 （年平均） （千円） (注1)(注3)
第7期取得済資産					
OF-3	AIG京都ビル	株式会社ERIソリューション	2024年9月12日	215	14,152
取得予定資産					
IL-3	みよしインダストリアルセンター（底地）(注4)	-	-	-	-
IL-4	開成町インダストリアルセンター（底地）(注4)	-	-	-	-
RE-14	ソシオ刈谷東新町A棟・B棟	大和不動産鑑定株式会社	2024年10月21日	-	10,499
RE-15	エンブルエール常滑新開町	大和不動産鑑定株式会社	2024年10月21日	-	4,043
RE-16	四日市エンブルコート	大和不動産鑑定株式会社	2024年10月16日	-	6,708
RE-17	古出来エンブルコート	大和不動産鑑定株式会社	2024年10月16日	-	3,265

(注1) 「短期修繕費」及び「長期修繕費（年平均）」は、株式会社ERIソリューション又は大和不動産鑑定株式会社の作成した建物状況評価報告書の記載に基づき記載しています。

(注2) 「短期修繕費」とは、1年以内に行うべき修繕更新費用を示しています。日常の予防保守よりも優先的に修繕や交換が必要な物理的不具合や保守の遅れ、設計上の欠陥や品質の悪さ、耐用年数が過ぎているものや建物状況評価報告書発行日から1年以内に更新が必要なものも含まれます。

(注3) 「長期修繕費（年平均）」には、経年に伴う劣化に対して機能維持及び安全稼働していく上での修繕更新の費用であって、建物調査診断報告書発行日から起算して12年以内に必要とされている修繕費用及び更新費用の合計を、本資産運用会社にて年平均額に換算し、千円未満を四捨五入して記載しています。

(注4) 底地物件のため、建物状況評価報告書は取得していませんが、株式会社フィールド・パートナーズより土壌汚染リスク評価報告書を取得しています。

新規取得資産に係る設計者、施工者、確認検査機関、構造計算者及び構造計算確認機関

新規取得資産に係る設計者、施工者、確認検査機関、構造計算者及び構造計算確認機関は、以下のとおりです。なお、AIG京都ビル及び四日市エンブルコートについて、本投資法人は、第三者専門機関である株式会社ERIソリューション（AIG京都ビル）及び大和不動産鑑定株式会社（四日市エンブルコート）に、構造計算書及び構造設計図の確認・検証業務を委託し、株式会社ERIソリューションからは設計者の故意による違法な構造計算書の改ざん等の偽装は認められず、また建築基準法上の耐震性能を疑わせるまでの特段の問題は見受けられない旨の、大和不動産鑑定株式会社からは建築基準法及び同施工令並びに関連法規等に準拠して設計されており、意図的な改ざん等は確認されず問題ない旨の所見を、それぞれ取得しています。かかる所見は、株式会社ERIソリューション及び大和不動産鑑定株式会社の意見を示したものに留まり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。なお、株式会社ERIソリューション及び大和不動産鑑定株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件番号	物件名称	設計者	施工者	確認検査機関	構造計算者	構造計算確認機関
第7期取得済資産						
0F-3	AIG京都ビル	清水建設株式会社関西事業本部一級建築士事務所	清水建設株式会社	株式会社京都確認検査機構	清水建設株式会社関西事業本部一級建築士事務所	一般社団法人新都市ハウジング協会
取得予定資産						
IL-3	みよしインダストリアルセンター（底地）（注2）	-	-	-	-	-
IL-4	開成町インダストリアルセンター（底地）（注2）	-	-	-	-	-
RE-14	ソシオ刈谷東新町A棟・B棟	株式会社マルタ設計	株式会社鴻池組	株式会社確認サービス	株式会社マルタ設計	-（注3）
RE-15	エンブルエール常滑新開町	株式会社協和コーポレーション	株式会社協和コーポレーション	一般財団法人愛知県建築住宅センター	豊島設計	株式会社建築構造センター
RE-16	四日市エンブルコート	前田設計室	河芸建設株式会社	四日市市建築主事	前田設計室	-（注3）
RE-17	古出来エンブルコート	アールプラス建築設計株式会社	株式会社アクシス	ビューローベリタスジャパン株式会社	株式会社矢尾建築設計事務所	一般財団法人愛知県建築住宅センター

（注1） 設計者、施工者、確認検査機関、構造計算者及び構造計算確認機関の各欄に記載の名称については、設計、施工、確認検査、構造計算及び構造計算確認がなされた当時の社名を記載しています。

（注2） みよしインダストリアルセンター（底地）及び開成町インダストリアルセンター（底地）は、底地のみを保有し、建物は保有していないため、記載していません。

（注3） 構造計算適合性判定制度開始前のため、不詳です。

地震リスク分析等の概要

新規取得資産に係るPML（予想最大損失率）は、以下のとおりです。各PMLの数値は、東京海上ディール株式会社による2024年11月付地震リスク評価報告書に基づいて記載しています。

なお、東京海上ディール株式会社による2024年11月付地震リスク評価報告書 - ポートフォリオ評価版 - [25物件]に基づく、取得予定資産取得後における本投資法人のポートフォリオ全体に関するPML値は2.4%です(注1)。

また、本書の日付現在、新規取得資産について地震保険を付保する予定はありません。

地震リスク評価書の記載は報告者の意見を示したものに留まり、本投資法人がその内容の正確さを保証するものではありません。なお、東京海上ディール株式会社と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

物件番号	物件名称	PML値（予想最大損失率）（％）
第7期取得済資産		
OF-3	AIG京都ビル	10.7
取得予定資産		
IL-3	みよしインダストリアルセンター（底地）(注2)	-（注2）
IL-4	開成町インダストリアルセンター（底地）(注2)	-（注2）
RE-14	ソシオ刈谷東新町A棟・B棟	4.0
RE-15	エンブルエール常滑新開町	9.0
RE-16	四日市エンブルコート	6.8
RE-17	古出来エンブルコート	4.5

(注1) 静岡マシナード（底地）、各務原インダストリアルセンター（底地）、みよしインダストリアルセンター（底地）及び開成町インダストリアルセンター（底地）については、当該資産は底地のみの所有で建物は所有していないため、上記「地震リスク評価報告書 - ポートフォリオ評価版 - [25物件]」に記載されたポートフォリオ全体に関するPML値に影響しません。

(注2) 底地のみの物件のため、地震リスク評価報告書を取得していません。

主要な不動産に関する情報

本投資法人が取得予定資産を全て予定どおり取得した場合において、賃料合計が全月間賃料合計の10%以上を占めることになる不動産は、以下のとおりです。

物件名称	テナントの総数(注1)	月間賃料収入（百万円）(注2)	賃貸面積（㎡）	賃貸可能面積（㎡）	稼働率（％）(注3)
セントレアロジスティクスセンター	15	65	63,950.26	64,468.95	99.2
いなペロジスティクスセンター	1	56	105,914.86	105,914.86	100.0
浜松プラザ（底地）	7	52	80,421.45	80,421.45	100.0

(注1) 「テナントの総数」は、2024年10月末日現在の各保有資産又は新規取得資産に係る賃借人の数を記載しています。建物に係る賃貸借契約においては、住居系アセットに係る賃貸借契約の賃借人について、同一の賃借人が複数の区画を賃借している場合には、区画ごとに1件として計算した数字を記載しています。パス・スルー型マスターリース契約が締結されている場合には、マスターリース会社と賃貸借契約を締結済みの転借人の数を記載しています。したがって、同一の賃借人への賃貸区画を1件として計算すると、テナント数が少なくなる物件があります。なお、マスターリース会社が転借人と賃料固定型サブマスターリース契約による賃貸借契約を締結している場合には、その転借人の数を1件として記載しています。なお、いなペロジスティクスセンターについては、太陽光発電設備の設置を目的とした本物件の屋根部分等の賃貸に係るテナントを含みません。

(注2) 「月間賃料収入」は、マスターリース種別がパス・スルー型マスターリース契約の場合には、2024年10月末日現在においてマスターリース会社又は各不動産会社若しくは信託不動産の所有者とエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約書等に表示された月額賃料（共益費は含みますが、駐車場やトランクルーム等の付属施設の使用料は除きます。）の合計額を記載しています。なお、千円未満は切り捨て、消費税及び地方消費税は除いています。

(注3) 「稼働率」は、2024年10月末日現在における、各保有資産又は取得予定資産に係るテナントとの間で締結されている又は締結される予定の各賃貸借契約に表示された賃貸面積の合計を賃貸可能面積で除して得られた数値の小数第2位を四捨五入して記載しています。

主要なテナントに関する情報

本投資法人が取得予定資産を全て予定どおり取得した場合において、当該テナントへの賃貸面積が総賃貸面積の合計の10%以上を占めることになるテナントの概要は、以下のとおりです。なお、パス・スルー型マスターリース契約が締結されている場合には、転借人をテナントとして取り扱って記載しています。

・ 契約期間満了日、賃料及び賃貸面積等

No	テナント名称	業種	物件名称	契約期間満了日	年間賃料(注2)		賃貸面積(注3)		契約更改の方法
					(百万円)	比率(%)	(㎡)	比率(%)	
1	トヨタ自動車株式会社	輸送用機器	いなペロジステイクセンター	2029年9月30日	676	15.7	105,914.86	27.4	- (注4)

- (注1) 各賃貸借契約の概要については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (2) 投資資産 保有資産の個別不動産の概要」並びに後記「(4) 新規取得資産の個別不動産の概要」をご参照ください。
- (注2) 2024年10月末日現在における賃貸借契約（ただし、建物にかかる賃貸借面積においては、駐車場、倉庫等を除きます。）の月額賃料を12倍した金額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。比率については、2024年10月末日現在における保有資産及び新規取得資産の賃貸借契約（ただし、建物にかかる賃貸借面積においては、駐車場、倉庫等を除きます。また、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結された賃貸借契約を含みます。）の月額賃料の合計に占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注3) 2024年10月末日現在における賃貸面積を記載しています。比率については、2024年10月末日現在における保有資産及び新規取得資産の総賃貸面積（ただし、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結済みの賃貸借契約に係る賃貸面積を含みます。）に占める割合を、小数第2位を四捨五入して記載しています。
- (注4) 定期建物賃貸借契約又は定期借地契約であり、契約更改の方法につき賃借人との合意はありません。

担保の状況

本投資法人が取得予定資産を全て予定どおり取得した場合において、該当事項はありません。

(3) ポートフォリオの概況

本投資法人が取得予定資産を全て予定どおり取得した場合のポートフォリオの分散の概況は、以下のとおりです。

用途タイプ別投資比率

大分類	物件数	取得（予定）価格 （百万円）	比率（％） （注）
産業インフラアセット	10	27,285	44.4
生活インフラアセット	19	34,121	55.6
合計	29	61,406	100.0

（注） 比率は、取得（予定）価格を基準に算出し、小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、比率の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

用途別投資比率

分類	物件数	取得（予定）価格 （百万円）	比率（％） （注）
物流アセット	3	17,392	28.3
産業・ビジネスアセット	3	5,430	8.8
底地アセット （産業インフラ型）	4	4,463	7.3
住居系アセット	17	19,071	31.1
底地アセット （生活圏配送・販売型）	1	11,950	19.5
その他アセット （生活圏配送・販売型）	1	3,100	5.0
合計	29	61,406	100.0

（注） 比率は、取得（予定）価格を基準に算出し、小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、比率の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

地域別投資比率

地域	物件数	取得（予定）価格 （百万円）	比率（％） （注）
静岡県	6	20,700	33.7
愛知県	16	26,701	43.5
三重県	4	9,212	15.0
岐阜県	1	1,688	2.7
神奈川県	1	1,595	2.6
京都府	1	1,510	2.5
合計	29	61,406	100.0

（注） 比率は、取得（予定）価格を基準に算出し、小数第2位を四捨五入して記載しています。したがって、比率の合計が全体の合計と一致しない場合があります。

(4) 新規取得資産の個別不動産の概要

a. 「特定資産の概要」欄に関する説明

- ・「物件名称」は、新規取得資産を取得後に使用する予定の名称を記載しています。
- ・「大分類」は、本投資法人が投資対象とする産業インフラセット、生活インフラセットのいずれかを、また、「小分類」は、物流アセット、産業・ビジネスアセット、底地アセット（産業インフラ型）、住居系アセット、底地アセット（生活圏配送・販売型）、その他アセット（生活圏配送・販売型）のいずれかを、それぞれ記載しています。
- ・「取得（予定）年月日」は、新規取得資産に係る各売買契約に記載された各不動産又は各不動産信託受益権の取得（予定）日又は本日決定した取得予定日を記載しています。
- ・「特定資産の種類」は、特定資産としての不動産等資産の種別を記載しています。
- ・「取得（予定）価格」は、新規取得資産に係る各売買契約に記載された各不動産又は各不動産信託受益権の売買代金（消費税及び地方消費税並びに売買手数料等の諸費用を含みません。）を、百万円未満を切り捨てて記載しています。
- ・「鑑定評価額」は、大和不動産鑑定株式会社、JLL森井鑑定株式会社及び株式会社立地評価研究所から取得した新規取得資産に係る不動産鑑定評価書に記載の鑑定評価額を記載しています。
- ・「所在地（住居表示）」は、原則として、住居表示を記載しています。住居表示のない物件は、登記簿上の建物所在地（複数ある場合にはそのうちの一所在地）を記載しています。なお、底地物件については、登記簿上の土地所在地（土地が複数ある場合にはそのうちの一筆の所在地）を記載しています。
- ・「交通」については、住居系アセット、産業・ビジネスアセットは徒歩分数、物流アセット、底地アセット（生活圏配送・販売型）、底地アセット（産業インフラ型）及びその他アセット（生活圏配送・販売型）については、最寄りのインターチェンジ等からの距離を記載します。徒歩分数については、本資産運用会社が算出した最寄駅からの距離を分速80mで歩いた場合の時間（単位未満切上げ）又は不動産鑑定評価書若しくは建物状況評価報告書に記載された時間を記載しています。距離については、不動産鑑定評価書又は建物状況評価報告書に記載された距離を記載しています。
- ・土地の「地番」は、登記簿上の建物所在地（複数ある場合にはそのうちの一所在地）を記載しています。なお、底地物件については、登記簿上の土地所在地を記載しています。
- ・土地の「建蔽率」は、原則として、建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる建蔽率の上限値（指定建蔽率）（複数ある場合にはそのいずれも）を記載しています。指定建蔽率は、防火地域内の耐火建築物であることその他の理由により緩和若しくは割増され、又は減少することがあり、実際に適用される建蔽率とは異なる場合があります。
- ・土地の「容積率」は、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる容積率の上限値（指定容積率）（複数ある場合にはそのいずれも）を記載しています。指定容積率は、敷地に接続する道路の幅員その他の理由により緩和若しくは割増され、又は減少することがあり、実際に適用される容積率とは異なる場合があります。
- ・土地の「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類（複数ある場合にはそのいずれも）を記載しています。
- ・土地の「敷地面積」は、登記簿上の記載（借地がある場合には借地面積を含みます。）に基づいており、現況とは一致しない場合があります。
- ・土地及び建物の「所有形態」は、本投資法人、信託受託者又は信託受託者となる予定の者が保有し、又は保有する予定の権利の種類を記載しています。
- ・建物の「建築年月日」は、主たる建物の登記簿上の新築年月日を記載しています。
- ・建物の「構造／階数」は、主たる建物について登記簿上の記載に基づいています。
- ・建物の「延床面積」は、登記簿上の記載に基づき、附属建物の床面積も含めて記載しています。
- ・建物の「設計者」及び「施工者」は、主たる建物について設計及び施工がなされた当時の社名で記載しています。
- ・「賃貸可能面積」は、新規取得資産に係る建物の（ただし、底地物件については、その土地の）本投資法人が賃貸可能と考える面積を記載しています。
- ・「稼働率」は、2024年10月末日現在における新規取得資産に係るテナントとの間で締結されている又は締結される予定の各賃貸借契約に表示されている賃貸面積の合計を新規取得資産に係る建物の本投資法人が賃貸可能と考える面積で除して得られた数値の小数第2位を四捨五入して記載しています。

- ・「ML会社」、「PM会社」及び「信託受託者」は、第7期取得済資産のPM会社、又は取得予定資産の取得後に取得予定資産のマスターリース会社、PM会社及び信託受託者となる予定の者を記載しています。また、「ML種別」については、第7期取得済資産に係る又は取得予定資産の取得後に予定されているマスターリース種別（パス・スルー型又は賃料固定型の別）を記載しています。なお、PM（プロパティ・マネジメント）とは、建物の日常管理（設備制御、保守・点検、清掃、保全、賃料管理業務など）から、テナントのクレーム処理まで総合的に対応する現場業務を意味します。以下同じです。
 - ・「主要テナント」は、2024年10月末日現在で有効な賃貸借契約又は締結される予定の賃貸借契約に基づき本投資法人又は信託受託者から当該物件を賃借する者のうち、最も賃貸面積が大きい者を記載しています。ただし、当該新規取得資産につきマスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合において、パス・スルー型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定の物件についてはエンドテナントを記載し、底地物件については、土地賃借人を記載しています。なお、本投資法人又は信託受託者との間で賃料固定型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合は、当該契約のマスターリース会社を記載しています。一部の住居系アセットについては、「個人」と記載しています。
 - ・「特記事項」には、2024年12月27日現在において新規取得資産の権利関係や利用等で重要と考えられる事項のほか、新規取得資産の評価額、収益性及び処分性への影響等を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。
- b. 「賃貸借の概要」欄に関する説明
- ・「テナント数」は、2024年10月末日現在の新規取得資産に係る賃借人（ただし、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結された賃貸借契約に係る賃借人を含みます。）の数を記載しています。建物に係る賃貸借契約においては、住居系アセットに係る賃貸借契約の賃借人について、同一の賃借人が複数の区画を賃借している場合には、区画ごとに1件として計算した数字を記載しています。パス・スルー型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合には、マスターリース会社と賃貸借契約を締結済み又は締結予定の転借人の数を記載しています。したがって、同一の賃借人への賃貸区画を1件として計算すると、テナント数が少なくなる物件があります。なお、マスターリース会社が転借人と賃料固定型サブリース契約による賃貸借契約を締結している場合には、その転借人の数を1件として記載しています。
 - ・「年間賃料収入」は、2024年10月末日現在の新規取得資産に係る賃借人との間で締結されている又は締結される予定の賃貸借契約（ただし、建物に係る賃貸借契約においては、駐車場、倉庫及び土地を除きます。また、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結された賃貸借契約を含みます。）に規定されている月額固定賃料（共益費を含みます。）を12倍した金額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、当該新規取得資産につきパス・スルー型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合には、エンドテナントとの間で締結されている2024年10月末日現在において有効な賃貸借契約又はエンドテナントとの間で締結が予定されている賃貸借契約に規定されている年間賃料又は月額賃料を12倍した金額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。また、賃料固定型マスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合には、本投資法人又は信託受託者とマスターリース会社との間で締結されている又は締結される予定の賃貸借契約等に表示された月額賃料（共益費は含みますが、駐車場やトランクルーム等の付属施設の使用料は除きます。）の合計額を記載しています。なお、消費税及び地方消費税は除き、かつ、2024年10月末日時点のフリーレント及びレントホリデーは考慮しないものとします。
 - ・「敷金、保証金」は、入居済みのテナントに関して、入居時に必要とされていた敷金・保証金（百万円未満は切り捨て）の合計額を記載しています。ただし、その一部が返還されている場合には、2024年10月末日現在、上記敷金・保証金の合計額と賃貸人が保有している敷金・保証金の合計額とは異なります。なお、当該資産につきマスターリース契約が締結されている場合において、敷金額がエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約に規定されている敷金・保証金その他の合計額と同額とされている場合には、当該合計額を百万円未満を切り捨てて記載しています。
 - ・「契約月額賃料合計」は、当該期間の最終月の末日現在の新規取得資産に係る賃借人との間で締結されている賃貸借契約（ただし、建物に係る賃貸借契約においては、駐車場、倉庫及び土地を除きます。また、AIG京都ビルについては、本投資法人による取得後に当該物件の売主との間で締結された賃貸借契約を含みます。）に規定されている月額固定賃料（共益費を含みます。）の合計額を、百万円未満を切り捨てて記載していま

す。なお、当該新規取得資産につきマスターリース契約が締結されている又は締結される予定である場合において、賃料額がエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約に規定されている賃料額の合計額と同額とされている場合、エンドテナントとの賃貸借契約に規定されている月額固定賃料(共益費を含みます。)の合計額を、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、賃貸借契約又は転貸借契約上、一定期間の賃料を免除等する旨の特約がなされる場合や、約定どおりの支払いがなされない場合、また、テナントが退去する場合や賃貸借契約の条件が変更される場合があり得ることから、当該金額は、実際に本投資法人が収受する賃料収入額とは一致するとは限りません。

- ・「期末稼働率」は、各計算期間末日現在における賃貸面積を賃貸可能面積で除して得られた数値(AIG京都ビルについては、各期間末日の賃貸面積に売主自己使用面積を加算した数値を賃貸可能面積で除して得られた数値)の小数第2位を四捨五入して記載しています。

c. 「物件概要」欄に関する説明

- ・「物件概要」欄は、本資産運用会社が新規取得資産の取得の意思決定に際し、デュー・ディリジェンス手続において大和不動産鑑定株式会社、JLL森井鑑定株式会社及び株式会社立地評価研究所から取得した鑑定評価書等に基づき、また、一部において本資産運用会社が入手した資料又は本資産運用会社の見解に基づいて記載しています。当該資料又は見解は、一定時点における作成者の判断と意見であり、その内容の妥当性及び正確性を保証するものではありません。

d. 「鑑定評価書の概要」欄に関する説明

- ・「鑑定評価書の概要」欄は、大和不動産鑑定株式会社、JLL森井鑑定株式会社及び株式会社立地評価研究所から取得した鑑定評価書に基づいて記載しています。鑑定評価書は、一定時点における評価者たる鑑定機関の判断と意見であり、その内容の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での取引可能性等を保証するものではありません。なお、不動産鑑定評価を行った大和不動産鑑定株式会社、JLL森井鑑定株式会社及び株式会社立地評価研究所と本投資法人及び本資産運用会社との間には、特別の利害関係はありません。

0F-3 AIG京都ビル		大分類		産業インフラアセット			
		小分類		産業・ビジネスアセット			
特定資産の概要							
取得年月日		2024年12月19日		特定資産の種類		不動産	
取得価格		1,510,000,000円		鑑定評価額 （価格時点）		1,520,000,000円 （2024年11月30日）	
所在地（住居表示）		京都府京都市下京区大宮通五条下る東側南門前町478番地					
交通		JR山陰本線「丹波口」駅 徒歩9分 京福電気鉄道嵐山本線「四条大宮」駅 徒歩10分 京都市営地下鉄「五条」駅 徒歩12分					
土地	地番	京都府京都市下京区大宮通五条下る東側南門前町478番地		建物	建築年月日	2001年9月28日	
	建蔽率	80%(注1)			構造 / 階数	鉄骨造陸屋根地下1階付8階建	
	容積率	600%			延床面積	3,953.55㎡	
	用途地域	商業地域			設計者	清水建設株式会社関西事業本部一級建築士事務所	
	敷地面積	633.44㎡			施工者	清水建設株式会社	
	所有形態	所有権			所有形態	所有権	
賃貸可能面積		2,661.76㎡		稼働率		100.0%	
ML会社		-		ML種別		-	
PM会社		シービーアールイー株式会社		信託受託者		-	
主要テナント		非開示(注2)					
特記事項：							
・ 本物件の所在地には、本物件建築後に建物の高さ制限（最高高度：25m）が適用されていますが、本物件の高さは30.9m（用途変更確認申請書記載の建築物の最高の高さ）であるため、本物件は本書の日付現在で既存不適格となっています。							
・ 外壁全面打診調査が未実施ですが、前所有者により発注済みです。							

(注1) 本物件の建蔽率は本来80%ですが、角地による緩和の適用により90%となっています。
(注2) テナントから開示について承諾を得られていないため、非開示としています。

賃貸借の概要	
テナント数	11
年間賃料収入	88百万円
敷金、保証金	77百万円

	2023年2月～7月	2023年8月～2024年1月	2024年2月～7月
契約月額賃料合計	7百万円	7百万円	7百万円
期末稼働率	100.0%	100.0%	100.0%

物件概要（取得のポイント）
エリアの優位性 1. 京都は日本の首都として東京より歴史があり、産業、人口ともに高度に集積 2. 世界で評価される企業が集積する「産業地域」であり、豊富なテナントニーズあり 3. 京都駅を含むエリアの広域アクセスの良い五条通と大宮通が交差する交通の要衝 テナントの優位性 1. テナント数11のマルチテナント物件であり、事務所部分の契約期間は短く、インフレに対応した賃料増額交渉の機会が多い 2. 需給がひっ迫した環境にあり、賃料ギャップは平均▲8.3%と魅力ある水準で、アップサイド余地が見込める 3. 京都市全体でも、空室率低下と賃料上昇がみられ、マクロ環境は良好 物件・立地の優位性 1. 京都市内に損保支店として建築された格調高いスペックを誇る物件であり、駐車場を備え社用車のニーズが高いエリア特性に対応 2. AM会社独自ルートのネットワークを活かしたソーシングであり、グローバルに競争力のある損保のCREニーズに対応

鑑定評価書の概要				
物件名称		AIG京都ビル		
鑑定評価額		1,520,000,000円		
鑑定評価機関		大和不動産鑑定株式会社		
価格時点		2024年11月30日		
項目		内容（単位：千円）	概要等	
収益価格		1,520,000	DCF法による収益価格がより説得力が高いと判断し、直接還元法による収益価格からの検証も行い、試算	
	直接還元法による収益価格		1,560,000	中長期的観点から安定的であると認められる標準的純収益を査定し、還元利回りで還元して査定
		運営収益	118,235	現行契約の賃料水準、周辺賃貸事例及びその動向に基づき、本物件の中長期的な競争力を勘案の上、標準化した想定賃料等に基づき計上
		可能総収益	125,061	
		空室等損失等	6,826	
	運営費用		46,341	空室率実績及び類似不動産の標準的な空室率に基づき、本物件の競争力等を考慮して、中長期的に安定的であると認められる空室率を査定
	維持管理費		8,559	
	水道光熱費		15,459	
	修繕費		4,305	
	PMフィー		3,000	
	テナント募集費用等		791	
	公租公課		11,981	
	損害保険料		795	
	その他費用		1,449	
	運営純収益(NOI)(-)		71,893	
	一時金の運用益		858	
	資本的支出		10,270	
	純収益(NCF)(+ -)		62,481	
	還元利回り		4.0%	
	DCF法による収益価格		1,500,000	
		割引率		3.8%
最終還元利回り		4.2%		
積算価格		1,940,000		
	土地比率		69.7%	
	建物比率		30.3%	
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		該当事項はありません。		

IL-3 みよしインダストリアルセンター（底地）		大分類	産業インフラアセット			
		小分類	底地アセット（産業インフラ型）			
特定資産の概要						
取得予定年月日		2025年2月4日	特定資産の種類	不動産		
取得予定価格		580,000,000円	鑑定評価額 （価格時点）	620,000,000円 （2024年11月30日）		
所在地（住居表示）		愛知県みよし市黒笹町小持松1123番22				
交通		名古屋鉄道豊田線「黒笹」駅 北東方約1.9km付近 東名高速道路「東名三好」インターチェンジ 北方約4.6km付近				
土地	地番	愛知県みよし市黒笹町小持松1123番22	建物	建築年月日	-	
	建蔽率			60%	構造 / 階数	-
	容積率			200%	延床面積	-
	用途地域			工業地域	設計者	-
	敷地面積			11,218.32㎡	施工者	-
	所有形態			所有権	所有形態	-
賃貸可能面積		6,459.32㎡(注1)	稼働率	100.0%		
ML会社		-	ML種別	-		
PM会社		ジョーンズ ラング ラサール株式会社	信託受託者	-		
主要テナント		非開示(注2)				
特記事項： 本物件については、事業用定期借地権設定契約を締結して土地を賃貸しています。同契約の内容についてはテナントの承諾が得られていないため非開示としています。						

(注1) 本物件は敷地内に保安林等を含んでいるため、本投資法人が賃貸可能と考える土地の面積を記載しています。
(注2) テナントから開示について承諾を得られていないため、非開示としています。

賃貸借の概要	
テナント数	1
年間賃料収入	非開示(注)
敷金、保証金	非開示(注)

	2023年2月～7月	2023年8月～2024年1月	2024年2月～7月
契約月額賃料合計	非開示(注)	非開示(注)	非開示(注)
期末稼働率	100.0%	100.0%	100.0%

(注) テナントから開示について承諾を得られていないため、非開示としています。

物件概要（取得のポイント）	
エリアの優位性	
1. みよし市は、日本有数の「産業地域」であり、豊田市に隣接し、トヨタの製造拠点や関連産業が集積	
2. 名古屋の住宅地から30分圏内で通勤利便性も高い	
テナントの優位性	
1. テナントは、乗用車や商用車塗料で全世界をリードするグローバル企業	
2. 先端技術の研究拠点であり、建物を含めた設備投資も大きいと考えられ、テナントの密着性は高い	
物件・立地の優位性	
1. 元々グローバル企業が愛知県の土地を賃借していたものをCREニーズに応じて取得	
2. 愛知県企業庁が開発した研究開発工業団地	
3. 公的不動産（PRE）の市場は大きいため、投資対象として大きなポテンシャルあり	

鑑定評価書の概要			
物件名称		みよしインダストリアルセンター（底地）	
鑑定評価額		620,000,000円	
鑑定評価機関		大和不動産鑑定株式会社	
価格時点		2024年11月30日	
項目		内容（単位：千円）	概要等
収益価格		620,000	DCF法による収益価格は、有期還元法による収益価格によってその妥当性が裏付けられたものと判断し、試算
	直接還元法（有期還元法）による収益価格	620,000	中長期的に安定的であると認められる標準化した純収益に割引率と有限の収益期間とを基礎とした複利年金現価率を乗じて求めた額に、収益期間満了時における土地価格並びに売却費用を現在価値に換算した額を加減して査定
	運営収益	非開示(注)	
	賃料収入	非開示(注)	
	貸倒れ損失	非開示(注)	
	運営費用	非開示(注)	
	維持管理費	非開示(注)	
	水道光熱費	非開示(注)	
	修繕費	非開示(注)	
	PMフィー	非開示(注)	
	テナント募集費用等	非開示(注)	
	公租公課	非開示(注)	
	損害保険料	非開示(注)	
	その他費用	非開示(注)	
	運営純収益(NOI)(-)	36,696	
	一時金の運用益	206	一時金の運用実態等について運用的側面と調達の側面双方の観点から総合的に勘案の上運用利回りを1.0%として査定
	資本的支出	-	-
	純収益(NCF)(+ -)	36,902	
	割引率	6.0%	類似の不動産の割引率等との比較から求める方法を標準に、投資家に対するヒアリング等も参考として査定
	DCF法による収益価格	620,000	
	割引率	6.0%	類似の不動産の割引率、他の金融商品に係る利回りとの比較等から査定
	最終還元利回り	-	-
割合法による価格		515,000	
積算価格		-	-
	土地比率	-	-
	建物比率	-	-
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		該当事項はありません。	

(注) 本項目については、実績値に基づく数値を参考としていることから、本項目を開示した場合、本投資法人の競争上の悪影響が生じ、ひいては投資主の利益を害するおそれがあると本投資法人が判断したことから非開示としています。

IL-4 開成町インダストリアルセンター（底地）		大分類		産業インフラアセット			
		小分類		底地アセット（産業インフラ型）			
特定資産の概要							
取得予定年月日		2025年2月4日		特定資産の種類		不動産信託受益権	
取得予定価格		1,595,000,000円		鑑定評価額 （価格時点）		1,630,000,000円 （2024年11月30日）	
所在地（住居表示）		神奈川県足柄上郡開成町吉田島字前河原3503番1					
交通		小田急小田原線「開成」駅 北方約0.45km付近 東名高速道路「大井松田」インターチェンジ 南西方約3.3km付近					
土地	地番	神奈川県足柄上郡開成町吉田島字前河原3503番1		建物	建築年月日	-	
	建蔽率	60%			構造 / 階数	-	
	容積率	200%			延床面積	-	
	用途地域	工業地域			設計者	-	
	敷地面積	21,732.53㎡			施工者	-	
	所有形態	所有権			所有形態	-	
賃貸可能面積		21,732.53㎡		稼働率		100.0%	
ML会社		-		ML種別		-	
PM会社		ククレブ・アドバイザーズ株式会社		信託受託者		株式会社 S M B C 信託銀行	
主要テナント		非開示(注)					
特記事項：							
・ 本物件については、事業用定期借地権設定契約を締結して土地を賃貸しています。同契約の内容についてはテナントの承諾が得られていないため非開示としています。							
・ 本物件には水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。その後の改正を含みます。以下「水質汚濁防止法」といいます。）に規定される特定施設が設置されていましたが、当該特定施設の廃止に伴う土壌調査については、土壌汚染対策法第3条第1項ただし書に基づき、その実施の猶予を受けています。本投資法人は、賃借人との間で、今後、本物件上の建物の増改築又は本物件の返還時に土壌調査が必要となった場合には、賃借人の責任と負担において当該調査を実施し、当該調査の結果、賃借人の事業に起因する土壌汚染等が発見された場合には、賃借人の責任と負担において適切な対策を講じることを合意しています。なお、本投資法人は、株式会社フィールド・パートナーズから、特定有害物質に起因する土壌汚染が存在する可能性は否定できないものの、本物件内の井戸は飲用利用されておらず、また、人の立入りのある地表面はコンクリート、アスファルト舗装又は植栽土により覆われているため、本物件において健康被害が生じる可能性は小さいと考えられる旨の意見を受領しています。							

(注) テナントから開示について承諾を得られていないため、非開示としています。

賃貸借の概要	
テナント数	1
年間賃料収入	非開示(注)
敷金、保証金	非開示(注)

	2023年2月～7月	2023年8月～2024年1月	2024年2月～7月
契約月額賃料合計	非開示(注)	非開示(注)	非開示(注)
期末稼働率	100.0%	100.0%	100.0%

(注) テナントから開示について承諾を得られていないため、非開示としています。

物件概要（取得のポイント）
エリアの優位性 1. 神奈川県は2020年の製造品出荷額等が全国2位の日本有数の「産業地域」 2. 開成町は工場等に加え、大企業の研究開発センターなどの製造業の競争力を支える学術研究機関も多数立地する重要地域 3. 産業の裏付けもあり、人口は中長期で増加しており、2020年の人口増加率は神奈川県で第1位（全国でも16位） テナントの優位性 1. テナントは自動車関連産業であり、中長期で需要の拡大しているアルミダイカストの製品メーカー 2. CRE提案を通じ、中長期の業績拡大を見据え、賃料調整にてテナントの資金ニーズに応えながら中期的に相対的に高いNOI利回りを確保 物件・立地の優位性 1. 人口増加率7.7%に加え、年少人口（0～14歳）割合14.8%も県内トップであり、若い子育て世代の転入が多い 2. 人口増加の成功例として注目されており、行政の将来を見据えた計画的な街づくりも地域の競争力をサポート 3. 本物件は、駅前の分譲マンションの並びに位置しており、将来的にも多様な代替性を検討可能

鑑定評価書の概要				
物件名称		開成町インダストリアルセンター（底地）		
鑑定評価額		1,630,000,000円		
鑑定評価機関		JLL森井鑑定株式会社		
価格時点		2024年11月30日		
項目		内容（単位：千円）	概要等	
収益価格		1,630,000	DCF法により試算	
	直接還元法による収益価格		-	
	運営収益	-	-	
		可能総収益	-	-
		空室等損失等	-	-
	運営費用	-	-	
		維持管理費	-	-
		水道光熱費	-	-
		修繕費	-	-
		PMフィー	-	-
		テナント募集費用等	-	-
		公租公課	-	-
		損害保険料	-	-
		その他費用	-	-
		運営純収益(NOI)(-)	-	-
		一時金の運用益	-	-
	資本的支出	-	-	
	純収益(NCF)(+ -)	-	-	
	還元利回り	-	-	
	DCF法による収益価格		1,630,000	
	割引率	5.0%	類似事例との比較から求める方法、金融資産の利回りに不動産の個別性を加味して求める方法、借入金と自己資金に係る割引率から求める方法による割引率を比較考量し査定	
	最終還元利回り		-	-
底地割合法による価格		1,310,000		
積算価格		-	-	
	土地比率	-	-	
	建物比率	-	-	
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		該当事項はありません。		

RE-14 ソシオ刈谷東新町A棟・B棟		大分類		生活インフラアセット			
		小分類		住居系アセット			
特定資産の概要							
取得予定年月日		2025年2月4日		特定資産の種類		不動産信託受益権	
取得予定価格		2,080,000,000円		鑑定評価額 （価格時点）		2,100,000,000円 （2024年11月30日）	
所在地（住居表示）		愛知県刈谷市東新町四丁目11番地5					
交通		名古屋鉄道名古屋本線「一ツ木」駅				徒歩21分	
土地	地番	愛知県刈谷市東新町四丁目11番地5		建物	建築年月日	2006年12月4日	
	建蔽率	60%			構造 / 階数	鉄筋コンクリート造陸屋根9階建	
	容積率	200%			延床面積	2,692.69㎡（A棟） 2,741.53㎡（B棟）	
	用途地域	準工業地域			設計者	株式会社マルタ設計	
	敷地面積	3,703.78㎡			施工者	株式会社鴻池組	
	所有形態	所有権			所有形態	所有権	
賃貸可能面積		4,864.69㎡		稼働率		100.0%	
ML会社		株式会社長谷工ライブネット		ML種別		パス・スルー型	
PM会社		株式会社長谷工ライブネット		信託受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社	
主要テナント		非開示(注)					
特記事項：							
本件土地の一部（合計60㎡）において、送電線路の設置及びその保全のための土地立入、送電線路に支障となる行為の禁止等を目的とし、愛知県刈谷市南桜町二丁目14番を要役地とする地役権が設定されており、また、本件土地において建築行為等（解体工事を含む。）を行う場合には、中部電力パワーグリッド株式会社と事前に協議を行う必要があります。							

(注) テナントから開示について承諾を得られていないため、非開示としています。

賃貸借の概要	
テナント数	3
年間賃料収入	122百万円
敷金、保証金	21百万円

	2023年2月～7月	2023年8月～2024年1月	2024年2月～7月
契約月額賃料合計	10百万円	10百万円	10百万円
期末稼働率	100.0%	100.0%	100.0%

物件概要（取得のポイント）
1. 「産業地域」の経済を背景に人口が集積 2. 刈谷市中心部至近であり、一画にデンソー本社 / アイシン本社が立地 3. 刈谷駅前にはトヨタグループ工場群があり、一帯は企業城下町 4. テナントは人材派遣を行う企業であり、社宅として利用 5. AM会社独自ルートでの相対による適正価格ソーシング

鑑定評価書の概要				
物件名称		ソシオ刈谷東新町A棟・B棟		
鑑定評価額		2,100,000,000円		
鑑定評価機関		株式会社立地評価研究所		
価格時点		2024年11月30日		
項目		内容（単位：千円）	概要等	
収益価格		2,100,000	DCF法による収益価格の妥当性を認め、当該価格を中心に試算	
	直接還元法による収益価格		2,130,000	中長期的観点から安定的であると認められる標準的純収益を査定し、還元利回りで還元して査定
		運営収益	132,696	
		可能総収益	132,696	本投資法人提示資料及び周辺の賃貸マーケットを考慮して、価格時点における標準賃料・標準共益費等を査定
		空室等損失等	0	本件では計上しない。貸倒れ損失については、一時金より担保されているため計上不要と判断
		運営費用	27,397	
		維持管理費	6,768	本投資法人提示資料、類似不動産の実績値等に基づき査定
		水道光熱費	5,651	本投資法人提示資料、類似不動産の実績値等に基づき査定
		修繕費	3,150	ERを標準に査定
		PMフィー	3,340	本投資法人提示資料を参考に査定
		テナント募集費用等	0	本件では計上しない（潜在的な退去リスクは利回りで考慮）
		公租公課	7,638	2024年度実額相当額を計上
		損害保険料	849	本投資法人提示資料を参考に実額相当額を計上
		その他費用	0	本件では計上しない
		運営純収益(NOI)(-)	105,299	
		敷金等の運用益	213	標準的な預託金の月数を算定し、比較的流動性の高い金融資産の金利・利回り水準等を考慮し査定
	資本的支出	7,349	ERを標準に査定	
	純収益(NCF)(+ -)	98,164		
	還元利回り	4.6%	不動産投資家調査に基づく利回り、取引事例に基づく方法及びDCF法で求められた割引率を考慮して査定	
	DCF法による収益価格		2,090,000	
		割引率	4.4%	積上方式による方法、利回り事例に基づく方法で求めた利回りに、対象不動産の個別性を考慮の上、査定
		最終還元利回り	4.8%	還元利回りに、将来における建物劣化、保有期間満了後の経済動向及び純賃料の変動予測、純収益の予測不確実性に基づくリスク等を加減し、査定
積算価格		2,350,000		
	土地比率	72.8%		
	建物比率	27.2%		
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		該当事項はありません。		

RE-15 エンブルエール常滑新開町		大分類	生活インフラアセット			
		小分類	住居系アセット			
特定資産の概要						
取得予定年月日		2025年2月4日		特定資産の種類	不動産信託受益権	
取得予定価格		1,070,000,000円		鑑定評価額 （価格時点）	1,090,000,000円 （2024年11月30日）	
所在地（住居表示）		愛知県常滑市新開町五丁目62番地3				
交通		名古屋鉄道常滑線・空港線「常滑」駅 徒歩6分				
土地	地番	愛知県常滑市新開町五丁目62番地3		建物	建築年月日	2020年3月2日
	建蔽率	80%(注1)			構造 / 階数	鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
	容積率	200%			延床面積	3,398.30㎡
	用途地域	近隣商業地域			設計者	株式会社協和コーポレーション
	敷地面積	4,482.10㎡			施工者	株式会社協和コーポレーション
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
賃貸可能面積		3,496.18㎡		稼働率	100.0%	
ML会社		ANAファシリティーズ株式会社		ML種別	パス・スルー型	
PM会社		ANAファシリティーズ株式会社		信託受託者	株式会社 S M B C 信託銀行	
主要テナント		非開示(注2)				
特記事項： 該当事項はありません。						

(注1) 本物件の建蔽率は本来80%ですが、角地による緩和の適用により90%となっています。
(注2) テナントから開示について承諾を得られていないため、非開示としています。

賃貸借の概要	
テナント数	1
年間賃料収入	66百万円
敷金、保証金	5百万円

	2023年2月～7月	2023年8月～2024年1月	2024年2月～7月
契約月額賃料合計	5百万円	5百万円	5百万円
期末稼働率	100.0%	100.0%	100.0%

物件概要（取得のポイント）
1. 古来からの製陶産業に由来するINAXなどの製造業が集積する常滑市中心部の住居系アセット
2. 中部圏の空の玄関口である中部国際空港（セントレア）や保有ポートフォリオ至近で、航空関連産業も集積
3. 日系大手航空会社の関連会社がテナントであり、社宅として利用
4. AM会社独自ルートでの相対による適正価格ソーシング

鑑定評価書の概要				
物件名称		エンブルエール常滑新開町		
鑑定評価額		1,090,000,000円		
鑑定評価機関		株式会社立地評価研究所		
価格時点		2024年11月30日		
項目		内容（単位：千円）		概要等
収益価格		1,090,000		DCF法による収益価格の妥当性を認め、当該価格を中心に試算
	直接還元法による収益価格		1,100,000	中長期的観点から安定的であると認められる標準的純収益を査定し、還元利回りで還元して査定
	運営収益	72,878	本投資法人提示資料及び周辺の賃貸マーケットを考慮して、価格時点における標準賃料・標準共益費を査定 本件では計上しない。貸倒れ損失については一時金により担保されているため計上不要と判断	
		可能総収益		72,878
		空室等損失等		0
	運営費用	19,495		
	維持管理費	6,914	実績値等に基づき査定	
	水道光熱費	2,157	実績値等に基づき査定	
	修繕費	1,213	ERを標準に査定	
	PMフィー	1,224	実績値を妥当と判断して査定	
	テナント募集費用等	0	本件では計上しない（潜在的な退去リスクは利回りにて考慮）	
	公租公課	6,377	2024年度実額相当額を計上	
	損害保険料	467	本投資法人提示資料を参考に実額相当額を計上	
	その他費用	1,142	本投資法人提示資料より実額相当額を計上	
	運営純収益(NOI)(-)	53,382		
	一時金の運用益	50	標準的な預託金の月数を算定し、比較的流動性の高い金融資産の金利・利回り水準等を考慮し査定	
	資本的支出	2,830	ERを標準に査定	
	純収益(NCF)(+ -)	50,603		
	還元利回り	4.6%	一般財団法人日本不動産研究所による「第50回不動産投資家調査」の利回り水準を参考に求められた還元利回り、対象不動産の個別性等を考慮し、さらに、割引率を基に将来における収益予測の不確実性等を勘案し、査定	
	DCF法による収益価格		1,080,000	
	割引率	4.4%	積上方式による方法及び利回り事例に基づく方法で求めた利回りに、対象不動産の個別性等を考慮の上、査定 還元利回りに、将来における建物劣化、保有期間満了後の経済動向及び純賃料の変動予測、純収益の予測不確実性に基づくリスク等を加減して査定	
		最終還元利回り		4.8%
	積算価格		1,070,000	
	土地比率	41.0%		
	建物比率	59.0%		
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		該当事項はありません。		

RE-16 四日市エンブルコート		大分類		生活インフラアセット			
		小分類		住居系アセット			
特定資産の概要							
取得予定年月日		2025年2月4日		特定資産の種類		不動産信託受益権	
取得予定価格		670,000,000円		鑑定評価額 （価格時点）		677,000,000円 （2024年11月30日）	
所在地（住居表示）		三重県四日市市安島二丁目11番1号					
交通		近鉄名古屋線・湯の山線「近鉄四日市」駅 徒歩7分					
土地	地番	愛知県四日市市安島二丁目59番地		建物	建築年月日	2003年3月27日	
	建蔽率	80%(注)			構造 / 階数	鉄筋コンクリート造ルーフینگ葺 10階建	
	容積率	500%			延床面積	2,824.29㎡	
	用途地域	商業地域			設計者	前田設計室	
	敷地面積	558.00㎡			施工者	河芸建設株式会社	
	所有形態	所有権			所有形態	所有権	
賃貸可能面積		2,314.08㎡		稼働率		98.2%	
ML会社		サムティプロパティマネジメント株式会社		ML種別		パス・スルー型	
PM会社		サムティプロパティマネジメント株式会社		信託受託者		株式会社S M B C 信託銀行	
主要テナント		個人					
特記事項：							
建物状況調査報告書において指摘事項がありますが、本投資法人による取得時までに売主の責任と負担において是正する予定です。							

(注) 本物件の建蔽率は本来80%ですが、商業地域の規定による制限の適用と、防火地域内の耐火建築物による緩和の適用により100%となっています。

賃貸借の概要	
テナント数	53
年間賃料収入	46百万円
敷金、保証金	2百万円

	2023年2月～7月	2023年8月～2024年1月	2024年2月～7月
契約月額賃料合計	3百万円	3百万円	3百万円
期末稼働率	96.2%	93.0%	98.2%

物件概要（取得のポイント）	
1. 四日市市は、世界最先端の半導体メモリ工場や石油化学コンビナートなど日本有数の産業都市	
2. 三重県内で最も乗降客数の多い近鉄名古屋線「近鉄四日市」駅から徒歩約7分	
3. 徒歩圏内に大型ショッピングモールや、駅ビル百貨店等の生活利便施設が充実している他、博物館や図書館等の文化施設も存在	
4. 令和3年の一人当たり市町民所得は三重県でいなべ市に次ぐ第2位（令和2年は第1位）	

鑑定評価書の概要				
物件名称		四日市エンブルコート		
鑑定評価額		677,000,000円		
鑑定評価機関		株式会社立地評価研究所		
価格時点		2024年11月30日		
項目		内容（単位：千円）	概要等	
収益価格		677,000	DCF法による収益価格の妥当性を認め当該価格を中心に試算	
	直接還元法による収益価格		683,000 中長期的観点から安定的であると認められる標準的純収益を査定し、還元利回りで還元して査定	
		運営収益	50,535	本投資法人提示資料及び周辺の賃貸マーケットを考慮して、価格時点における標準賃料・標準共益費等を査定
		可能総収益	52,605	
		空室等損失等	2,070	
	運営費用	14,445		
	維持管理費	2,172	本投資法人提示資料、類似不動産の実績値等に基づき査定	
	水道光熱費	2,520	実績値等に基づき査定	
	修繕費	2,852	ERを標準に原状回復費用等を考慮して査定	
	PMフィー	961	実績値を妥当と判断して査定	
	テナント募集費用等	2,130	類似不動産の実績等を参考にテナント入替率、募集費用月数を想定して査定	
	公租公課	3,011	2024年度実額相当額を計上	
	損害保険料	382	本投資法人提示資料を参考に実額相当額を計上	
	その他費用	415	本投資法人提示資料より実額相当額を計上	
	運営純収益(NOI)(-)	36,090		
	一時金の運用益	17	標準的な預託金の月数を算定し、比較的流動性の高い金融資産の金利・利回り水準等を考慮し査定	
	資本的支出	4,696	ERを標準に査定	
	純収益(NCF)(+ -)	31,411		
	還元利回り	4.6%	一般財団法人日本不動産研究所による「第50回不動産投資家調査」の利回り水準を参考に求められた還元利回り、対象不動産の個別性等を考慮し、さらに、割引率を基に将来における収益予測の不確実性等を勘案し、査定	
	DCF法による収益価格		675,000	
		割引率	4.4%	積上方式による方法、利回り事例に基づく方法で求めた利回りに、対象不動産の個別性等を考慮の上、査定
		最終還元利回り	4.8%	還元利回りに、将来における建物劣化、保有期間満了後の経済動向及び純賃料の変動予測、純収益の予測不確実性に基づくリスク等を加減して査定
	積算価格		546,000	
	土地比率	45.8%		
	建物比率	54.2%		
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		該当事項はありません。		

RE-17 古出来エンブルコート			大分類		生活インフラアセット	
			小分類		住居系アセット	
特定資産の概要						
取得予定年月日		2025年2月4日		特定資産の種類		不動産信託受益権
取得予定価格		900,000,000円		鑑定評価額 （価格時点）		908,000,000円 （2024年11月30日）
所在地（住居表示）		愛知県名古屋市東区古出来一丁目4番10号				
交通		JR中央本線・名古屋鉄道瀬戸線・名古屋市営地下鉄名城線「大曽根」駅 徒歩15分 名古屋市営地下鉄桜通線・東山線「今池」駅 徒歩17分				
土地	地番	愛知県名古屋市東区古出来一丁目405番地		建物	建築年月日	2020年3月9日
	建蔽率	80%(注)			構造 / 階数	鉄筋コンクリート造陸屋根13階建
	容積率	400%			延床面積	2,078.22㎡
	用途地域	商業地域			設計者	アールプラス建築設計株式会社
	敷地面積	498.69㎡			施工者	株式会社アクシス
	所有形態	所有権			所有形態	所有権
賃貸可能面積		1,981.44㎡		稼働率		97.9%
ML会社		サムティプロパティマネジメント株式会社		ML種別		パス・スルー型
PM会社		サムティプロパティマネジメント株式会社		信託受託者		三井住友信託銀行株式会社
主要テナント		個人				
特記事項： 該当事項はありません。						

(注) 本物件の建蔽率は本来80%ですが、角地かつ防火地域内の耐火建築物による緩和の適用により100%となっています。

賃貸借の概要	
テナント数	47
年間賃料収入	50百万円
敷金、保証金	0百万円

	2023年2月～7月	2023年8月～2024年1月	2024年2月～7月
契約月額賃料合計	4百万円	4百万円	4百万円
期末稼働率	95.8%	100.0%	95.8%

物件概要（取得のポイント）	
1. 「産業地域」の経済を背景に人口が集積	
2. 本物件から徒歩2分の「古出来町バス停」は地下鉄並みの運行本数である名古屋市「基幹バス」が運行。ラッシュ時間帯はバスレーンが設定され栄まで20分程度	
3. 商業中心地及び主要ビジネス街への交通利便性において優位	
4. 徒歩圏内にショッピングモールやスーパーマーケット等があり生活利便性が高い	
5. 付近には庭園「徳川園」や「千種公園」等の緑地があり良好な住環境を提供	

鑑定評価書の概要				
物件名称		古出来エンブルコート		
鑑定評価額		908,000,000円		
鑑定評価機関		株式会社立地評価研究所		
価格時点		2024年11月30日		
項目		内容（単位：千円）	概要等	
収益価格		908,000	DCF法による収益価格の妥当性を認め、当該価格を中心に試算	
	直接還元法による収益価格		920,000	中長期的観点から安定的であると認められる標準的純収益を査定し、還元利回りで還元して査定
	運営収益	運営収益	52,131	本投資法人提示資料及び周辺の賃貸マーケットを考慮して、価格時点における標準賃料・標準共益費を査定
		可能総収益	54,504	
		空室等損失等	2,372	
	運営費用	運営費用	13,039	地域の標準的な空室率を基に、規模・立地条件等を勘案して査定。空室等損失相当額（水道光熱費収入部分）及び貸倒れ損失については、計上不要と判断
		維持管理費	1,826	
		水道光熱費	503	
		修繕費	1,699	
		PMフィー	1,023	
		テナント募集費用等	2,370	
		公租公課	4,624	
		損害保険料	341	
		その他費用	652	
		運営純収益(NOI)(-)	39,091	
	一時金の運用益	0	本件では計上しない	
	資本的支出	2,286	ERを標準に査定	
	純収益(NCF)(+ -)	36,805		
	還元利回り	4.0%	一般財団法人日本不動産研究所による「第50回不動産投資家調査」の利回り水準を参考に求められた還元利回り、対象不動産の個別性等を考慮し、さらに、割引率を基に将来における収益予測の不確実性等を勘案し、査定	
	DCF法による収益価格		903,000	
	割引率	割引率	3.8%	積上方式による方法、利回り事例に基づく方法で求めた利回りに、対象不動産の個別性等を考慮の上、査定
		最終還元利回り	4.2%	
	積算価格		1,180,000	
		土地比率	50.2%	
		建物比率	49.8%	
その他、鑑定評価機関が鑑定評価に当たって留意した事項		該当事項はありません。		

3 投資リスク

参照有価証券報告書の「投資リスク」に記載された事項について、参照有価証券報告書提出日（2024年10月28日）以降、本書の日付現在までの間に生じた重要な変更又は追加は下記のとおりです。下記の記載には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本書の日付現在において判断したものです。

また、参照有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は下記の記載を除き本書の日付現在においてもその判断に変更はありません。

以下は参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」に記載された事項の全文を記載しています。なお、参照有価証券報告書提出日後、その内容について変更又は追加があった箇所は下線で示しています。

（１） リスク要因

以下には、本投資証券への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。ただし、以下は本投資証券への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスクの発生回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券の市場価格は下落し、発行価格に比べ低くなることもあると予想され、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下、その他財務状況の悪化による分配金の減少が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項並びに参照有価証券報告書を慎重に検討した上で本投資証券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書又は参照有価証券報告書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本投資法人及び本資産運用会社の判断によるものです。

本項に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

本投資証券の商品性に関するリスク

- （イ） 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク
- （ロ） 本投資証券の市場での取引に関するリスク
- （ハ） 金銭の分配に関するリスク
- （ニ） 収入及び支出の変動に関するリスク
- （ホ） 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク
- （ヘ） 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないリスク

本投資法人の運用方針に関するリスク

- （イ） スポンサーサポート契約及びスポンサーサポートに係る合意に基づき想定どおりの物件取得が行えないリスク
- （ロ） 不動産を取得又は処分できないリスク
- （ハ） 投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
- （ニ） 有利子負債比率に関するリスク
- （ホ） 敷金及び保証金に関するリスク
- （ヘ） 投資対象を主として静岡を核とする産業地域としていることによるリスク
- （ト） シングルテナント物件に関するリスク
- （チ） 少数の物件に収入が依存していることによるリスク
- （リ） 運用資産の立地の地域的な偏在に関するリスク
- （ヌ） オフィスに関するリスク
- （ル） 居住施設に関するリスク
- （ヲ） 商業施設に関するリスク
- （ワ） 物流施設に関するリスク
- （カ） ヘルスケア施設に関するリスク
- （ヨ） オペレーショナルアセットに関するリスク

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

- （イ） ヨシコンへの依存、利益相反に関するリスク
- （ロ） ヨシコン以外の他のスポンサーへの依存、利益相反に関するリスク
- （ハ） 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク
- （ニ） PM会社に関するリスク

- (ホ) 本投資法人の役員及び本資産運用会社の人材に依存しているリスク
- (ヘ) 本投資法人及び本資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク
- (ト) 本投資法人の投資方針等の変更に関するリスク
- (チ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

不動産及び信託の受益権に関するリスク

- (イ) 不動産の欠陥・瑕疵・契約不適合に関するリスク
- (ロ) 不動産の境界に関するリスク
- (ハ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク
- (ニ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ホ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ヘ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- (ト) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- (チ) 水質汚濁防止法上の特定施設に関するリスク
- (リ) 法令の制定・変更に関するリスク
- (ヌ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク
- (ル) マスターリース会社に関するリスク
- (ヲ) 転貸に関するリスク
- (ワ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク
- (カ) 周辺環境の悪化等に関するリスク
- (ヨ) 共有物件に関するリスク
- (タ) 区分所有建物に関するリスク
- (レ) 借地物件に関するリスク
- (ソ) 借家物件に関するリスク
- (ツ) 底地物件に関するリスク
- (ネ) 開発物件に関するリスク
- (ナ) フォワード・コミットメント等に係るリスク
- (ラ) 有害物質に関するリスク
- (ム) 埋立地に関するリスク
- (ウ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク
- (ヱ) 信託受益権の準共有等に関するリスク

税制に関するリスク

- (イ) 導管性要件に係るリスク
- (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
- (ニ) 一般的な税制の変更に係るリスク

その他

- (イ) 不動産の鑑定評価士その他専門家の意見への依拠に関するリスク
- (ロ) 減損会計の適用に関するリスク
- (ハ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク
- (ニ) 特定目的会社の優先出資証券への投資に関するリスク
- (ホ) 今後の資産の取得及び譲渡に関するリスク
- (ヘ) 本投資法人の資産規模が小規模であることに関するリスク
- (ト) 感染症の影響を受けるリスク

本投資証券の商品性に関するリスク

(イ) 本投資証券の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人は、投資主からの請求による払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資証券を換価する手段は、第三者に対する売却に限定されます（ただし、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができます（規約第7条第2項）。）。

本投資証券の市場価格は、取引所における需給バランスにより影響を受け、一定の期間内に大量の売却が出た場合には、大きく価格が下落する可能性があります。また、市場価格は、金利情勢、経済情勢、不動産市況その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動します。本投資法人若しくは本資産運用会社、又は他の投資法人若しくは他の資産運用会社に対して監督官庁による行政処分の勧告や行政処分が行われた場合にも、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

本投資証券の市場価格が下落した場合、投資主は、本投資証券を取得した価格で売却できない可能性があります、その結果、損失を被る可能性があります。

(ロ) 本投資証券の市場での取引に関するリスク

本投資証券は、東京証券取引所に上場していますが、一定期間金銭の分配を行わないこと、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場不動産投資信託証券の上場廃止基準に抵触する場合には廃止されます。

本投資証券の上場が廃止される場合、投資主は、保有する本投資証券を相対で譲渡する他に換金的手段がないため、本投資証券を本投資法人の純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や本投資証券の譲渡自体が事実上不可能となる場合があります、損害を受ける可能性があります。

(ハ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 配分方針」に記載の配分方針にしたがって、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。本投資法人が取得する不動産及び不動産を裏付けとする資産の当該裏付け不動産（本「(1) リスク要因」の項において、以下「不動産」と総称します。）の賃貸状況、売却に伴う損益、減損損失の発生や建替えに伴う除却損等により、期間損益が変動し、投資主への分配金が増減することがあります。

さらに、利益超過分配については、営業期間の期末時点において、保有する不動産等の鑑定評価額合計が、当該期の不動産等の帳簿価額合計と次期の資本的支出予定額の合計を上回る場合に限り、修繕費や資本的支出への活用、借入金の返済、新規物件の取得資金への充当等の他の選択肢についても検討の上、投信協会の諸規則に定める額を上限として、当該営業期間の減価償却費の30%に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として、分配する方針としますが、経済環境、不動産市況、本投資法人の財務状況等を勘案し、利益を超えた金銭の分配を行わない場合もあります。加えて、利益超過分配は投信協会の規則により規制されており、投信協会の規則の改正により、利益超過分配が当初の予定どおり実施できない可能性もあります。また、利益超過分配は手元資金の流出を伴うため、不測の事態に対応する場合や新たな不動産等を取得する場合等において必要な手元資金が不足する可能性があります、本投資法人の運用の制約要因となる可能性があります。

利益超過分配は本投資法人の純資産から支払われる出資の払戻しであり、これを実施することにより、本投資法人の資産総額及び純資産総額は減少していきます。この結果、本投資法人の規模が小さくなり、本投資法人の財務状況及び存続に悪影響を及ぼす可能性があります。また、資産総額又は純資産総額が一定金額未満となった場合、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に抵触し、本投資口は上場廃止となる可能性があります。

また、利益超過分配が行われた場合、当該分配に係る計算期間の決算日における本投資口の1口当たり純資産価格は、直前計算期間の決算日における本投資口の1口当たり純資産価格と比較して下落し、また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における本投資法人の収益率を示すものではありません。

本投資口に対して投下された投資主からの投資金額については、いかなる保証も付されておらず、金融機関の預金と異なり預金保険等の対象でもありません。本投資法人について破産その他の倒産手続が開始された場合や本投資法人が解散した場合には、投資主は配当・残余財産の分配等において最劣後の地位に置かれ、投資金額の全部又は一部の回収が不可能となる可能性があります。

(二) 収入及び支出の変動に関するリスク

本投資法人の収入は、不動産の賃料収入に主として依存しています。不動産に係る賃料収入は、不動産の稼働率の低下等により、大きく減少する可能性があるほか、賃借人との協議や賃借人からの請求等により賃料が減額されたり、契約どおりの増額改定を行えない可能性もあります（なお、これら不動産に係る賃料収入に関するリスクについては、後記「不動産及び信託の受益権に関するリスク（二）賃貸借契約に関するリスク」をご参照ください。）。また、不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

一方、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金及び保証金の返還、大規模修繕等に要する費用支出、多額の資本的支出、不動産の取得等に要する費用、その他不動産に関する支出が状況により増大し、キャッシュ・フローを減ずる要因となる可能性があります。

このように、不動産からの収入が減少する可能性があるとともに、不動産に関する支出は増大する可能性があり、これら双方又はいずれか一方の事由が生じた場合、投資主への分配金額が減少したり、本投資証券の市場価格が下落することがあります。

(ホ) 投資口の追加発行時の1口当たりの価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、新規投資口を随時追加発行する予定ですが、かかる追加発行により既存の投資主の保有する投資口の持分割合が減少します。また、本投資法人の営業期間中に追加発行された投資口に対して、当該営業期間の期初から存在する投資口と同額の金銭の分配が行われる場合には、追加発行がなかった場合に比して、既存の投資主に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの価値や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

(ヘ) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないリスク

投資法人の投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できるほか、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。例えば、金銭の分配に係る計算書を含む投資法人の計算書類等は、役員会の承認のみで確定し（投信法第131条第2項）、投資主総会の承認を得る必要はないことから、投資主総会は、必ずしも、決算期ごとに招集されるわけではありません。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項及び規約第42条第1項）（なお、本投資法人の規約上、役員の選解任、資産運用会社との間の運用委託契約の締結又は解約、解散その他規約に定める一定の重要議案については、一定の要件を満たす少数投資主が所定の期限までに当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、又は、本投資法人が当該議案に反対である旨を表明した場合には、上記のみなし賛成制度の適用はないものとされています。詳細については、参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 3 投資主・投資法人債権者の権利（1）投資主総会における議決権」をご参照ください。）。

さらに、本投資法人は、資産の運用に係る業務その他の業務を本資産運用会社その他の第三者に委託しています。

これらの要因により、投資主による資産の運用に係る業務その他の業務に対する統制が効果的に行えない可能性もあります。

本投資法人の運用方針に関するリスク

(イ) スポンサーサポート契約及びスポンサーサポートに係る合意に基づき想定どおりの物件取得が行えないリスク

本投資法人及び本資産運用会社は、ヨシコン株式会社、中部電力ミライズ株式会社、株式会社静岡銀行、木内建設株式会社、静岡ガス株式会社、静岡不動産株式会社、鈴与株式会社、清和海運株式会社との間で、それぞれ、スポンサーサポート契約を締結しています。また、本投資法人及び本資産運用会社は、日本国土開発株式会社との間でスポンサーサポート契約の締結はしていませんが、日本国土株式会社は、本資産運用会社との間で、本投資法人及び本資産運用会社に対するサポートの提供について合意しています。本投資法人及び本資産運用会社は、これらのスポンサーサポート契約及びスポンサーサポートに係る合意に基づき、スポンサーの一部から本投資法人の外部成長に対するサポートを受けることとなっています。

そして、本投資法人のメインスポンサーであるヨシコン株式会社は、本投資法人及び本資産運用会社に対して優先的物件情報の提供及び優先的売買交渉権の付与を約しており、ヨシコン株式会社、木内建設株式会社、静岡ガス株式会社、静岡不動産株式会社、鈴与株式会社、清和海運株式会社及び日本国土開発株式会社は第三者保有物件の売却情報の提供を約しています（スポンサーサポート契約及びスポンサーサポートに係る合意の内容については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 「産業地域」に根差したスポンサーの豊富な知見を活かしたサポート」をご参照ください。）。

しかし、ヨシコン株式会社との間のスポンサーサポート契約は、本投資法人及び本資産運用会社に優先的に情報の提供を受ける権利や優先的売買交渉権を与えるものではなく、本投資法人に対して、不動産を本投資法人の希望する価格で売却する義務を負っているわけではありません。また、ヨシコン株式会社、木内建設株式会社、静岡ガス株式会社、静岡不動産株式会社、鈴与株式会社、清和海運株式会社及び日本国土開発株式会社との間で合意する第三者保有物件の売却情報の提供は、第三者に優先してなされるものではありません。したがって、本投資法人は、スポンサーサポート契約又はスポンサーサポートに係る合意により、本投資法人が適切であると判断する不動産を適切な価格で取得できることまで常に確保されているわけではありません。

したがって、本投資法人は、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

(ロ) 不動産を取得又は処分できないリスク

不動産は、一般的にそれぞれの物件の個性が強いために代替性がなく、流動性が低いいため、希望する時期に希望する物件を取得又は処分できない可能性があります。また、必ずしも、本投資法人が取得を希望した不動産等及び不動産対応証券等を取得することができるとは限りません。取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。さらに、本投資法人が不動産等及び不動産対応証券等を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。加えて、本投資法人の主たる投資対象である生活インフラセットのうち、住居系アセットには、学生寮、社宅及びシニア施設等のオペレーターが運営することが想定される不動産（いわゆるオペレーショナルアセット）が含まれます。オペレーショナルアセットは、他の種類の不動産に比べ、立地、用途及び構造等が特殊であり、売手及び買手ともに限定される傾向にあるため、他の種類の不動産よりも一層流動性が低い点に留意が必要です。

以上の結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があり、またポートフォリオの組替えが適時に行えない可能性があります。

(ハ) 投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

投資口の追加発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、本投資法人の経済的信用力、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後本投資法人の希望する時期及び条件で投資口の追加発行、金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はなく、その結果、予定した資産を取得できなかったり、

予定しない資産の売却を余儀なくされたり、資金繰りがつかなくなったりする可能性があります。

また、本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持する、本投資法人の信用状態に関する評価を一定の水準に維持する、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が新たに設けられたり、運用資産に担保を新たに又は追加して設定することとなったり、規約の変更が制限されたりする等の可能性があります。このような制約が本投資法人の運営に支障をきたし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。加えて、これらの制限に違反した場合には、追加の担保設定や費用負担等を求められ、本投資法人の運営に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、本投資法人が現在行っている借入れについては、このような一般的な財務制限条項が設けられています。かかる財務制限条項には、本投資法人のLTV等の財務指標に関する数値が一定の数値を超過した場合の、現金その他の一定資産の留保義務、期限の利益喪失等に関する条件、投資主への分配の制約等が含まれるほか、保有物件の売却に対する制約が含まれます。

本投資法人の保有資産又は取得予定資産に担保が設定された場合、本投資法人が担保の設定された運用資産の売却を希望したとしても、担保の解除手続その他の事情により、希望どおりの時期に売却できない可能性又は希望する価格で売却できない可能性があります。また、収益性の悪化等により運用資産の評価額が引き下げられた場合又は他の借入れを行う場合等、一定の条件のもとに投資対象不動産に対して追加して担保を設定することを要求される可能性もあります。この場合、他の借入れ等のために担保が既に設定されている等の理由で担保に供する適切な資産がない可能性もあります。また、担保不動産からのキャッシュ・フローが減少したり、その評価額が引き下げられたりした場合には、本投資法人の希望しない条件で借換資金を調達せざるを得なくなったり、本投資法人の希望しない時期及び条件で運用資産を処分せざるを得なくなったりする状況も想定され、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、担保に供する適切な資産がないために、本投資法人の希望どおりの借入れ等を行えない可能性もあります。

また、借入れ及び投資法人債の金利その他の条件やこれに関する費用は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向並びに投資法人債に係る格付等に左右され、変動金利の場合には、その後の市場動向にも左右されます。借入れ及び投資法人債の金利が上昇し、又は、本投資法人の借入額及び投資法人債発行額が増加した場合には、本投資法人の利払額は増加します。このような利払額の増加により、投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(二) 有利子負債比率に関するリスク

LTVの上限は、本資産運用会社の運用ガイドラインにより60%としていますが、資産の取得等に伴い一時的に60%を超えることがあります。一般にLTVの水準が高くなればなるほど、金利が低下しない限り利払額は増加し、また、金利上昇の影響を受けやすくなり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼしたり、投資主の分配額が減少したりする可能性があります。

(ホ) 敷金及び保証金に関するリスク

本投資法人は、運用資産の賃借人が無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を運用資産の取得資金の一部として利用する場合があります。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉等により、本投資法人の想定よりも賃借人からの敷金及び保証金の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があります。この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなります。また、敷金又は保証金を本投資法人が利用する条件として、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合があります。当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。これらの結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 投資対象を主として静岡を核とする産業地域としていることによるリスク

本投資法人は、静岡を核とする産業地域に所在する物件を中心としたポートフォリオを構築することを想定しており、当該地域に所在する物件の地価公示は、東京都や大阪府のような都市圏と比べると相対的に安定しており、都市圏における物件に比べて、相対的に取得競合者が限定的となるため、比較的収益性が高い物件の取得が可能であると考えています。

しかし、一般的に、地方に所在する物件においては、都市圏に所在する物件と比較して、不動産売買市場への参加者が限定されていることから流動性が乏しく、また不動産の価格変動性が高くなる可能性があります。本書の日付現在において、本投資法人の基軸的な投資対象地域である静岡を核とする産業地域に所在する物件については、他の地方と比べてこのような傾向は小さいと考えられるものの、今後、静岡を核とする産業地域における不動産マーケットの状況が変化し、地方における一般的なマーケットの状況が当てはまる事態になった場合においては、本投資法人の希望する条件で不動産を取得・売却することができない場合があります。また、物件のテナントとなり得る者も一般に限定される可能性があり、長期間の空室が生じ稼働率が低下したり、稼働率を向上するために賃料水準を引き下げたりすることを余儀なくされる可能性があります。これらの結果、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ト) シングルテナント物件に関するリスク

本投資法人は、単一のテナントへ物件全体を賃貸するいわゆるシングルテナント物件や核となる大規模テナントが入居する物件に投資することがあります。

シングルテナント物件のテナントや核となる大規模テナントが退去した場合、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化する可能性があります。その結果、当該物件の稼働率が大きく減少したり、代替テナント確保のために賃料水準を引き下げざるを得なくなることがあり、賃料収入に悪影響を及ぼす可能性があります。

(チ) 少数の物件に収入が依存していることによるリスク

取得予定資産を予定どおり取得した場合、本投資法人の保有資産は29物件により構成される予定です。このうち、セントレアロジスティクスセンター及び浜松プラザ（底地）の2物件が占める割合は、賃料ベースにおいてもポートフォリオ全体における割合は相対的に高く収入が当該物件からの賃料収入に大きく依存することになることが見込まれています。したがって、セントレアロジスティクスセンター及び浜松プラザ（底地）が何らかの理由で毀損、滅失若しくは劣化し、又はオペレーションが不可能となる事由が生じた場合、あるいはそのテナントの財政状態及び経営成績が悪化し、又は当該物件のテナントが中途解約等により退去した場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リ) 運用資産の立地の地域的な偏在に関するリスク

取得予定資産を予定どおり取得した場合、本投資法人の保有資産のうち、92.2%は静岡を核とする産業地域に所在し、そのうち、6物件は静岡県に、16物件は愛知県に、4物件は三重県に所在することになります。静岡を核とする産業地域における地震その他の災害や、当該地域の経済情勢の悪化等の理由により、本投資法人の収益等に大きな悪影響が生じる可能性があります。

(ヌ) オフィスに関するリスク

本投資法人の主たる投資対象である産業インフラセットのうち、産業・ビジネスアセットには、オフィスが含まれますが、オフィスの需要は景気の動向その他の企業を取り巻く全般的な状況に左右されるため、今後の景気状況等によっては、その需要が大きく低下し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ル) 居住施設に関するリスク

本投資法人の主たる投資対象である生活インフラセットのうち、住居系アセットには、居住施設が含まれますが、居住施設については、入居者の多数を占めると想定される若年層都会生活者の生活パターン・特性等に鑑みれば、比較的短期間のうちに入居者が転居し、稼働率の低下をもたらすおそれがあります。

更に、本投資法人の投資対象となる居住施設の中には、主として富裕層や高齢者層を対象にその生活スタイルを想定して企画された住宅が含まれていますが、このような高級賃貸用住宅は、相対的に需要（入居者）が限定されているため市場が小さく、このような住居が他から新規供給された場合、市場への影響が小さくないことがあります。加えて、既存テナントが退去した場合、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、不動産の稼働率が大きく低下する場合もあり、時として代替テナント確保のために賃料水準を下げることもあります。また、そのような賃貸用住居が主な入居者として想定しているものの中には、企業の本社から派遣される赴任者等が含まれているため、経済状況、国際状況の変化等により需要が大きく減少し、そのために不動産の稼働率が大きく低下したり、代替テナント確保のために賃料水準引下げを余儀なくされる可能性があります。そのような場合、賃料収入が大きな影響を受ける可能性もあります。

(ワ) 商業施設に関するリスク

本投資法人の主たる投資対象のうちの一つである商業施設について、本投資法人の業績は、消費者の全体的な消費傾向、小売産業の全体的動向、本投資法人が保有する商業施設の商圈内の競争状況、人口動向、自然災害や感染症等の拡大といった外的要因等に大きく依存しています。場合によっては、これらによりテナントが、賃料を約定どおり支払うことができなくなったり、賃貸借契約を解約して又は更新せずに退店したり、賃料の減額請求を行ったりする可能性があります。

上記の他にも、本投資法人が商業施設を投資対象としていることから、その不動産の特性、適用規制、テナント特性等に起因して特有のリスクが生じ、これらが本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヰ) 物流施設に関するリスク

本投資法人の主たる投資対象のうちの一つである物流施設について、運用資産の周辺の市街地化により、共同住宅・戸建住宅や学校・病院等の公益施設の建設が近隣で行われ、周辺環境が変動し、テナントの操業に支障が発生することがあります。その結果、テナント需要が後退し、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、現状の船舶、鉄道、航空機、自動車による物流輸送の役割が、技術革新や、インフラの利便性の変化、環境関連法規の制定による規制等により大きく変化した場合、それぞれを主要な輸送手段とする物流施設の役割が衰退することとなり、当該物流施設のテナント需要が低下する可能性があります。場合によっては、これらによりテナントが、賃料を約定どおり支払うことができなくなったり、賃貸借契約を解約して又は更新せずに退去したり、賃料の減額請求を行ったりする可能性があります。

上記の他にも、本投資法人が物流施設を投資対象としていることから、その建物の特性、適用規制、テナント特性等に起因して特有のリスクが生じ、これらが本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(カ) ヘルスケア施設に関するリスク

本投資法人の主たる投資対象である生活インフラセットのうち、住居系アセットにはヘルスケア施設も含まれますが、同施設においては、高齢の入居者が多いことから、入居契約締結時における入居者の意思能力等に関するリスクは、他の種類の物件よりも大きくなる可能性があります。加えて、ヘルスケア施設においては、敷金及び保証金に相当する入居一時金の額が他の住居タイプの物件よりも大きくなる傾向があります。したがって、このような物件の組入比率の上昇に伴い、敷金及び保証金（又は入居一時金）に関するリスクがより大きくなる可能性があります。なお、その前提として、入居契約及び入居一時金の法的性質が必ずしも明らかではないことから、本投資法人がヘルスケア施設を取得する際に、入居契約及び（これに随伴して）入居一時金の返還債務を本投資法人が承継したものとみなされるリスクもあります。

(コ) オペレーショナルアセットに関するリスク

本投資法人の主たる投資対象である生活インフラセットのうち、住居系アセットには、学生寮、社宅及びヘルスケア施設が含まれますが、これらの施設の運用においては、必要となるサービスの提供等には固有の運営等に関するノウハウが必要となる

ことから、その運営は、PM会社のみならず、オペレーターの業務遂行能力にも強く依拠することになります。したがって、オペレーターに関して、後記「本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク（二）PM会社に関するリスク」に記載のリスクと同様のリスクが存在することになります。また、かかる固有のノウハウが必要であることから、オペレーターやPM会社の代替性が限定されているため、そのリスクの程度は、他の種類の物件よりも大きくなる可能性があります。

また、これらのオペレーショナルアセットについては、オペレーターを賃借人として建物賃貸借契約を締結して一棟賃貸を行う場合があります。かかる一棟賃貸に際して、当該オペレーターとの賃貸借契約の期間満了により契約が終了した場合には、後継オペレーターと賃貸借契約を締結するまでの間、当該運用資産からの収益を収受できないおそれや、後継オペレーターとの賃貸借契約の条件が従前より悪化するおそれがあります。また、当該オペレーターの財務状況の悪化、破産及びその他の破産手続開始により、賃貸借契約が契約期間内に解約又は解除された場合、本投資法人が、当該オペレーターに対する債権の全部又は一部を回収できないおそれがあります。また、学生寮・社宅等が、学校・企業等の単独又は少数のテナントの利用に供される場合、それらのテナントの財務状況の悪化やニーズの減退等により、本投資法人は同様の状況となるおそれがあり、いずれの場合にも、本投資法人の財務内容は悪影響を受ける可能性があります。

本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

（イ） ヨシコンへの依存、利益相反に関するリスク

本投資法人のメインスポンサーであるヨシコンは、本書の日付現在、本投資法人の資産運用会社の親会社となります。また、本投資法人及び本資産運用会社は、ヨシコンとスポンサーサポート契約を締結しており、本投資法人に対する物件供給や本資産運用会社に対する人材確保支援等の様々なサポートを受けることを想定しています（スポンサーサポート契約については、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（1）投資方針 「産業地域」に根差したスポンサーの豊富な知見を活かしたサポート」をご参照ください。）。また、取得予定資産を予定どおり取得した場合、ヨシコンは、本投資法人のポートフォリオのうち4物件のML会社兼PM会社及び1物件のPM会社となる予定です。このように、本投資法人及び本資産運用会社は、ヨシコンと密接な関係を有しており、本投資法人による安定した収益の確保と成長性に対するヨシコンの影響は極めて高いといえます。

したがって、本投資法人及び本資産運用会社がヨシコンとの間で、本書の日付現在における関係と同様の関係を維持できなくなった場合、ヨシコングループの事業方針の変更等によりヨシコングループにおける本投資法人の位置付けが変化した場合、ヨシコングループのノウハウ、レピュテーション、ブランド力等が低下した場合、又はヨシコングループの業績若しくは財政状態が悪化した場合等には、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

また、ヨシコングループのノウハウ、レピュテーション、ブランド力等はヨシコングループの人材に大きく依存しています。したがって、当該人材の能力が著しく低下した場合又はヨシコングループが当該人材を失った場合等は、ヨシコングループのノウハウ、レピュテーション、ブランド力等が低下し、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

さらに、本投資法人や本資産運用会社が、資産運用活動その他を通じて、ヨシコングループとの間で取引を行う場合、本資産運用会社の利害関係者取引規程に基づく手続の履践等、一定の利益相反対策は行っているものの、ヨシコンの利益を図るために、本投資法人の投資主の利益に反する行為を行う可能性もあり、その場合には、本投資法人の投資主に損害が発生する可能性があります。

加えて、本投資法人及び本資産運用会社がヨシコンとの間で締結している契約は、ヨシコングループが、本投資法人と競合する事業を行うことを禁止するものではありません。ヨシコングループは、不動産に関わる取得、開発、保有・運営、再生、リーシング、ヨシコングループ以外の第三者からのPM業務の受託等、様々な形で本投資法人の運用資産と競合する不動産に関連する業務を行っています。したがって、本投資法人又は本資産運用会社とヨシコングループとが、特定の資産の取得、賃貸借、管理運営、処分等に関して競合する可能性やその他利益相反が問題となる状況が生じる可能性は否定できません。

上記のような利益相反が問題となりうる場合としては、例えば、ヨシコングループからの物件取得に際しての取得価格その他の購入条件、マスターレシー又はエンドテナントであるヨシコングループに対する賃貸に関する条件、ヨシコングループに対する瑕疵担保責任の追及若しくは契約不適合責任（注）の追及その他の権利行使、スポンサーサポート契約の更新の有無、PM業務の遂行等が挙げられます。

これらの問題により、本投資法人の利益が不当に害され、本投資法人の投資主に損害が発生する可能性があります。

（注）民法の一部を改正する法律（2020年4月1日施行）による改正後の民法の下では、改正前の民法における瑕疵担保責任は、給付の目的物が契約の内容に適合しない場合に売主が責任を負う契約不適合責任とされています。なお、2020年3月31日以前に締結した契約や発生した債権については、原則として改正前の民法が適用されます。以下同じです。

（ロ） ヨシコ以外の他のスポンサーへの依存、利益相反に関するリスク

本投資法人のメインスポンサーであるヨシコ以外のスポンサー各社も、本資産運用会社に対して一定額を出資するとともに本投資法人及び本資産運用会社に対するサポートの意思を表明しており、スポンサーサポート契約又はスポンサーサポートに係る合意に基づくサポート提供を行います。

しかし、これらのスポンサー各社との関係についても、上記「（イ）ヨシコへの依存、利益相反に関するリスク」に記載したものに準ずるリスクが存在します。また、これらのスポンサー各社は、ヨシコとは異なり本資産運用会社を支配する立場にありません。そのため、例えば、本投資法人及び本資産運用会社の運営に支障を来たす事由が生じた場合等に、これらのスポンサーが、その保有する本資産運用会社の株式の買取りをヨシコに対して請求する可能性があり、その場合はスポンサーサポートを全く受けられなくなる可能性や、スポンサーサポート契約の契約期間中であるにもかかわらず、スポンサーサポート契約が終了したり、事実上、実効的なサポートの提供を期待できなくなる可能性があります。

（ハ） 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク

a. 任務懈怠等に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を本資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの関係法人の能力、経験及び知見に依拠するところが大きいと考えられますが、これらの関係法人が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を必ずしも維持できる保証はありません。本資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、投信法及び金融商品取引法上委託を受けた業務の執行につき善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、かつ法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のために忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を負っています（投信法第118条及び第209条並びに金融商品取引法第42条）が、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 利益相反に関するリスク

本資産運用会社、一般事務受託者、資産保管会社及び本資産運用会社の株主等、本投資法人に現在関与し又は将来関与する可能性がある法人は、それぞれの立場において本投資法人の利益を害し、自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。これらの関係法人がそれぞれの立場において自己又は第三者の利益を図った場合は、本投資法人の利益が害される可能性があります。

本資産運用会社は、本投資法人に対し善管注意義務及び忠実義務を負う（金融商品取引法第42条）ほか、投信法及び金融商品取引法において業務遂行に関して行為準則が詳細に規定されており、さらに運用ガイドラインに基づく自主的なルールも定めています。

しかし、本資産運用会社が、前記に反して、自己又は第三者の利益を図るため、本投資法人の利益を害することとなる取引を行った場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。

なお、本資産運用会社が、将来において本投資法人以外の投資法人等の資産運用を受託した場合、本投資法人及び本資産運用会社との間のみならず、本投資法人及び当該本投資法人以外の投資法人等との間でも、利益相反の問題が生じる可能性があります。投信法は、このような場合に備えて、投信法上の資産運用会社が、その資産の運

用を行う投資法人相互間において取引を行うことを原則として禁止する等の規定を置いています。また、本資産運用会社においても、本投資法人以外の投資法人等の資産を運用することとなる場合には、他の投資法人等との間の利益相反の問題に対処するために必要な自主的ルールを策定することも想定されます。しかし、この場合に、本投資法人以外の投資法人等の利益を図るため、本投資法人の利益が害されるリスクが現実化しないという保証はありません。

c. 解約に関するリスク

一定の場合には、本資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社との契約が解約されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関して第三者へ委託することが要求されているため、各契約が解約された場合には、本投資法人は新たな受託者に委託する必要があります。しかし、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たな受託者を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. 倒産等に関するリスク

本資産運用会社、一般事務受託者又は資産保管会社のそれぞれが、破産法（平成16年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「破産法」といいます。）上の破産手続、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の改正を含みます。以下「会社更生法」といいます。）上の会社更生手続、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の改正を含みます。以下「民事再生法」といいます。）上の民事再生手続その他の倒産手続（以下「倒産手続等」と総称します。）により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、それらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、さらに、それらの者との契約を解約されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、また、場合によっては本投資口の上場が廃止される可能性もあります。そのような場合、投資主が損害を受ける可能性があります。

(二) PM会社に関するリスク

a. 能力に関するリスク

一般に、賃借人の管理、建物の保守管理等、不動産の管理全般の成否は、PM会社の能力、経験及び知見によるところが大きく、本投資法人が保有している又は取得を予定している不動産の管理についても、管理を委託するPM会社の業務遂行能力に大きく依拠することとなります。管理委託先を選定するにあたっては、当該PM会社の能力、経験、ノウハウ及び財務体質を十分考慮することが前提となりますが、当該PM会社における人的・財産的基盤が維持される保証はありません。

b. 利益相反に関するリスク

本投資法人の投資対象不動産に係るPM会社が、他の顧客（本投資法人以外の投資法人を含みます。）から当該他の顧客の不動産の管理及び運営業務を受託し、本投資法人の投資対象不動産に係るPM業務と類似又は同種の業務を行う可能性があります。これらの場合、当該PM会社は、本投資法人以外の顧客の利益を優先することにより、本投資法人の利益を害する可能性があります。

c. 解約に関するリスク

一定の場合には、PM会社との契約が解約されることがあります。後任のPM会社が選任されるまではPM会社不在又は機能不全のリスクが生じるため、一時的に当該投資対象不動産の管理状況が悪化する可能性があります。また、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たなPM会社を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

d. 倒産等に関するリスク

PM会社が、倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、それらの関係法人に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、さらに、PM会社との契約を解約されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響が及ぶことになり、投資主が損害を受ける可能性があります。

(ホ) 本投資法人の役員及び本資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人の役員及び本資産運用会社の人材に大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 本投資法人及び本資産運用会社の歴史が浅いことによるリスク

本投資法人は、2021年2月1日に設立されました。また、本資産運用会社は、2020年11月5日に金融商品取引法上の投資運用業の登録を行っています。本投資法人及び本資産運用会社は、過去の実績の累積が十分とはいええず、過去の実績から今後の実績を予測することは困難です。また、ヨシコングループのこれまでの運用実績は、本投資法人の今後の運用実績を保証するものではありません。

(ト) 本投資法人の投資方針等の変更に関するリスク

本投資法人の規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び本資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、ポートフォリオ構築方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらが変更される可能性があります。

また、本投資法人の発行する投資証券について支配権獲得その他を意図した取得が行われた場合、投資主総会での決議等の結果として本投資法人の運用方針、運営形態等が他の投資主の想定しなかった方針、形態等に変更される可能性があります。

一方で、運用環境の変化に対応して、適切に本投資法人の運用方針、運用形態等を変更できない可能性もあり、そのような場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(チ) 本投資法人の倒産又は登録抹消のリスク

本投資法人は、破産法上の破産手続、民事再生法上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服する可能性があります。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法にしたがってその登録が取り消される可能性があります（投信法第216条）。その場合には、本投資証券の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、投資主は、全ての債権者への弁済（投資法人債の償還を含みます。）後の残余財産の分配にあずかることによってしか投資金額を回収することができません。このため、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収を得ることができない可能性があります。

不動産及び信託の受益権に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 投資対象とする資産の種類」に記載のとおり、不動産等及び不動産対応証券です。本投資法人は、参照有価証券報告書「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5運用状況 (2) 投資資産 保有資産の個別不動産の概要」に記載する不動産を信託する信託の受益権を保有しており、また、取得予定資産を保有する予定です。不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。したがって、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産を信託する信託の受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「(ウ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク」をご参照ください。

(イ) 不動産の欠陥・瑕疵・契約不適合に関するリスク

不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥、瑕疵等（工事における杭打ちを含む施工の不具合及び施工報告書の施工データの転用・加筆等を含みますが、これらに限りません。）が存在している可能性があります。また、かかる欠陥、瑕疵、契約不適合等が取得後に判明する可能性もあります。本資産運用会社が投資対象不動産等の選定・取得の判断を行うに当たっては、原則として投資対象不動産について定評のあ

る専門業者から建物状況評価報告書を取得する等の物件精査を行うとともに、当該投資対象不動産等の前所有者又は前受益者から譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得することとしています。また、状況に応じて、前所有者又は前受益者に対し一定の瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負担させる場合もあります。建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経由した不動産についても、一般的に、建物の施工を受託した建築会社又はその下請け業者において、建物が適正に施工されない場合があります。また、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はありません。また、前所有者又は前受益者の表明及び保証が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任又は契約不適合責任を追及できたとしても、これらの責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、前所有者が解散したり無資力になっているために実効性がない場合もあります。

これらの場合には、当該欠陥、瑕疵、契約不適合等の程度によっては当該不動産の資産価値が低下することを防ぐために買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵、契約不適合、建替え等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるをえなくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

また、登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことがあります。さらに、登記簿中の不動産の権利に関する事項が現況と一致していない場合もあります。加えて、権利に関する事項のみならず、登記簿中の不動産の表示に関する事項も現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上可能な範囲で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

(ロ) 不動産の境界に関するリスク

本投資法人は、境界が確定していない物件であっても、紛争等の可能性や運営への影響等を検討の上で取得することがありますが、本投資法人の想定に反し、隣地との間で紛争が生じたり、境界確定の過程で運用資産の運営に不可欠の土地が隣地所有者の所有に属するものとされること等により、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク

本投資法人が不動産を売却する場合、本投資法人は、宅地建物取引業法上、宅地建物取引業者とみなされるため、同法に基づき、売却の相手方が宅地建物取引業者である場合を除いて、不動産の売買契約において、瑕疵担保責任又は契約不適合責任に関し、買主に不利となる特約をすることが制限されています。したがって、本投資法人が不動産を売却する場合は、売却した不動産の欠陥、瑕疵、契約不適合等の修補その他に係る予定外の費用を負担せざるを得なくなることがあり、投資主に損害を与える可能性があります。

加えて、不動産をめぐる権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、賃貸不動産の売却においては、新所有者が賃借人に対する敷金返還債務等を承継するものと解されており、実務もこれにならうのが通常ですが、旧所有者が当該債務を免れることについて賃借人の承諾を得ていない場合には、旧所有者は新所有者とともに当該債務を負い続けると解される可能性があり、予想外の債務又は義務を負う場合があります。

(二) 賃貸借契約に関するリスク

a. 賃貸借契約の解約及び更新に関するリスク

賃借人が賃貸借契約上解約権を留保している場合等には契約期間中であっても賃貸借契約が終了することがあり、また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあるため、稼働率が低下し、不動産に係る賃料収入が減少することがあります。また、解約禁止条項、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合や更新料を定めている場合でも、裁判所によって所定の金額から減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

以上のような事由により、賃料収入等が減少した場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

他方で、賃貸人が、テナントとの賃貸借契約の更新を拒絶したり、解約を申し入れるためには、借地借家法（平成3年法律第90号。その後の改正を含みます。以下「借地借家法」といいます。）上、正当の事由があると認められる場合であることが必要であり、賃貸人側の意向どおりに賃貸借契約を終了させることができないことにより、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、賃貸借契約を定期建物賃貸借契約とすれば、契約の更新がないこととすることが認められていますが、定期建物賃貸借契約の効力が認められるためには、借地借家法第38条所定の要件を充足する必要があるため、借地借家法第38条所定の要件が充足されなかった場合には、当該契約は、いわゆる普通建物賃貸借契約として取り扱われる可能性があります。その結果、建物賃貸借契約が所定の時期に終了しないこと等により、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

b. 賃料不払に関するリスク

賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産法上の破産手続、民事再生法上の再生手続若しくは会社更生法上の更生手続その他の倒産手続（以下、併せて「倒産等手続」と総称します。）の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払いが滞る可能性があります。この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える状況になった場合には、投資主に損害を与える可能性があります。

また、いわゆる保証会社が保証人となっている場合を中心として、賃借人の保証人との間の保証契約において、物件の売買等を理由として賃貸人が変更された場合に保証契約が承継されない旨の特約がなされる場合があります。この場合、本投資法人が物件を取得しても、保証会社による保証の対象外となります。

c. 賃料改定に係るリスク

テナントとの賃貸借契約の期間が比較的長期間である場合には、多くの場合、賃料等の賃貸借契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。

したがって、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主に損害を与える可能性があります。

また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉いかんによっては、必ずしも、規定どおりに賃料を増額できるとは限りません。

d. 賃借人による賃料減額請求権行使のリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合を除いて、同条に基づく賃料減額請求をすることができます。請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

ある建物賃貸借契約を定期建物賃貸借契約とした上で借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合であっても、定期建物賃貸借契約の効力が認められるためには、借地借家法第38条所定の要件を充足する必要があるため、借地借家法第38条所定の要件が充足されなかった場合には、賃料減額請求権を排除することができず、物件から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

e. 変動賃料に関するリスク

本投資法人とテナントの間に締結される賃貸借契約において、固定賃料と売上実績に連動した変動賃料が組み合わさった賃料構成が採用されることがありますが、売上実績に連動した変動賃料の支払いを受ける場合には、売上げの減少が賃料総額の減少につながり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、変動賃料の支払いを伴う賃貸借契約において、変動賃料の計算の基礎となる売上高等の数値について、賃貸人がその正確性について十分な検証を行えない場合があります。その結果、本来支払われるべき金額全額の変動賃料の支払いがなされず、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

f. 定期建物賃貸借契約における賃料減額請求権排除特約に関するリスク

定期建物賃貸借契約の場合には、その有効期間中は契約中に定められた賃料をテナントに対して請求できるのが原則です。しかし、定期建物賃貸借契約においてテナントが早期解約した場合でも、残存期間全体についてのテナントに対する賃料請求が認

められない可能性があります。なお、定期建物賃貸借契約において借地借家法第32条に基づく賃料増減請求権を排除する特約を設けた場合には、同条に基づく賃料増額請求もできなくなるため、かかる賃料が契約締結時に予期し得なかった事情により一般的な相場に比べて低額となり、通常の賃貸借契約の場合よりも低い賃料収入しか得られない可能性があります。

g. 更新料、敷引等に関するリスク

賃貸借契約において、賃貸借契約が更新される際の更新料、貸主が受領した敷金の一部を借主に返還しない旨のいわゆる敷引、また契約期間中に賃借人が解約した場合の違約金に関して敷金・保証金の没収について規定することがありますが、これらの規定は状況によってはその全部又は一部が無効とされ、その結果、本投資法人に予定外の収入の減少や費用負担が発生する可能性があります。

h. 民法改正による個人根保証契約に関するリスク

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）による民法改正（以下「民法改正」といい、民法改正前の民法を「旧民法」といいます。）が施行されることによって、賃貸借の実務上、以下の影響を受けることとなり、本投資法人の収支に影響を与える可能性があります。

まず、民法改正が施行された2020年4月1日より前に締結された既存の賃貸借契約及びそれに伴う既存の保証契約については、旧民法が引き続き適用されることとなりますが、既存の賃貸借について、民法改正が施行された2020年4月1日後に合意により更新された場合や再契約が締結された場合には、更新後の契約や再契約については改正後の民法が適用されることとなります。

賃貸借契約において、保証人を要求することがありますが、改正後の民法下において、かかる保証人が法人でない場合であって、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約である場合、当該保証契約は個人根保証契約に該当し、以下の制約を受けることとなります。すなわち、個人根保証契約に該当する場合、保証債務の上限額として極度額を定めなければならず、これを定めない場合には当該保証の効力が生じません。また、保証人の死亡や破産手続開始決定等が個人根保証の元本確定事由となり、この結果、保証人は元本確定後に発生する賃料債務について保証債務を負わないこととなります。さらに、保証人に対する主債務者による契約締結時の情報提供義務等が課され、これらに違反したことにより、保証人が当該事項について誤認をし、それによって保証契約の申込み又はその承諾の意思表示をした場合であって、債権者がかかる情報提供義務違反を知り又は知ることができた場合には、保証人は保証契約を取り消すことができます。期限の利益を喪失した場合における情報提供義務に違反がある場合には、債権者は、期限の利益を喪失した時から情報提供通知を現に行うまでの遅延損害金に係る保証債務の履行を請求できなくなります。

(ホ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、液状化、津波、暴風雨、洪水、落雷、竜巻、火山の噴火、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物の稼働停止を余儀なくされることにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。加えて、災害等の影響で周辺環境が悪化することにより、賃料収入が減少し、又は当該不動産の価値が下落する結果、投資主に損害を与える可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約で填補されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払いが他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、災害等により建物が滅失、劣化又は毀損した場合、建築から年月が経過していること等の理由により、建物の建替え等に必要な図面や書面等が失われている不動産については、必要な修復を行うことができず、結果として当該不動産を従来の用途に利用することができなくなる可能性もあります。

(ヘ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク

運用資産である不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合や生じた事故に対して保険金が支払われない場合、前記「(ホ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク」と同様、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、不動産から得られる賃料収入が減少し、不動産の価格が下落する可能性があります。

さらに、経済状況によっては、インフレーション、水道光熱費等の費用の高騰、不動産管理や建物管理に係る費用、備品調達等の管理コスト及び各種保険料等のコストの上昇、租税公課の増大その他の理由により、投資対象不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。

(ト) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為の規定の施行又は適用の際、原則としてこれらの規定に適合しない現に存する建物（現に建築中のものを含みます。）又はその敷地については、当該規定が適用されない扱いとされています（いわゆる既存不適格）。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるため、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、追加的な費用負担が必要となる可能性があります。また、現状と同規模の建物を建築できない可能性やそもそも建物を再建築できない可能性もあります。さらに、建築から年月が経過していること等の理由により、建物の建替え等に必要な図面や書面等が失われている不動産については、災害等により建物が滅失、劣化又は毀損した場合、必要な修復を行うことができず、結果として当該不動産を従来の用途に利用することができなくなる可能性もあります。

また、不動産に係る様々な行政法規や各地の条例による規制が運用資産である不動産に適用される可能性があります。例えば、都市計画法、地方公共団体の条例による風致地区内における建築等の規制、河川法（昭和39年法律第167号。その後の改正を含みます。）による河川保全区域における工作物の新築等の制限、文化財保護法（昭和25年法律第214号。その後の改正を含みます。）に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務や、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該不動産の処分及び建替え等に際して、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な費用負担が生じたりする可能性があります。さらに、運用資産である不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少したり

して収益が減少する可能性があります。また、当該不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

(チ) 水質汚濁防止法上の特定施設に関するリスク

本投資法人が不動産等を取得する場合において、当該不動産等に、水質汚濁防止法に規定される特定施設が設置されている場合があります。

水質汚濁防止法によれば、特定施設の設置者は、排水基準に適合しない排水を排出するおそれがある場合には、都道府県知事により汚水等の処理の方法等の改善や特定施設の使用若しくは排水の排出の一時停止を命ぜられることがあり、また、特定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質等を含む水等が排出され又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときには、有害物質等を含む水の排出又は浸透の防止のための応急の措置を講ずべき義務を負い、これを講じない場合には、都道府県知事により応急の措置を命ぜられることがあります。さらに、有害物質に該当する物質を含む水の地下への浸透があったことにより、現に人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府県知事によりその被害を防止するため必要な限度において、地下水の水質の浄化のための措置を命ぜられることがあります。これらの場合、本投資法人に多額の費用の負担が生じる可能性があります。加えて、かかる有害物質が含まれた排水の排出又は地下への浸透により、人の生命又は身体を害したときは、当該排出又は地下への浸透をした者は、無過失責任を負うものとされていることから、特定施設において事故等が生じた場合には、本投資法人が第三者に対して多額の損害を賠償する義務が発生する可能性もあります。

これらの結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リ) 法令の制定・変更に関するリスク

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。その後の改正を含みます。以下「土壤汚染対策法」といいます。）のほか、将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。

また、消防法（昭和23年法律第186号。その後の改正を含みます。）その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、不動産の管理費用等が増加する可能性があるほか、エネルギー及び温室効果ガスの削減並びに耐震診断及び耐震改修の促進を目的とした法令、条例等の制定、適用、改正等によっても、追加的な費用負担等が発生する可能性があります。加えて、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

(ヌ) 売主の倒産等の影響を受けるリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主として不動産を取得した場合には、当該不動産の売買が売主の債権者により取り消される（詐害行為取消）可能性があります。また、本投資法人が不動産を取得した後、売主について倒産等手続が開始された場合には、不動産の売買が破産管財人、監督委員又は管財人により否認される可能性が生じます。

また、本投資法人が、ある売主から不動産を取得した別の者（本(ヌ)において、以下「買主」といいます。）からさらに不動産を取得した場合において、本投資法人が、当該不動産の取得時において、売主と買主間の当該不動産の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となりうる事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

本投資法人は、管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等について諸般の事情を慎重に検討し、実務的に可能な限り管財人等により売買が否認又は取消されるリスク等を回避するよう努めますが、このリスクを完全に排除することは困難です。

さらに、取引の態様如何によっては売主と本投資法人との間の不動産の売買が、担保取引であると判断され、当該不動産は破産者である売主の破産財団の一部を構成

し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性（いわゆる真正譲渡でないといふとみなされるリスク）もあります。

(ル) マスターリース会社に関するリスク

本投資法人は、マスターレシー（転貸人）が本投資法人又は信託受託者とマスターリース契約を締結した上で、各転借人に対して転貸するマスターリースの形態をとる物件を取得することがあります。

マスターリースの形態をとる物件においてマスターレシーの財務状況が悪化した場合、転借人がマスターレシーに賃料を支払ったとしても、マスターレシーの債権者がマスターレシーの転借人に対する賃料債権を差し押さえる等により、マスターレシーから本投資法人又は信託受託者への賃料の支払いが滞る可能性があります。

本投資法人、マスターレシー及び信託受託者との間で締結されたマスターリース契約が、マスターレシーの倒産又は契約期間満了等により終了した場合には、本投資法人が信託受託者との間で新たなマスターリース契約（以下「新マスターリース契約」といいます。）を締結し、本投資法人がそれまでのマスターレシー（以下「旧マスターレシー」といいます。）及びエンドテナントとの間の転貸借契約及び旧マスターレシーのエンドテナントに対する権利及び義務等を承継することが規定されている場合があります。この場合において、本投資法人は、賃貸人である信託受託者に対して、新マスターリース契約に基づいて請求し得る敷金返還請求権等に比して過重な敷金返還債務等をエンドテナントに対して負担しなければならない可能性があります。

また、本投資法人がエンドテナントに対して、賃貸人たる地位を承継した旨を通知する前に、エンドテナントが旧マスターリース会社に賃料等を支払った場合、本投資法人は賃貸人たる信託受託者に対して賃料を支払う必要があるにもかかわらず、エンドテナントに対して賃料を請求できなくなります。

これらの場合、旧マスターレシーに対して求償権又は不当利得返還請求権を行使することは可能ですが、旧マスターレシーが破綻状態に陥っており、十分に損害を回復できない場合には、本投資法人は損失を被ることになります。

(ロ) 転貸に関するリスク

賃借人（転借人を含みます。）に、不動産の一部又は全部を転貸する権限を与えた場合、本投資法人は、不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなったりする可能性があるほか、賃借人の賃料が、転借人の賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸借契約が合意解約された場合、又は債務不履行を理由に解除された場合であっても、賃貸借契約上、賃貸借契約終了の場合に転貸人の転借人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される旨規定されている場合等には、かかる敷金等の返還義務が、賃貸人に承継される可能性があります。このような場合、敷金等の返還原資は賃貸人の負担となり、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ワ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

テナントによる不動産の利用・管理状況は、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

例えば、建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、テナントによる建物への変更工事、内装の変更その他利用状況等により、建築基準法、消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する必要が生じ、又は法令上不利益を被る可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、テナントによる転貸や賃貸借の譲渡が本投資法人の承諾なしに行われる可能性があります。その他、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、テナントによる不動産の利用状況が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。賃貸人は賃借人と普通建物賃貸借契約を締結した場合又は定期建物賃貸借契約を締結したものの借地借家法第38条所定の要件が充足

されないことにより定期建物賃貸借契約としての効力が否定された場合、正当の事由があると認められなければ、賃貸借期間が経過した場合であっても賃借人との賃貸借契約を終了することができず、テナントによる不動産の利用状況の悪化を阻止できない可能性があります。

(カ) 周辺環境の悪化等に関するリスク

本投資法人の運用資産である不動産の周辺環境が本投資法人の支配できない事由により悪化する可能性があり、その結果、本投資法人の運用資産である不動産の収益の低下や価値の下落が生じ、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。そのような事由として、例えば、周辺建物の建替え等により、騒音、振動等を発したり、静謐な環境を妨げる施設が誕生することによる環境の悪化、周辺建物のテナント属性の悪化に伴う地域の治安の悪化等があげられます。

(コ) 共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の価格に従い、その過半数で行うものとされているため（民法第252条第1項）、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため（民法第249条第1項）、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

さらに、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条第1項本文）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第3項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません（民法第256条第1項ただし書）。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者について倒産手続の対象となった場合には、管財人等は、その換価処分権を確保するために分割請求ができることとされています。ただし、共有者は、倒産手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、民事再生法第48条、会社更生法第60条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。したがって、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産の共有者が賃借人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃借人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(タ) 区分所有建物に関するリスク

「区分所有建物」とは建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。その後の改正を含みます。以下「区分所有法」といいます。）の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分と共有となる共用部分及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約（管理規約の定めがある場合）によって管理方法が定められます。建替え決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権（管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合）の各5分の4以上の多数の建替え決議が必要とされる等（区分所有法第62条）、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意をすることがあることは、共有物件の場合と同様です。

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています（区分所有法第22条）。ただし、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、かかる第三者との関係では分離処分が有効となります（区分所有法第23条）。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、その敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利用権（いわゆる分有形式の敷地利用権）として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用借権及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可能性があります。

このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(レ) 借地物件に関するリスク

借地権（転借地権を含みます。以下、本「(レ) 借地物件に関するリスク」において同じです。）とその借地上に存在する建物については、自らが所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限到来により当然に消滅し（定期借地権の場合）又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します（普通借地権の場合）。また、借地権が地代の不払その他により解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合（借地借家法第13条、旧借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。以下「旧借地法」といいます。）第4条第2項）を除き、借地上に存在する建物を取り壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、買取価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。加えて、本投資法人又は信託受託者が有する権利が転借地権である場合、借地権（転借地権を除きます。）が解除その他の理由により消滅してしまうと、原則として、本投資法人又は信託受託者が有する転借地権も消滅します。

また、本投資法人又は信託受託者が借地権を有している土地の所有権が、他に転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等が実行されたりすることにより第三者に移転する可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件（借地権の登記又は借地権を有している土地上に借地権者が登記されている建物を所有していることが該当します。）が具備されていないときは、本投資法人又は信託受託者は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

さらに、借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することになるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払いが予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してきたりする場合があります（なお、法律上借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。）。

加えて、借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金及び保証金等の返還請求権について担保設定や保証はなされないのが通例です。

借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

(ソ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物（共有持分、区分所有権等を含みます。）を第三者から賃借の上又は信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差し入れた敷金及び保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があることは、前記「(レ) 借地物件に関するリスク」の場合と同じです。

加えて、民法上、本投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて締結した賃貸借契約が何らかの理由により終了した場合、原則として、本投資法人又は当該受託者とテナントの間の転貸借契約も終了するとされているため、テナントから、転貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

(ツ) 底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が、土地所有者から借地権の設定を受け、その上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。底地物件の場合は特有のリスクがあります。借地権は、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります（借地借家法第13条及び旧借地法第4条第2項）。普通借地権の場合、借地権の期限到来時に更新拒絶につき前記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、借地権者より時価での建物買取を請求される場合においても、買取価格が本投資法人が希望する価格以下である保証はありません。

また、借地権者の財務状況が悪化した場合又は倒産等手続の対象となった場合、借地契約に基づく土地の賃料の支払いが滞る可能性があり、この延滞賃料の合計額が敷金及び保証金等で担保される範囲を超える場合は投資主に損害を与える可能性があります。

加えて、借地契約では、多くの場合、賃料等の借地契約の内容について、定期的に見直しを行う旨を規定する条項が含まれています。当該条項に基づく賃料の改定により賃料が減額された場合、投資主に損害を与える可能性があります。また、借地権者は借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求をすることができ、これにより、当該底地から得られる賃料収入が減少し、投資主に損害を与える可能性があります。

さらに、借地権が賃借権である場合、借地権者による借地権の譲渡には、原則として、本投資法人の承諾が必要となりますが、裁判所が承諾に代わる許可をした場合（借地借家法第19条）や、借地契約上事前に一定範囲での借地権の譲渡を承諾している場合には、本投資法人の承諾なく借地権が本投資法人との関係でも有効に譲渡される結果、財務状態に問題がある等の本投資法人が望まない者が借地権者となる可能性があります、その結果、投資主に損害を与える可能性があります。

(ネ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結することは原則としてありません。しかし、未竣工ではあるものの、建物の竣工、引渡し、その後のテナント確保についてのリスクが極小化されている（当該建物の竣工後のテナントが確保できているもののみならず、当該建物の引渡し後一定期間は賃料が発生しないことが想定されている場合を含みます。）と判断できる投資資産については、当該物件未竣工時点での売買契約を締結することがあります。また、本投資法人は、後記「 その他（二） 特定目的会社の優先出資証券への投資に関するリスク」に記載のとおり、資産流動化法に基づく特定目的会社はその資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする場合、その優先出資証券への投資を行うことがあり、かかる特定目的会社の投資先である不動産等の中に、開発段階の物件が存在する場合があります。かかる場合、本投資法人又は当該特定目的会社は、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合とは異なり、様々な事由により、開発が遅延、変更又は中止されることにより、売買契約どおりの引渡しを受けられない可能性があります。この結果、本投資法人又は当該特定目的会社は、既に完成した物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、又は予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人又は当該特定目的会社が負担し若しくは被ったりする可能性があります、その結果、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、竣工後のテナントの確保が当初の期待を下回り、見込みどおりの賃料収入を得られない可能性があります、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ナ) フォワード・コミットメント等に係るリスク

本投資法人は、不動産又は不動産を信託する信託の受益権を取得するにあたり、いわゆるフォワード・コミットメント等を行うことがあります。不動産売買契約が買主の事情により解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、不動産又は不動産を信託する信託の受益権の売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払いにより、本投資法人の財務状況等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ウ) 有害物質に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性や、自然由来と推定される原因によって有害物質が存在している可能性があります、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務を負う可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事により調査・報告を命ぜられることがあり、また、土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、都道府

県知事によりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を命ぜられることがあります。

この場合、本投資法人に多額の負担が生じる可能性があり、また、本投資法人は、支出を余儀なくされた費用について、その原因となった者やその他の者から常に償還を受けられるとは限りません。

また、本投資法人が建物又は建物を信託する信託の受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されているか若しくは使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、当該建物の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的若しくは部分的交換が必要となる場合又は有害物質の処分若しくは保管が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人にかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

将来的に環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課されたり、また有害物質に関連する会計基準の変更がされたりすること等により本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ム) 埋立地に関するリスク

本投資法人の運用資産には、埋立地に立地するものが含まれていますが、埋立地に所在する不動産には、埋立に使用した土壌に有害物質が含まれている等の理由により、土地に有害物質が含まれている可能性があります（当該土地に有害物質が含まれる場合のリスクの詳細は、上記「(ラ) 有害物質に関するリスク」をご参照下さい。）。また、埋立地は沿岸部に所在することも多く、津波、高潮その他の災害、海面上昇等による被害を受ける可能性もあります（かかる災害が生じた場合のリスクの詳細は、上記「(ホ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク」をご参照下さい。）。更に、埋立地の地盤は、軟弱である可能性があることから、当該土地上の建物について、不等沈下その他の沈下を生じる可能性がある他、地震の際には液状化による沈下や毀損等の被害を生じる可能性もあります。これらの理由により当該不動産が被害を受けた場合、予定されていない費用、損害若しくは損失を本投資法人が負担し若しくは被る可能性がある他、当該不動産の価値が下落する可能性があり、その結果、本投資法人の収益等が悪影響を受け、投資主又は投資法人債権者が損失を被る可能性があります。

(ウ) 不動産を信託の受益権の形態で保有する場合の固有のリスク

本投資法人は、不動産を信託の受益権の形式で取得することがあります。

信託受託者が信託財産としての不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的には全て受益者に帰属することになります。したがって、本投資法人は、信託の受益権の保有に伴い、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを負担することになります。

信託契約上信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を要求されるのが通常です。さらに、不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権については受益証券発行信託の受益証券でない限り私法上の有価証券としての性格を有していませんので、債権譲渡と同様の譲渡方法によって譲渡することになり、有価証券のような流動性がありません。

信託法（大正11年法律第62号。その後の改正を含みますが、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）による改正前のもの。）及び信託法（平成18年法律第108号。その後の改正を含みます。）上、信託受託者が倒産等手続の対象となった場合に、信託の受益権の目的となっている不動産が信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要があります。仮にかかる登記が具備されていない場合には、本投資法人は、当該不動産が信託の受益権の目的となっていることを第三者に対抗できない可能性があります。

また、信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。

さらに、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵、契約不適合等につき、当初委託者が信託財産の受託者に対し一定の瑕疵担保責任又は契約不適合責任を負担する場合に、信託財産の受託者が、かかる瑕疵担保責任又は契約不適合責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主に損害を与える可能性があります。

(中) 信託受益権の準共有等に関するリスク

運用資産である不動産信託受益権が第三者との間で準共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、準共有されている権利の管理は、準共有者間で別段の定めをした場合を除き、準共有者の持分の価格に従い、その過半数で行うものとされているため(民法第264条、民法第252条第1項)、本投資法人が準共有持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営についての信託受益者の指図に本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。

また、準共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、準共有されている信託受益権については、準共有者間で準共有持分の優先的購入権の合意をすることにより、準共有者がその準共有持分を第三者に売却する場合に他の準共有者が優先的に購入できる機会を与えるようにする義務を負う場合があります。

不動産信託受益権の準共有者が不動産信託受託者に対して有する信託交付金の請求権は不可分債権となり不動産信託受託者に対して負担する信託費用等の支払義務は不可分債務になると一般的には解されており、準共有者は他の準共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

更に、前記のとおり、準共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されているため、準共有者は、他の準共有者が予期せず変動し、その結果、不利益を受ける可能性もあります。

準共有されている信託受益権については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の減価要因が増す可能性があります。

税制に関するリスク

(イ) 導管性要件に係るリスク

税法上、投資法人に係る課税の特例規定により、一定の要件（導管性要件）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益超過分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定するものをいいます。次の所有先要件において同じです。）以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時ににおいて、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時ににおいて、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと（匿名組合出資を含み、一定の海外子会社を除きます。）

本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、下記に記載した要因又はその他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入することができなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

a. 会計処理と税務処理との不一致によるリスク

会計処理と税務処理との不一致が生じた場合、会計上発生した費用・損失について、税務上その全部又は一部を損金に算入することができない等の理由により、法人税等の税負担が発生し、配当の原資となる会計上の利益は減少します。支払配当要件における配当可能利益の額（又は配当可能額）は会計上の税引前利益に基づき算定されることから、多額の法人税額が発生した場合には、配当可能利益の額の90%超の配当（又は配当可能額の90%超の金銭分配）ができず、支払配当要件を満たすことが困難となる可能性があります。

b. 資金不足により計上された利益の配当等の金額が制限されるリスク

借入先要件に基づく借入先等の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、配当の原資となる資金の不足により支払配当要件を満たせない可能性があります。

c. 借入先要件に関するリスク

本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合又は本投資法人の既存借入金に関する貸付債権が機関投資家以外に譲渡された場合、あるいはこの要件の下における借入金の定義が税法上において明確ではないためテナント等からの預り金等が借入金に該当すると解釈された場合においては、借入先要件を満たせなくなる可能性があります。

d. 投資主の異動について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

本投資口が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、所有先要件あるいは非同族会社要件が満たされなくなる可能性があります。

(ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において行った利益の配当等の損金算入が否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、規約において、特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上となるよう資産運用を行うもの（規約第12条第6項）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更された場合には、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(二) 一般的な税制の変更に係るリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の運用資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る利益の配当、資本の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有若しくは売却による投資主の手取金の額が減少し、又は税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

その他

(イ) 不動産の鑑定評価士その他専門家の意見への依拠に関するリスク

本投資法人又は本資産運用会社は、不動産等を取得するに際して又は取得後、当該不動産等の鑑定評価を不動産鑑定士等に依頼し、鑑定評価書を取得することがありますが、不動産等の鑑定評価額は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものととどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

また、本投資法人又は本資産運用会社は、不動産等を取得するに際して又は取得後、当該不動産等の建物状況調査評価書及び地震リスク診断報告書並びに構造計算書の妥当性に関する第三者の報告書を取得することがありますが、建物状況調査評価書及び地震リスク診断報告書並びに構造計算書の妥当性に関する第三者の報告書は、建物の評価に関する専門家が、設計図書等の確認、現況の目視調査又は施設管理者への聞き取り等を行うことにより、現在又は将来発生することが予想される建物の不具合、必要と考えられる修繕又は更新工事の抽出及びそれらに要する概算費用並びに再調達価格の算出、並びに建物の耐震性能及び地震による損失リスク等を検討した結果を記載したものであり、不動産に欠陥、瑕疵等が存在しないことを保証又は約束するものではありません。

さらに、不動産に関して算出されるPML値も個々の専門家の分析に基づく予想値にすぎません。PML値は、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。

加えて、本投資法人又は本資産運用会社は、不動産等を取得するに際して又は取得後、当該不動産等のマーケットレポートを取得することがあります。とりわけ、利害関係者に不動産等を賃貸する場合はマーケットレポートを必ず取得することとしています。マーケットレポートにより提示される第三者によるマーケット分析、統計情報

及び想定賃料水準等は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものととどまり、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致するとは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査会社及び調査の時期又は方法によってマーケット分析、統計情報及び想定賃料水準等の内容が異なる可能性があります。また、想定賃料水準は、現在及び将来において当該賃料水準による賃貸借の可能性を保証又は約束するものではありません。

(ロ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日））が、2005年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されたことに伴い、本投資法人においても減損会計が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。減損会計の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があり、また、税務上は当該資産の売却まで損金を認識することができない（税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除きます。）ため、税務と会計の齟齬が発生することとなり、税務上のコストが増加する可能性があります。

景気情勢や不動産価格の変動等によって本投資法人の保有している資産の価格が大幅に下落した場合等に、会計上減損損失が発生する可能性があります。

(ハ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産に関する匿名組合出資持分への投資を行うことがあります。本投資法人が出資するかかる匿名組合では、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資しますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産等の価値が下落した場合等には、本投資法人が匿名組合員として得られる分配金や元本の償還金額等が減少し、その結果、本投資法人が営業者に投資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が禁止若しくは制限されていることがあり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。

(二) 特定目的会社の優先出資証券への投資に関するリスク

本投資法人は規約に基づき、資産流動化法に基づく特定目的会社とその資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする場合、その優先出資証券への投資を行うことがあります。かかる優先出資証券への投資を行う場合にも、本投資法人は、税法上の導管性要件（前記「税制に関するリスク（イ）導管性要件に係るリスク」をご参照ください。）に抵触することなく保有する意向です。また、規約に基づき中長期の安定運用を目標としているため、取得した優先出資証券につき短期間でその売却を行うことは意図しておりません。ただし、売却する方が本投資法人にとってより経済的な合理性があると判断される場合、その売却を行うことがあります。

しかし、優先出資証券については確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、したがって、売却を意図してもその売却が困難な場合があり、又は、予定より低い価額での売買を余儀なくされる可能性があります。また、特定目的会社の投資する不動産に関する収益が悪化した場合や当該不動産の価値が下落した場合又は特定目的会社の開発する不動産が予想した価格で売却できない場合、さらには導管体である特定目的会社において意図されない課税が生じた場合等には、当該特定目的会社の発行する優先出資証券に投資した本投資法人が当該優先出資証券より得られる運用益や分配される残余財産の減少等により損害を被るおそれがあります。また、優先出資証券の発行をした特定目的会社が自ら土地又は土地の賃借権を取得してその上に建

物を建築する場合もあり、そのような場合には、前記「不動産及び信託の受益権に関するリスク（ネ）開発物件に関するリスク」に記載のリスクがあります。

(ホ) 今後の資産の取得及び譲渡に関するリスク

本投資法人は、本書の日付以降、取得予定資産を取得する予定です。

しかし、取得予定資産の当該時点での保有者と不動産売買契約を締結したとしても、その時々を経済環境により、不動産売買契約に規定された一定の条件が成就しないこと等により、取得予定資産を取得することができない可能性があります。この場合、本投資法人は、代替資産を取得するための努力を行う予定ですが、短期間に投資に適した物件を取得することができる保証はなく、短期間に物件を取得できず、かつ、かかる資金を有利に運用できない場合には、投資主に損害を与える可能性があります。

また、本投資法人は、本書の日付現在保有する資産及び取得予定資産の運用のみを目的としているものではなく、常時、新たな資産取得に向けた市場調査や情報の入手並びに資産譲渡の実現可能性の把握等に努めています。したがって、本書の日付現在において取得予定資産以外に具体的に取得の決定を行った資産はありませんが、今後、本投資法人が本書の日付現在保有する資産及び取得予定資産以外の資産の取得、又は保有する資産の一部の譲渡を決定することがあり得ます。かかる資産取得又は譲渡の決定は、本書提出から間もない時点で公表される可能性もあります。

(ヘ) 本投資法人の資産規模が小規模であることに関するリスク

本投資法人の資産規模は比較的小さいため、各種費用が資産規模との関係で相対的に高くなり、結果として本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ト) 感染症の影響を受けるリスク

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大防止のための行動制限が緩和されたことに伴い、個人消費の回復、インバウンド需要の回復等が見込まれる一方、シェアオフィス勤務、在宅勤務等の普及によるオフィス需要の変化等により、テナントから賃料減額請求を受けたりテナントによる賃料支払が滞ったりする可能性があるほか、テナント退去に伴う空室リスクが顕在化する可能性があります。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をはじめとする各種の感染症が拡大又は長期化した場合、本資産運用会社の役職員の感染防止のため、テレワークの活用を想定しておりますが、業務の中にはこれに適さない業務も存在することから、感染の影響が長期化すれば、本資産運用会社の業務が滞り、結果として、本投資法人の資産運用に悪影響が及ぶ可能性があります。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行の収束時期は依然として不透明であり、最終的な影響については予測し難いことから、前述の悪影響以外のリスクが顕在化する可能性もあり、その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

本投資法人及び本資産運用会社は、以上のようなリスクが投資リスクであることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるようリスク管理体制を整備しています。

しかしながら、当該リスク管理体制については、十分に効果があることが保証されているものではなく、リスク管理体制が適切に機能しない場合、投資主に損害が及ぶおそれがあります。

本投資法人の体制

本投資法人においては、その役員会規程において、役員会を2か月に1回以上開催することと定めています。本投資法人の役員会においては、執行役員及び監督役員が出席し、本資産運用会社が同席の上、執行役員の職務執行状況並びに本資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社の業務執行状況等について執行役員の報告が行われることとされており、役員会を通じた管理を行う内部管理体制を確立しています。なお、執行役員の職務執行状況並びに本資産運用会社、一般事務受託者及び資産保管会社の業務執行状況の報告は3か月に1回以上行うこととされています。また、本書の日付現在、本投資法人の監督役員には、弁護士1名、公認会計士1名の計2名が選任されており、各監督役員は、これまでの実務経験と見識に基づき、執行役員の職務執行につき様々な見地から監督を行っています。

本資産運用会社の体制

本資産運用会社は、本投資法人の資産運用に関する諸リスクに対し、以下のとおりリスク管理体制を整備しています。

(イ) 運用ガイドライン及びリスク管理規程の策定・遵守

本資産運用会社は、本投資法人の規約の投資方針等の基本方針を実現するため、本投資法人の規約等に沿って運用ガイドラインを策定し、投資方針、利害関係者との取引ルール、投資物件の取得及び売却並びに投資物件の運営管理に係る基本方針等を定めています。本資産運用会社は、運用ガイドラインを遵守することにより、投資運用に係るリスクの管理に努めます。

また、本資産運用会社は、リスク管理規程において、リスク管理の基本方針、リスク管理の統括者及び重要な問題の発見時の対応方法等を規定し、本資産運用会社が管理すべき主要なリスクとして、運用リスク、財務リスク、システムリスク、レピュテーション・リスク、コンプライアンスに関するリスク及び反社会的勢力に関するリスク等を定義し、取締役会や本資産運用会社のリスクに関する統括者であるコンプライアンス・オフィサー及び各部署のリスク管理に関する責任者である各部署の部長の役割を定めています。なお、リスクの状況については、コンプライアンス・オフィサーが、必要な場合には随時、及び内部監査責任者として実施する内部監査の中で、モニタリングの上、評価及び分析し、各部署に対して必要な勧告及び指示を与えるとともに、その結果につき、コンプライアンス委員会及び取締役会に報告することとされており、リスク管理体制の適切性又は有効性については、コンプライアンス・オフィサーが統括する内部監査及び外部機関による監査等により検証を行うものとしています（かかる内部監査による検証の詳細については、後記「(ロ) 内部監査による検証」をご参照ください。）。

(ロ) 内部監査による検証

内部監査業務は、コンプライアンス室を担当部門とし、内部監査責任者は、その長であるコンプライアンス・オフィサーとします。コンプライアンス室は、内部監査計画書に基づく業務監査を実施するとともに、代表取締役社長が指示した場合には、特別監査を実施するものとします。なお、コンプライアンス室の内部監査は代表取締役が行います。内部監査は、各組織の業務及び運営が、金融商品取引法、投信法及び宅地建物取引業法等の法令、投信協会が定める諸規則及び本資産運用会社の社内規程等にしがって、適切かつ効率的に行われているか否かの監査、不正又は重大な過失の発見及び未然防止態勢の監査、個人情報管理及び法人関係情報の管理を含む、各種の情報管理が適切に行われているか否かの監査、事務リスク管理態勢の監査、システムリスク（コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い顧客や本資産運用会社が損失を被るリスクをいいます。）に関する監査並びにその他必要な事項の内部監査等を含むものとされています。内部監査責任者は、内部監査を終了したときはすみやかに内部監査報告書を作成し、これを代表取締役社長及び取締役会に報告し、また、必要に応じて改善指示書を作成し、これを代表取締役社長及び取締役会に報告するとともに、代表取締役社長の承認を得た上で、被監査部長に内部監査報告書及び改善指示書を交付します。被監査部の責任者は、内部監査責任者から改善又は処置すべき事項について内部監査報告書及び改善指示書を受けた場合には、すみやかにその処理を行うとともに、その結果を改善報告書に記載し内部監査責任者を經由して代表取締役社長に報告しなければなりません。被監査部の責任者より改善報告書が提出された場合、内部監査責任者は意見のあるものについては、直ちに審議し再度意見を述べるものとし、実施事項については、処置の確認を行います。

(ハ) 利害関係者取引規程

参照有価証券報告書「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 利害関係者取引規程」をご参照ください。

(ニ) 内部者取引等防止規程

本資産運用会社では、内部者取引等防止規程を制定し、本資産運用会社の役員及び従業員によるインサイダー取引の防止に努めています。なお、同規程において、本資産運用会社の役員及び従業員は、本投資証券等の売買等を行ってはならないものとされています（ただし、累積投資契約による本投資証券等の購入（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第59条第1項第9号に掲げる場合に限る。）又は法人関係情報管理責任者（本資産運用会社のコンプライアンス・オフィサーがこれにあたります。）の許可を得た上での本投資証券等の売却を行うことができるものとされています。）。

(ホ) フォワード・コミットメント等

フォワード・コミットメント等に係る物件は、決済までの間、本投資法人の貸借対照表には計上されずオフバランスとなりますが、当該期間中の当該物件の価格変動リスクは本投資法人に帰属することになります。このため、フォワード・コミットメント等を締結する際には、解約違約金の上限、物件の取得額の上限、契約締結から決済・物件引渡しまでの期間の上限及び決済資金の調達方法等についてのルールを定めたフォワード・コミットメント等に係る規程を遵守し、当該リスクを管理しています。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

東海道リート投資法人 本店
（東京都千代田区大手町二丁目2番1号）

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【特別情報】

第1【内国投資証券事務の概要】

1 名義書換の手續、取扱場所、取次所、代理人及び手数料

本投資口は振替投資口であるため、投資主は、本投資法人又は投資主名簿等管理人であるみずほ信託銀行株式会社に対して、投資口の名義書換を直接請求することはできません。また、本投資口については、投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります（振替法第226条第1項、第227条第1項）。本投資口に係る投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知（振替機関が本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。）により行われます（振替法第228条、第152条第1項）。投資主は、振替機関又は口座管理機関に対して振替（譲受人がその口座における保有欄に譲渡に係る数の増加の記載又は記録を受け、譲渡人がその口座における保有欄に当該数の減少の記載又は記録を受けることをいいます。以下同じです。）の申請を行い、本投資口の振替が行われることにより、本投資口の譲渡を行うこととなります（振替法第228条、第140条）。なお、本投資口の譲渡は、原則として、本投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません（投信法第79条第1項）。

投資主名簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料は、以下のとおりです。

取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
取次所	該当事項はありません。
代理人の名称及び住所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
手数料	該当事項はありません。

2 投資主名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

3 投資主に対する特典

該当事項はありません。

4 内国投資証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

5 その他内国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第2【その他】

1. 新投資口発行及び投資口売届出目論見書の表紙及び表紙の次頁以降に、本投資法人の名称、英文名称（Tokaido REIT, Inc.）又はその略称、本投資法人のロゴマーク及びイラストを記載することがあります。
2. 新投資口発行及び投資口売届出目論見書の表紙の次頁に、以下のとおり記載します。

「募集又は売出しの公表後における空売りについて

 - (1) 金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）（以下「金商法施行令」といいます。）第26条の6の規定により、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号。その後の改正を含みます。）（以下「取引等規制府令」といいます。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間）において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り（注1）又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うことはできません。
 - (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（注1）に係る有価証券の借入れ（注2）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

（注1）取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。）等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

（注2）取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みます。」
3. 新投資口発行及び投資口売届出目論見書の表紙の次頁に、以下のとおり金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成12年法律第101号。その後の改正を含みます。）に係る重要事項の記載を行います。

「不動産投資証券は、主に不動産への投資の成果を投資家に還元することを目指した商品です。運用の目的となる不動産の価格や収益力の変動等により取引価格が下落し、損失を被ることがあります。また、倒産等、発行者の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。本投資口は、不動産等を投資対象とするため、個別の不動産において地震や火災による被災等の様々な理由により、収入が減少したり費用が増加した場合、利益の分配額が減少したり、市場価格が低下する場合があります。」
4. 新投資口発行及び投資口売届出目論見書の表紙の次頁に、以下のとおり記載を行います。

「今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（[URL] <https://www.tokaido-reit.co.jp>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。」